

(3) 他府県の公立大学との対比

県立大学の現状を把握するために、他府県の公立大学との対比を行うことは有意義と考えた。しかし、全国の公立大学のデータと県立大学のデータを単純に比較することは、各大学の特長、学部の内容、学生数等が異なり合理的ではない。

規模や地域性等を考慮して、福井県立大学、静岡県立大学、京都府立大学、岡山県立大学、県立広島大学と比較分析することとした。

① 入学志願者・入学者数調

| 大学名 | 区 分 | 募集人員A | 志願者数B | 入学者数E | 志願倍率 B/A | 受験率 C/B (%) | 競争率 C/D | 入学率 E/D (%) | 昨年度 競争率 | 推薦率 | |
|-----------|-----------|------------------|---------|-------|-------------|----------------|------------|----------------|------------|------|-----|
| 福 井 県 大 | 学部一般選抜I部 | 300 | 2,421 | 304 | 8.1 | 66.6% | 3.6 | 67.7% | 3.2 | | |
| | 大学院一般選抜I部 | 50 | 41 | 25 | 0.8 | 92.7% | 1.2 | 78.1% | 1.2 | | |
| | 学部特別選抜I部 | 推薦入試 | 75 | 135 | 78 | 1.8 | 100.0% | 1.7 | 100.0% | 1.5 | 20% |
| | 学部特別選抜I部 | 帰国子女特別選抜 | 若干名 | 1 | | | 100.0% | | | 1.0 | |
| | 学部特別選抜I部 | 中国引揚者等 子女特別選抜 | 若干名 | | | | | | | | |
| | 学部特別選抜I部 | 社会人特別選抜 | 若干名 | 3 | | | 100.0% | | | 2.5 | |
| | 学部特別選抜I部 | 私費外国人 留学生特別選抜 | 若干名 | 18 | 5 | | 94.4% | 2.4 | 71.4% | 1.8 | |
| | 大学院特別選抜I部 | 社会人 | 14 | 13 | 13 | 0.9 | 100.0% | 1.0 | 100.0% | 1.1 | |
| | 大学院特別選抜I部 | 外国人留学生 | 1 | 1 | | | 100.0% | | | 1.0 | |
| | I部計 | | 439 | 2,633 | 425 | 6.0 | 69.2% | 3.1 | 73.4% | | |
| | 総計 | | 439 | 2,633 | 425 | 6.0 | 69.2% | 3.1 | 73.4% | | |
| 静 岡 県 大 | 学部一般選抜I部 | 371 | 2,384 | 383 | 6.4 | 74.6% | 3.3 | 72.0% | 3.3 | | |
| | 大学院一般選抜I部 | 117 | 132 | 82 | 1.1 | 94.7% | 1.4 | 90.1% | 1.4 | | |
| | 学部特別選抜I部 | 推薦(センター課外) | 32 | 63 | 29 | 2.0 | 100.0% | 2.2 | 100.0% | 1.9 | 27% |
| | 学部特別選抜I部 | 推薦(センター免除) | 102 | 283 | 107 | 2.8 | 100.0% | 2.6 | 100.0% | 2.6 | |
| | 学部特別選抜I部 | 帰国子女 | 若干名 | 5 | 2 | | 80.0% | 1.3 | 66.7% | 1.3 | |
| | 学部特別選抜I部 | 社会人 | 若干名 | 12 | 1 | | 100.0% | 12.0 | 100.0% | 16.0 | |
| | 学部特別選抜I部 | 私費外国人 留学生 | 若干名 | 44 | 11 | | 65.9% | 2.4 | 91.7% | 2.3 | |
| | 大学院特別選抜I部 | 推薦 | 35 | 36 | 32 | 1.0 | 100.0% | 1.1 | 97.0% | 1.0 | |
| | 大学院特別選抜I部 | 社会人 | 16 | 12 | 12 | | 93.8% | 1.2 | 92.3% | 1.2 | |
| | 大学院特別選抜I部 | 私費外国人 留学生 | 若干名 | 11 | 6 | | 90.9% | 1.4 | 85.7% | 1.8 | |
| | I部計 | | 657 | 2,986 | 665 | 4.5 | 78.9% | 2.8 | 80.3% | 2.8 | |
| 総計 | | 657 | 2,986 | 665 | 4.5 | 78.9% | 2.8 | 80.3% | | | |
| 滋 賀 県 大 | 学部一般選抜I部 | 474 | 2,687 | 478 | 5.7 | 66.5% | 2.9 | 77.7% | 3.0 | | |
| | 大学院一般選抜I部 | 127 | 166 | 116 | 1.3 | 97.0% | 1.2 | 87.2% | 1.2 | | |
| | 学部特別選抜I部 | 推薦 | 126 | 293 | 127 | 2.3 | 99.7% | 2.3 | 99.2% | 2.2 | 21% |
| | 学部特別選抜I部 | 帰国子女 | 若干名 | 1 | | | 100.0% | | | 3.0 | |
| | 学部特別選抜I部 | 中国引揚者 子女 | 若干名 | | | | | | | | |
| | 学部特別選抜I部 | 私費留 学 | 若干名 | 38 | 1 | | 100.0% | 2.7 | 7.1% | 3.5 | |
| | 大学院特別選抜I部 | 社会人 | 若干名 | 7 | 6 | | 100.0% | 1.2 | 100.0% | 1.2 | |
| | 大学院特別選抜I部 | 留 学 | 若干名 | 8 | 7 | | 87.5% | 1.0 | 100.0% | 1.7 | |
| | I部計 | | 727 | 3,200 | 735 | 4.4 | 71.7% | 2.5 | 81.4% | | |
| | 総計 | | 727 | 3,200 | 735 | 4.4 | 71.7% | 2.5 | 81.4% | | |
| | 京 都 府 大 | 学部一般選抜I部 | 307 | 1,626 | 329 | 5.3 | 81.7% | 3.5 | 87.0% | 3.7 | |
| 大学院一般選抜I部 | | 126 | 215 | 134 | 1.7 | 98.1% | 1.3 | 82.7% | 1.3 | | |
| 学部特別選抜I部 | | 推薦選抜 | 97 | 325 | 101 | 3.4 | 99.7% | 3.2 | 100.0% | 3.0 | 24% |
| I部計 | | | 530 | 2,167 | 564 | 4.1 | 86.0% | 2.9 | 88.0% | 3.0 | |
| 総計 | | | 530 | 2,167 | 564 | 4.1 | 86.0% | 2.9 | 88.0% | | |
| 岡 山 県 大 | 学部一般選抜I部 | 267 | 3,144 | 283 | 11.8 | 62.6% | 4.3 | 61.1% | 2.8 | | |
| | 大学院一般選抜I部 | 99 | 105 | 87 | 1.1 | 95.2% | 1.1 | 95.6% | 1.0 | | |
| | 学部特別選抜I部 | 推薦 | 103 | 239 | 112 | 2.3 | 100.0% | 2.1 | 100.0% | 2.2 | 28% |
| | 学部特別選抜I部 | 帰国子女 | 若干名 | 1 | | | 100.0% | | | | |
| | 学部特別選抜I部 | 私費外国人 留学生 | 若干名 | 1 | | | | | | | |
| | I部計 | | 469+若干名 | 3,490 | 482 | 7.4 | 66.2% | 3.5 | 72.4% | | |
| 総計 | | 469+若干名 | 3,490 | 482 | 7.4 | 66.2% | 3.5 | 72.4% | | | |
| 県 立 広 島 大 | 学部一般選抜I部 | 392 | 2,398 | 415 | 6.1 | 63.8% | 3.1 | 83.7% | 2.9 | | |
| | 大学院一般選抜I部 | 50 | 33 | 25 | 0.7 | 93.9% | 1.0 | 83.3% | 1.2 | | |
| | 学部特別選抜I部 | 推薦選抜 | 182 | 420 | 173 | 2.3 | 99.8% | 2.4 | 100.0% | 2.3 | 32% |
| | 学部特別選抜I部 | 帰国子女特別選抜 | 若干名 | 1 | 1 | | 100.0% | 1.0 | 100.0% | 1.0 | |
| | 学部特別選抜I部 | 社会人特別選抜 | 若干名 | 34 | 6 | | 100.0% | 4.3 | 75.0% | 2.8 | |
| | 学部特別選抜I部 | 外国人特別選抜 | 若干名 | 22 | 4 | | 100.0% | 2.0 | 36.4% | 2.3 | |
| | 学部特別選抜I部 | 編入 学 | 5 | 5 | 3 | 1.0 | 80.0% | 1.0 | 75.0% | 1.0 | |
| | 大学院特別選抜I部 | 推薦選抜 | 20 | 18 | 18 | 0.9 | 100.0% | 1.0 | 100.0% | 1.2 | |
| | 大学院特別選抜I部 | 社会人特別選抜 | 15 | 23 | 22 | 1.5 | 100.0% | 1.0 | 100.0% | 1.0 | |
| | 大学院特別選抜I部 | 外国人特別選抜 | 若干名 | 7 | 6 | | 100.0% | 1.2 | 100.0% | 1.1 | |
| | I部計 | | 665+若干名 | 2,961 | 673 | 4.5 | 70.6% | 2.7 | 87.5% | | |
| | 総計 | | 665+若干名 | 2,961 | 673 | 4.5 | 70.6% | 2.7 | 87.5% | | |

② 卒業生の就職状況調

| 大学名 | 学部 | 卒業 者数 | 性別 | 進学者 | | | | | 就職者 (A~Eを除く) | | む 臨床 研修 医(予 定者 を 含 む) | 専 修 学 校・ 外 国 の 学 校 等 入 学 者 | H 一 時 的 な 仕 事 に 就 いた も の | I 左記以外の者 | | | 不 詳・ 死 亡 の 者 | 備 考 | 就職者(地域別) | | | 県内企業 就職率 |
|---------|-----------|----------|-----|----------------------------|------------------|----------------------------|-------------|--------|--|--|--|--|---|---------------------------------|---------------------------------|-------------|-----------------------------|--------|-------------|------|-----|-------------|
| | | | | A | B | C | D | E | F | G | | | | 進 学 準 備 中 の 者 | 就 職 準 備 中 の 者 | そ の 他 | | | (abcの合計F+G) | | | |
| | | | | 大 学 院 研 究 科 | 大 学 学 部 | 短 期 大 学 本 科 | 専 攻 科 | 別 科 | 正 規 職 員・ 従 業 員・ 自 営 業 主 等 | 正 規 の 職 員 等 で ない 者 | | | | | | | | | a | b | c | |
| 福 井 県 大 | 経済学部 | 110 | 男 | 2 | | | | | 92 | | | 2 | 3 | 3 | 5 | | 3 | | 45 | 47 | 49% | |
| | | 98 | 女 | 1 | | | | | 86 | | | | 2 | 1 | 5 | 3 | | | 41 | 45 | 48% | |
| | 生物資源学部 | 33 | 男 | 18 | | | | | 14 | | | | | | 1 | | | | 6 | 8 | 43% | |
| | | 16 | 女 | 4 | | | | | 9 | | | | 1 | 1 | | 1 | | | 5 | 4 | 56% | |
| | 海洋生物資源学部 | 28 | 男 | 9 | | | | | 14 | | | 1 | 2 | | | 2 | | | 4 | 10 | 29% | |
| | | 17 | 女 | 4 | | | | | 8 | | | 1 | 1 | | 3 | | | | 1 | 7 | 13% | |
| | 看護福祉学部 | 13 | 男 | | | | | | 12 | | | 1 | | | | | | | 2 | 10 | 17% | |
| | | 73 | 女 | | | | | | 71 | | | | | | 1 | 1 | | | 31 | 40 | 44% | |
| | 計 | 184 | 男 | 29 | | | | | 132 | | | 4 | 5 | 3 | 6 | 2 | 3 | | 57 | 75 | 43% | |
| | | 204 | 女 | 9 | | | | | 174 | | | 1 | 4 | 2 | 9 | 5 | | | 78 | 96 | 45% | |
| | 388 | 計 | 38 | | | | | 306 | | | 5 | 9 | 5 | 15 | 7 | 3 | | 135 | 171 | 44% | | |
| 静 岡 県 大 | 薬学部 | 94 | 男 | 29 | | | | | 60 | | | | | | 1 | 4 | | | 4 | 17 | 39% | |
| | | 41 | 女 | 7 | | | | | 33 | | | | | | 1 | | | | 3 | 8 | 22% | |
| | 食品栄養科学部 | 18 | 男 | 12 | | | | | 5 | | | | | | | 1 | | | | 2 | 3 | 40% |
| | | 36 | 女 | 9 | | | | | 26 | | | 1 | | | | | | | 10 | 11 | 5% | |
| | 国際関係学部 | 44 | 男 | 2 | | | | | 31 | | | | 4 | 2 | 2 | 3 | | | 10 | 8 | 13% | |
| | | 140 | 女 | 2 | | | | | 118 | 2 | | 2 | 2 | 6 | 6 | | | | 42 | 37 | 41% | |
| | 経営情報学部 | 54 | 男 | 2 | | | | | 47 | | | | 2 | | | 3 | | | 18 | 15 | 14% | |
| | | 54 | 女 | 2 | | | | | 46 | | | 1 | | | | 5 | | | 24 | 12 | 10% | |
| | 看護学部 | 5 | 男 | 1 | | | | | 3 | | | 1 | | | | | | | 2 | | 1% | |
| | | 61 | 女 | 4 | | | | | 56 | | | 1 | | | | | | | 20 | 21 | 15% | |
| 計 | 215 | 男 | 46 | | | | | 146 | | | 1 | 6 | 2 | 3 | 11 | | | 34 | 42 | 70% | | |
| | 332 | 女 | 24 | | | | | 279 | 2 | | 5 | 2 | 2 | 7 | 11 | | | 99 | 89 | 93% | | |
| | 547 | 計 | 70 | | | | | 425 | 2 | | 6 | 8 | 4 | 10 | 22 | | | 133 | 131 | 163% | | |
| 滋 賀 県 大 | 環境科学部 | 99 | 男 | 30 | | | | | 56 | | | 4 | | | 7 | 2 | | | 9 | 47 | 16% | |
| | | 86 | 女 | 15 | 1 | | | | 60 | 3 | | 1 | | | 4 | 2 | | | 21 | 42 | 33% | |
| | 工学部 | 165 | 男 | 68 | | | | | 80 | 2 | | | 1 | 2 | 9 | 3 | | | 23 | 59 | 28% | |
| | | 4 | 女 | 2 | | | | | 2 | | | | | | | | | | 1 | 1 | 50% | |
| | 人間文化学部 | 39 | 男 | 9 | | | | | 22 | | | | 2 | | 5 | 1 | | | 4 | 18 | 18% | |
| | | 111 | 女 | 1 | | | | | 91 | 4 | | 2 | 1 | | 11 | 1 | | | 24 | 71 | 25% | |
| | 人間看護学部 | 3 | 男 | | | | | | 3 | | | | | | | | | | 1 | 2 | 33% | |
| | | 72 | 女 | | | 1 | | | 63 | 4 | | | 1 | | 3 | | | | 38 | 29 | 57% | |
| | 計 | 306 | 男 | 107 | | | | | 161 | 2 | | 4 | 3 | 2 | 21 | 6 | | | 37 | 126 | 23% | |
| | | 273 | 女 | 18 | 1 | | 1 | | 216 | 11 | | 3 | 2 | | 18 | 3 | | | 84 | 143 | 37% | |
| | 579 | 計 | 125 | 1 | | 1 | | 377 | 13 | | 7 | 5 | 2 | 39 | 9 | | | 121 | 269 | 31% | | |
| 京 都 府 大 | 文学部 | 42 | 男 | 8 | | | | 1 | 18 | | | | 2 | 9 | 4 | | | | 4 | 14 | 22% | |
| | | 73 | 女 | 11 | 1 | | | | 47 | 2 | | 1 | | 6 | 4 | 1 | | | 20 | 29 | 41% | |
| | 公共政策学部 | 43 | 男 | 5 | | | | | 33 | 1 | | | | 3 | 1 | | | | 12 | 22 | 35% | |
| | | 55 | 女 | 2 | 1 | | | | 45 | 2 | | | 2 | 2 | 1 | | | | 24 | 23 | 51% | |
| | 生命環境学部 | 97 | 男 | 61 | | | | | 30 | 1 | | | 1 | 4 | | | | | 11 | 20 | 35% | |
| | | 120 | 女 | 46 | | | 1 | | 67 | 1 | | | | 4 | 1 | | | | 22 | 46 | 32% | |
| | 農学部 | 2 | 男 | | | | | | 2 | | | | | | | | | | | 2 | 2 | |
| | | 1 | 女 | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | 1 | 1 | |
| | 計 | 184 | 男 | 74 | | | | 1 | 83 | 2 | | | 3 | 16 | 5 | | | | 27 | 58 | 32% | |
| | | 249 | 女 | 59 | 2 | | | 1 | 160 | 5 | | 1 | | 2 | 12 | 6 | 1 | | 66 | 99 | 40% | |
| | 433 | 計 | 133 | 2 | | 2 | | 243 | 7 | | 1 | 5 | 28 | 11 | 1 | | | 93 | 157 | 37% | | |
| 岡 山 県 大 | 保健福祉 | 10 | 男 | 2 | | | | | 8 | | | | | | | | | | 6 | 2 | 75% | |
| | | 133 | 女 | 2 | | | 1 | | 121 | 4 | | 1 | | 3 | 1 | | | | 79 | 46 | 63% | |
| | 情報工 | 115 | 男 | 46 | 1 | | | | 63 | | | 1 | 1 | 1 | 2 | | | | 31 | 32 | 49% | |
| | | 20 | 女 | 6 | | 1 | | | 11 | | | | | 2 | | | | | 7 | 4 | 64% | |
| | デザイン | 23 | 男 | 2 | | | | | 13 | 1 | | | | 6 | 1 | | | | 2 | 12 | 14% | |
| | | 64 | 女 | 10 | | | | | 43 | 3 | | 1 | | 2 | 5 | | | | 13 | 33 | 28% | |
| | 計 | 148 | 男 | 50 | 1 | | | | 84 | 1 | | 1 | 1 | 8 | 1 | | | | 39 | 46 | 46% | |
| | | 217 | 女 | 18 | | 2 | | | 175 | 7 | | 2 | | 7 | 6 | | | | 99 | 83 | 54% | |
| | | 365 | 計 | 68 | 1 | | 2 | | 259 | 8 | | 3 | 1 | 15 | 7 | | | | 138 | 129 | 52% | |
| | 県 立 広 島 大 | 人間文化学部 | 9 | 男 | 1 | | | | | 6 | | | | | | 2 | | | | | | |
| 112 | | | 女 | 8 | | | | | 81 | | | | 4 | | 11 | 8 | | | | | | |
| 経営情報学部 | | 54 | 男 | 4 | | | | | 44 | | | | | | 4 | 2 | | | | | | |
| | | 53 | 女 | 1 | | | | | 45 | | | | | | 5 | 2 | | | | | | |
| 生命環境学部 | | 86 | 男 | 15 | | | | | 61 | | | | | 1 | 7 | 2 | | | | | | |
| | | 74 | 女 | 14 | 1 | | | | 56 | | | | | | 1 | 1 | | | | | | |
| 保健福祉学部 | | 29 | 男 | | | | | | 26 | 3 | | | | | | | | | | | | |
| | | 163 | 女 | 2 | | | 5 | 1 | 153 | | | | 2 | | | | | | | | | |
| 助産学専攻科 | | 9 | 男 | | | | | | 9 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 178 | 女 | 20 | | | | | 137 | 3 | | | | 1 | 11 | 6 | | | | | | |
| 計 | 411 | 男 | 25 | 1 | | 5 | 1 | 344 | | | 1 | 6 | | 17 | 11 | | | | | | | |
| | 589 | 女 | 45 | 1 | | 5 | 1 | 481 | 3 | | 1 | 6 | 1 | 28 | 17 | | | | | | | |

上記比較データより、推薦入学者の割合と県内企業就職率を抽出すると以下となる。

(%)

| 大学名 | 推薦入学率 | 県内就職率 |
|-------|-------|-------|
| 福井県大 | 20 | 44 |
| 静岡県大 | 27 | 62 |
| 滋賀県大 | 21 | 31 |
| 京都府大 | 24 | 37 |
| 岡山県大 | 28 | 52 |
| 県立広島大 | 32 | — |

「—」は、データが把握されていないものである。

滋賀県立大学の推薦入学率は他の公立大学と比較して高くない。また、県内企業就職率も同様に高くないといえる。上表は母集団が小さいため、明確な相関関係は認められないと考えるが、推薦入学率と県内企業就職率に係る傾向は読み取れる。

県立大学の過去3年間の学部別の県内企業就職率は次のとおりである。

| | | 平成25年度 | 平成24年度 | 平成23年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 全学部 | | 27.2% | 31.0% | 32.9% |
| 内 訳 | 環境科学部 | 22.7% | 25.2% | 21.8% |
| | 工学部 | 25.0% | 28.6% | 45.2% |
| | 人間文化学部 | 20.6% | 23.9% | 27.0% |
| | 人間看護学部 | 48.6% | 55.7% | 51.6% |

人間看護学部を除く他の3学部は概ね25%程度の県内就職率になっている。推薦入学者は滋賀県に在住する学生が対象であるため、一般的には滋賀県に就職する可能性は相対的に高いと考えられる。県立大学は滋賀県の地域産業等を支える若い人材を育成する役割を担っており、やはり、県内就職率を高めるよう努める必要がある。県内就職率を高めるひとつの方策として、推薦入学者枠（割合）の拡大が考えられる。当件についての県立大学の見解は「県内企業への就職率を考えた場合は、県内の出身学

生が多いほど県内企業への就職率は高まると考えられることから、推薦入学者枠の拡大は、一定の効果は見込まれると思われる。しかし、推薦枠の拡大により、学生の質が担保されるのか、開かれた大学として、県内推薦枠を今より拡大することが適切かとの課題がある。また、学生の質が確保できない場合、結果として本学への求人数の低下につながり、全体的な就職率の減少を招来するという悪循環に陥る恐れも考えられる。」であった。

県立大学の意見も理解できる。しかし、前述のように県立大学の推薦入学率は他の公立大学と比べ決して高くはない。今後、他の公立大学の推薦入学枠とその実態を分析し、検討課題とされることが望まれる。

また、県内就職率を高める方策としてインターンシップの活用がある。平成 24 年 8 月 28 日の中央教育審議会の報告では、「インターンシップは、学生が自らの専攻や将来希望する職業に関連した職場で業務を体験することを通じ、専門知識の有用性や職業自体について具体的に理解し、労働への意欲・態度を高めるとともに、自己の適性や志向に照らし進路を考える機会として活用することが求められる」としている。

県立大学のインターンシップの実績は全学で平成 24 年度 106 人（うち県内 60 人）平成 25 年度 82 人（うち県内 52 人）平成 26 年度 74 人（うち県内 55 人）である。県内企業でインターンシップを行った学生が県内企業に就職するケースは多い。県立大学の学生数は 1 学年約 600 人であるので、インターンシップを行った学生は 2 割に満たない。また、県内企業でのインターンシップは 1 割に満たない。県内就職率を上げるためにも、インターンシップの充実に取り組む必要があると考える。

(4) 日経グローバル「全国大学の地域貢献度ランキング」

日本経済新聞社産業地域研究所は全国 737 の国公立大学を対象に大学が人材や研究成果をどれだけ地域振興に役立っているかを探る「地域貢献度」の調査を実施している。当該ランキングは日本経済新聞社産業地域研究所による指標や配点により地域貢献度を測っているものであり、絶対的なものではないので留意願いたい。なお、地域貢献の分野別としては「組織・制度」「ボランティア・防災」「学生」「企業・行政」

「住民」の5分野に分類されている。

日経グローバルの平成25年度の調査（対象は平成24年度）による記事によれば、県立大学は総合ランキングにおいて54位、地域別（近畿）において11位、公立大学において11位となっている。公立大学の中で上位13%に位置しており、総じて悪くはない。5分野における配点に対する得点率を見ると、「組織・制度」が59%。「ボランティア・防災」が66%、「学生」が59%、「企業・行政」が57%、「住民」が87%となっている。県立大学では得点の低い主な要因としては、「組織・制度」において大学ベンチャーがないこと、「学生」において地元就職が少ないこと、「企業・行政」において地域貢献を目的とした人事交流がないこと等と考えている。

1.1.3 地域連携について

(1) 概要

地域との共生という考えのもと、「地域づくり教育研究センター」と「環境共生システム研究センター」を再編・統合し、かつ運営体制を強化して平成25年度に「地域共生センター」が設置された。

地域共生センターは県立大学が有する人的および知的資源を活用し、地域課題の解決や地域共生に関する教育・研究および地域社会で活躍する人材の育成等により、地域の文化、産業等の振興および地域社会の発展に寄与することを目的としている。活動概要は以下のとおりである。

（生涯学習事業）

① 春期公開講座

本学教員を講師とした4回（平成25年度までは5回）シリーズ。

テーマ「県立大学で「人間学」を学ぶ」

平成7年度から実施。平成19年度から有料化（500円/1回）したが、平成26年度は無料に戻す。

◆平成25年度 参加者延378名（平成24年度 473名）

② 秋期公開講座

本学教員を講師とした3回シリーズ。平成16年度から実施。

テーマは専門テーマ。平成25年度は「新たな視線から「食」を考える。」

3回の内2回は、県教委・彦根市教委開催の淡海生涯カレッジと共催。受講者数が伸び悩んでいることから、従来の形での開催は中止することとした。

◆平成25年度 参加者延190名（平成24年度 272名）

③ 公開講演（一般：1,000円/1回、500円/1回、県大生：無料）

本学の学術イベントとして著名講師を招聘して開催する講演会

平成7年度から実施。平成19年度から公開琵琶湖塾として本学で行われる講演会を公開講演に位置付け実施している。

◆平成25年度 参加者延425名（平成24年度 653名）

講師：坂東真理子（8/7）、竹内洋岳（11/20）

④ 公開講義（受講料：1科目6,000円）

本学の開設講義を一般にも開放するもの。大学の講義室で学生とともに講義を受ける。平成8年度から開講。

【平成25年度実績】

| 学期 | 公開科目数 | 受講科目数 | 受講者数 |
|----|-------|-------|--------|
| 前期 | 91科目 | 47科目 | のべ97名 |
| 後期 | 96科目 | 53科目 | のべ104名 |

（地域づくり等調査・研究）

大学の知的資源を活用し、自治体、NPO、経済団体等と連携し受託研究を実施している。

【過去の受託研究の件数と受託金額の推移】

| 年度 | 件数 | 金額 | 年度 | 件数 | 金額 |
|-----|-----|--------------|-----|-----|-------------|
| H18 | 9 件 | 9,355,950 円 | H22 | 3 件 | 7,811,000 円 |
| H19 | 5 件 | 12,031,550 円 | H23 | 5 件 | 2,248,500 円 |
| H20 | 6 件 | 7,814,500 円 | H24 | 2 件 | 1,144,500 円 |
| H21 | 4 件 | 4,500,900 円 | H25 | 2 件 | 2,491,000 円 |

(人材育成事業)

学生による地域づくり活動を支援するとともに、学生にとどまらず、自治体、公的機関、NPO の職員等を広く対象として、地域づくりのリーダー養成を目的とした事業を実施する。

① 琵琶湖塾

(年間パス 一般：13,000 円、学生：6,000 円 県大生：無料)

田原総一郎氏を塾長に迎え、「生きる」をテーマに、混迷化する社会をどのように生きるのか、生きるべきなのかについて、多彩な講師とのディスカッションを通じて、自らの「生きる」哲学を養う。

【受講生実績】

| 年度 | 回数 | 受講生 | | | 協賛企業 |
|-----|----|-------|---------|-------------|------|
| | | 年間パス | 参加者数 | 公開琵琶湖塾 | |
| H18 | 10 | 333 名 | 2,409 名 | 229 名 | 32 社 |
| H19 | 9 | 316 名 | 2,163 名 | 343 名 | 47 社 |
| H20 | 8 | 342 名 | 2,000 名 | 553 名(2 回分) | 49 社 |
| H21 | 8 | 357 名 | 2,221 名 | 575 名(2 回分) | 22 社 |
| H22 | 8 | 399 名 | 2,364 名 | 705 名(2 回分) | 15 社 |
| H23 | 8 | 250 名 | 1,579 名 | 425 名(2 回分) | 15 社 |
| H24 | 6 | 253 名 | 1,444 名 | 653 名(2 回分) | 13 社 |
| H25 | 6 | 287 名 | 1,310 名 | 425 名(2 回分) | 13 社 |

② 近江楽座

学生が主体的に地域に入り、多くの人々と活動の中で、企画力、プロデュース力、コミュニケーション力、交渉力など学生の持つ潜在的な能力を発掘し、伸ばすことができる人材育成プログラム。

| 年度 | 助成団体数 | 述べ参加学生数 |
|-----|--------------------|---------|
| H18 | 20 団体 | 380 名 |
| H19 | 18 団体 (A プロジェクト) | 428 名 |
| | 2 団体 (B プロジェクト) | 21 名 |
| H20 | 20 団体 (A プロジェクト) | 443 名 |
| | 3 団体 (B プロジェクト) | 25 名 |
| H21 | 24 団体 (A プロジェクト) | 496 名 |
| | 1 団体 (B プロジェクト) | 5 名 |
| H22 | 22 団体 (A プロジェクト) | 423 名 |
| H23 | 23 団体 (A、S プロジェクト) | 473 名 |
| H24 | 23 団体 (A、S プロジェクト) | 487 名 |
| H25 | 20 団体 (A、S プロジェクト) | 474 名 |

※B プロジェクトは、自治体や企業、団体等から依頼のあった課題について、「近江楽座」として取り組むテーマを設定し、学生主体のプロジェクトチームを募集。S プロジェクトは、自立的運営を行うため、資金の支援を要しないプロジェクト。

③ 近江楽士（地域学）副専攻

本学の特徴を活用して、コミュニケーション力、行動力、問題解決力を高める全学共通教育推進機構の副専攻プログラム。

主な授業科目：地域実践学Ⅰ・Ⅱ、地域探究学、地域再生システム論、地域診断法、
地域行動論、地元学入門

◆平成 25 年度 履修者 20 名

④ 近江環人地域再生学座

地域再生のリーダーとなる「コミュニティ・アーキテクト（近江環人）」を育成し、地域のニーズに応える。

平成 18 年度文部科学省「地域再生人材創出拠点の形成」に採択。平成 22 年度までの 5 ヶ年事業。平成 23 年度からは、全学共通教育推進機構が実施する大学院副専攻プログラムとして継続。

【「コミュニティ・アーキテクト」称号授与者数】（平成 25 年度末）

| | | |
|-----------------|------|--------|
| 大学院副専攻（旧 A コース） | 45 人 | |
| 社会人（旧 B コース） | 44 人 | 計 89 人 |

上記「近江楽座」「近江楽士」「近江環人」は固有の名称であるため、参考としてより具体的な内容を補足する。

【近江楽座】

“スチューデントファーム「近江楽座」—まち・むら・くらしふれあい工舎”は、平成 16 年度に文部科学省の「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代 GP）」に採択され、「地域活性化への貢献」をテーマにして県内各地をフィールドとして教育研究活動を行ってきた。地域を対象とする演習、フィールドワーク、研究活動、学生活動等から、地域活性化に貢献するプロジェクトを選定のうえ、支援、助成する現代 GP の 3 年間の取り組みをもとに、この間培ってきたノウハウや地域とのつながりなどをさらに継承、発展させ、平成 19 年度からは大学独自の予算を用いて、県立大学の総合力として「地域に根ざし、地域に学ぶ」実践教育を展開している。

これまでの 11 年間で延べ 245 件のプロジェクトを選定し、地域文化の継承、伝統的街並みの保全・再生、中心市街地活性化、地場産業の育成、地域医療への参加、古民家再生、農村コミュニティ活性化、都市と農村の交流などハード、ソフトの多岐にわたる活動に対して支援を行っている。参加した学生数は延べ 4,000 名以上になる。

【近江楽士（地域学）副専攻】

県立大学では、「地域に学び、地域に貢献する大学」としての特徴を活かし、地域を学ぶさまざまな教育プログラムを全学・学部・学科それぞれの段階ごとに実施してきた。この分野の重要性がさらに増しつつあることから、平成23年度からは新設の科目も含めて関連諸科目を体系化し、全学共通の教育課程として、全学部生を対象に近江楽士（地域学）副専攻を設置した。

地域で学び、活動する基礎となる、コミュニケーション力（聞く→理解する→伝える）、行動力（目標設定→戦略→実践）、問題解決力（状況認知→発想→決断）の3つの要素からなる「ネットワーク力」の習得を主眼としている。

学びのポイントは3点

1) 地域で学び、活動する力を体系的に習得

コミュニケーション力を育む「地域探究学」（入門）、問題解決力を育む「地域診断法」（手法）、行動力を育む「地域行動論」（理論）、そして「地域実践学」（実践）を新設。

2) 地域ネットワークによる支援体制

自治体や企業、NPO、自治会など様々な形で地域活動に取り組む「地域人」のネットワークを構築し、教員とともに、学生の学びのプロセスをサポート。

3) 学習ポートフォリオの活用

オンライン・システム上に学習成果や活動記録を蓄積し、振り返りをしたり教員や「地域人」からフィードバックをもらうことで、学習や活動の内容を深めることが可能。

科目は、地域実践学Ⅰ（前期）・Ⅱ（後期）、地域再生システム論（前期・集中）、地域探究学（後期）、地元学入門（後期）、地域診断法（前期）、地域行動論（前期）の7科目。なお、本プログラムにおいては、地域活動や地域での社会貢献活動を実践する人で、教員と連携しながらそれぞれの地域や活動の現場において学生の指導にあたる協力者、約80名を「地域人」として委嘱している。

【近江環人地域再生学座】

平成 18 年に設置された県立大学の地域再生人材育成プロジェクトである。文部科学省による「地域再生人材創出拠点の形成プログラム」に応募して採択されて始まったもので、平成 22 年度までの 5 年間にわたり国の補助事業として実施。平成 23 年度から、その成果と人材育成のしくみを発展的に継承する制度として、既設の大学院 4 研究科（環境科学・工学・人間文化学・人間看護学）共通の「副専攻」を新たに設置し、「大学院副専攻近江環人地域再生学座」として改めて再スタートしている。

湖国の近江の風土、歴史、文化を継承し、自然と共生した美しい居住環境、循環型地域社会を形成するため、行政、企業、NPO などそれぞれの立場で地域再生のリーダーとなる資質を有した人材として「コミュニティ・アーキテクト（近江環人）」を育成している。

プログラムには大学院副専攻コースと社会人コースがあり、近江環人地域再生学座専門科目及び各研究科から提供される関連科目（大学院副専攻コース）の所定の単位を取得すると、「コミュニティ・アーキテクト（近江環人）検定試験」を受験する資格が得られ、検定試験に合格すると、本学学長よりコミュニティ・アーキテクト(近江環人)の称号が付与される。現在、89 名（大学院コース 45、社会人コース 44）の近江環人が称号を付与されている。

具体的な履修プログラム・学座専門科目は、実習 2 科目（コミュニティプロジェクト実習Ⅰ・Ⅱ）と座学 5 科目（地域診断法特論、コミュニティ・マネジメント特論、エコ・テクノロジー特論、地域再生学特論、地域再生システム特論）で構成されている。

また平成 23 年 1 月には、学座修了生を中心に「特定非営利活動法人コミュニティ・アーキテクト（近江環人）ネットワーク」（通称：NPO 法人環人ネット）が結成され、ネットワーク活動に各種専門性を発揮している。

(2) 地方自治体との連携

滋賀県における地域貢献を果たすうえで、地方自治体との連携は避けて通れない。各大学は積極的に地方自治体と連携協定を結び地域貢献の推進を図っている。

県立大学の自治体との連携協定の締結状況は次のようになっている。

《協定締結実績》

| 区分 | 協定先 | 協定名称 | 締結日 |
|-----|-------|--|-------------------|
| 自治体 | 彦根市 | 連携・協力に関する協定書 | 平成 23 年 3 月 24 日 |
| | 近江八幡市 | 連携・協力に関する協定書 (近江八幡商工会議所および安土町 商工会を交えた四者協定) | 平成 23 年 4 月 15 日 |
| | 長浜市 | 連携・協力に関する協定書 | 平成 23 年 6 月 23 日 |
| | 東近江市 | 連携・協力に関する協定書 | 平成 24 年 9 月 6 日 |
| | 米原市 | 連携・協力に関する協定書 | 平成 24 年 12 月 27 日 |
| | 守山市 | 連携・協力に関する協定書 | 平成 25 年 7 月 3 日 |
| | 愛荘町 | 連携・協力に関する協定書 | 平成 26 年 6 月 26 日 |
| | 豊郷町 | 連携・協力に関する協定書 | 平成 26 年 6 月 26 日 |
| | 甲良町 | 連携・協力に関する協定書 | 平成 26 年 6 月 26 日 |
| | 多賀町 | 連携・協力に関する協定書 | 平成 26 年 6 月 26 日 |

上記のとおり、県立大学と連携協定を結んでいる自治体は県全体で 13 市 6 町のうち 6 市 4 町となる。問題点は湖南地域の大津市・草津市といった人口の多い市との協定が結べていないことである。滋賀県にキャンパスを有する主な大学の自治体との連携協定の締結状況は以下となる。

| | |
|--------|--|
| 滋賀大学 | 大津市、彦根市、長浜市、草津市、湖南市、高島市、東近江市、 米原市、愛荘町、多賀町 |
| 滋賀医科大学 | 大津市、東近江市、(湖南広域行政組合) |
| 立命館大学 | 大津市、草津市 |
| 龍谷大学 | 大津市 |

県内の主な大学はいずれも大津市との連携協定を締結している。平成 26 年 4 月現在の人口は滋賀県全体で 141 万人であり、大津市 34 万人、草津市 13 万人となっている。両市で滋賀県の人口の約 1/3 を占める。県立大学が連携協定を締結している 6 市 4 町

の人口は合計で59万人である。人口はひとつの目安であるが、やはり県立大学として、大津市・草津市とは連携協定を締結すべきと考える。

当件について、県立大学の見解は以下のとおりである。

現時点では、大津市および草津市との組織的な連携が必要との認識に至っておらず、両市との間に地域連携協定が締結されていないのが状況です。

本学としては、ベースとなる個々の連携が蓄積され、本学および地方自治体等の双方において組織的な連携が必要との認識に至った場合に地域連携協定を締結するものと認識しています。

今後とも、地域連携協定の締結ありきではなく、地域志向の取組みを着実に前進させる中で組織的な連携の機運が高まり、地域連携協定に帰結するようなスタイルを目指したいと考えています。

県立大学は県東北部に位置するため、県の東北部地域の市町を中心に考えているとこのことであり、機運が高まるまでは今後とも大学からは連携協定の働きかけは行わないとこのことであった。県立大学の使命は前述したとおり「滋賀県の持続的発展の原動力として大きく寄与すること」であり、県東北部に主眼を置いて活動することは理解するが、滋賀県全域においても積極的な活動を行う必要がある。県立大学の使命を再認識し連携協定の締結を大学から積極的に働きかけ、大津市・草津市とともに滋賀県の地域の発展に寄与すべきと考える。

(3) 滋賀県との連携

県立大学の設立団体である滋賀県は、運営費交付金等による財政支援を行うなど、県立大学とは密接な関係にあり、様々な分野での連携を展開しているとしている。主な取組実績は次のとおりである。

●地域イノベーション戦略支援事業（平成23年度～27年度）

滋賀県および立命館大学とともに提案した文部科学省「地域イノベーション戦略支援プログラム」の採択を受け、立命館大学とともに「電気と熱の地産地消型スマートグリッドシステムの開発」に取り組む。

●スーパークラスタープログラム（サテライトクラスター）（平成 25 年度～29 年度）

「地域イノベーション戦略支援プログラム」の研究成果を展開するため、滋賀県とともに提案し JST より採択された「地産地消型スマートグリッド実現する分散型で高率的なエネルギー開発と多様化された供給システムの構築」に取り組む。

●「域学連携」地域づくり実証研究事業（平成 24 年度）

滋賀県、東近江市、米原市、甲賀市および環人ネットとの連携により、大学の講義科目を活用し、米原市、東近江市および甲賀市をフィールドに地域の課題解決や人材育成に取り組んだ（総務省）。

●近江地域活性研究会（平成 22 年度～ ※平成 18 年度～21 年度は「近江地域再生研究会」）

滋賀が有する豊かな自然・歴史・文化などを活かした地域活性のあり方を明らかにし、地域活性に資する調査研究に取り組み、これからの滋賀の持続的な発展に寄与することを目的に、滋賀県とともに設置・運営する。

●琵琶湖統合研究（平成 22 年度～25 年度）

琵琶湖環境科学研究センターおよび琵琶湖博物館との連携により、琵琶湖に関する基本的な研究や琵琶湖の環境問題の解明・解決に向けた研究を推進した。

なお、県の試験研究機関・関係部局が連携し、琵琶湖・環境の保全に向けた調査研究等を推進するため、本年度、滋賀県琵琶湖環境研究推進機構（本学学長が研究推進顧問として参画）が設立されたことを受け、琵琶湖統合研究は解消となった。

滋賀県との連携実績(H21-24)

| 年度 | 受託共同の別 | 所属学部 | 受託先名 | 研究題目 | 契約期間 | 契約金額 |
|----|--------|--------|-----------------------------|--|-------------------|-------------|
| 21 | 受託 | 工学部 | 財団法人滋賀県産業支援フサザ(東北部工業技術センター) | 粗穀/PVA複合材料を用いた自動車軽量部材の開発 | 21.4.1~22.3.12 | ¥488,250 |
| | " | 環境科学部 | 滋賀県 | 水田の魚類育成機能を活用した水産業と農業が両立できる新たな魚類及び水稲栽培技術の開発 | 21.7.3122.3.12 | ¥5,178,000 |
| | " | 環境科学部 | 滋賀県 | 県庁周辺施設等活用方策調査・研究 | 21.7.30~22.1.29 | ¥980,000 |
| | " | 工学部 | 財団法人滋賀県産業支援フサザ(東北部工業技術センター) | 戦略的基盤技術高度化支援事業「三次元微細形状をもったμTASチップの高精度金型加工と高精度成形の研究開発」 | 21.4.1~22.3.14 | ¥257,250 |
| | " | 人間文化学部 | 滋賀県 | 「滋賀の健康・栄養マップ」調査集計、解析および県民の健康・栄養の現状把握 | 21.10.1~22.3.31 | ¥5,870,000 |
| | 共同 | 工学部 | 滋賀県 | 片手用車椅子の操作トルク伝達機構に関する研究 | H21.10.1~H22.3.31 | ¥0 |
| | " | 環境科学部 | 滋賀県 | 地域マテリアル・データ・ベースを用いた環境負荷低減システムの開発 | H21.4.1~H22.3.31 | ¥0 |
| | " | 工学部 | 滋賀県 | ペプチドを用いた環境調和型高分子材料の開発 | H21.4.1~H22.3.31 | ¥0 |
| 22 | 受託 | 環境科学部 | 滋賀県 | 「水田の魚類育成機能を活用した水産業と農業が両立できる新たな魚類及び水稲栽培技術の開発(21066)」のうち「魚類生産を支える餌料生物の生産力の解明」および「水田から流下後の稚魚の分布と食害の影響の把握」 | 22.4.1~23.3.14 | ¥2,828,000 |
| | " | 人間文化学部 | 滋賀県 | 外国人児童の就学前保育の実態に関する調査 | 22.9.15~23.2.28 | ¥4,445,000 |
| | " | 環境科学部 | 環境省(水産試験場) | 漁網付着藻の付着過程と付着藻増殖に及ぼす栄養塩寄与に関する研究 | 22.5.31~23.3.22 | ¥353,000 |
| | " | 工学部 | 滋賀県 | バイオマス燃料精製用活性炭の開発とプロジェクト構築にかかる調査研究 | 22.10.15~23.3.31 | ¥2,000,000 |
| | " | 環境科学部 | 滋賀県 | 芹谷地域振興にかかる基礎資源調査研究委託 | 22.10.29~23.3.31 | ¥4,858,700 |
| | 共同 | 工学部 | 滋賀県 | 片手用車椅子の操作トルク伝達機構に関する研究 | 22.4.15~23.3.31 | ¥0 |
| 23 | 受託 | 環境科学部 | 滋賀県 | 水田の魚類育成機能を活用した水産業と農業が両立できる新たな魚類及び水稲栽培技術の開発 | 23.4.1~24.3.12 | ¥2,288,000 |
| | " | 工学部 | 近畿経済産業局(東北部工業技術センター他) | 光学を利用したナノメディカルチップの超精密射出形成加工の研究開発 | 23.8.29~24.3.31 | ¥44,978,850 |
| | " | 環境科学部 | 環境省(水産試験場) | 魚類を活用したトップダウン効果による湖沼生態系保全システムの開発に関する研究 | 23.4.1~24.3.22 | ¥197,000 |
| 24 | 受託 | 工学部 | 近畿経済産業局(東北部工業技術センター他) | 光学を利用したナノメディカルチップの超精密射出形成加工の研究開発 | 24.4.2~25.3.29 | ¥29,976,450 |
| | | 人間文化学部 | 滋賀県 | 脱水を予防して元気活き活き生活事業 | 24.11.5~25.3.31 | ¥3,801,000 |

「滋賀県基本構想」のなかの「地域の魅力まると産業化プロジェクト」は琵琶湖と共存する環境こだわり農業や安全・安心で高品質な食材などの滋賀の地域資源についてブランドとしての価値を高めることを掲げている。県立大学の環境科学部生物資源管理学科は「生物生産の場である土と水をめぐる環境生物資源そのものである植物（作物）、動物、微生物を熟知し、生物機能を活用した物質生産と環境改善により環境問題の解決と持続可能な社会の実現を目指す」ものであり、大学内に 22,000 m²の広大な圃場も有している。滋賀県の環境こだわり農業に果たす役割は大きいと期待し、県立大学として滋賀県の農業分野を支援する活動について質問したところ、「湖国農政懇話会」、「滋賀県環境こだわり農業審議会」に複数教員が委員・会長として参画し、環境こだわり農業推進施策の展開および環境こだわり農産物認定制度の制度設計から運用に際して少なからぬ関与をしています」「環境科学部において農業系の取り組みもおこなっています。例えば「滋賀県環境こだわり農業審議会」では、本学教員が複数名委員として参画するとともに環境科学部長は平成 15 年度より長年委員長も務めた実績等があります。」との説明を受けた。より深く滋賀県の「環境こだわり農業」に貢献されることを期待する。

また、平成 25 年 9 月に滋賀県が作成した「滋賀県基本構想の実施状況」の「滋賀の未来成長産業プロジェクト」のなかで、産学官連携等共同研究件数の記載がある。平成 21 年度 14 件、平成 22 年度 9 件、平成 23 年度 17 件、平成 24 年度 17 件の実績があり、それらの実績の大学別内訳を調べると次のようになる。

| 年度 | 件数 | 県立大を 含む | 滋賀大を 含む | 立命大を 含む | 龍谷大を 含む | 長浜バイオ 大を含む | その他大 学を含む | 大学を含 まない |
|----|----|------------|------------|------------|------------|---------------|--------------|-------------|
| 21 | 14 | 1 | 0 | 2 | 0 | 2 | 1 | 8 |
| 22 | 9 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| 23 | 17 | 1 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 13 |
| 24 | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 17 |
| 合計 | 57 | 2 | 0 | 3 | 2 | 3 | 1 | 46 |

平成21年度から平成24年度までの4年間で57件の産学官連携等共同研究があり、滋賀県と密接に関係する県立大学が4年間で2件では少なすぎないかと感じる。立命館大学、龍谷大学等と比べても優位性はない。当件について「滋賀県の産学官等共同研究件数は県の公設試のみ（工業技術総合センター、東北部工業技術センター）の連携実績であり、県全体の連携実績を正確には反映していないと思います。他の大学はわかりませんが、本学については平成21年から24年の4年間で19件の実績があります。」と説明を受けた。他の大学の状況を同レベルで比較するデータがない以上、滋賀県が公表している産学官等共同研究件数により実態を判断することは合理的であり、やはり、より積極的な取組が必要と考える。

(4) 文部科学省「地（知）の拠点整備事業」

文部科学省が平成25年度から始めた「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」は、地域コミュニティの中核的存在となる大学の機能強化を目指す取り組みであり、自治体と連携して地域の課題解決や人材育成を進める大学を文部科学省が支援するものである。当事業は全学的に地域志向の教育・研究・社会貢献を進める大学を最長5年間にわたり支援し、地域の課題と大学の資源をマッチングすることにより、大学・自治体の共同による地域振興を促進する。平成25年度は全国の大学等が319件の事業申請があり、単独事業48件、共同事業4件が採択された。

平成25年度に「地（知）の拠点整備事業」の採択を受けた県立大学は、平成29年度まで彦根市、長浜市、近江八幡市、東近江市、米原市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町および滋賀県との連携により、全学的な地域志向による教育・研究・社会貢献を展開し、地域課題の解決を目指す。

「地（知）の拠点整備事業」（大学COC事業）に採択されたことは地域貢献に対する県立大学の姿勢を示すものであり、大いに評価できる。大学COC事業を通じて、県立大学として全学的に地域貢献に取り組むことは緒についたところであるが、今後の成果に期待するところである。

県立大学の提案した事業名称は「びわ湖ナレッジ・コモンズ～地と知の共育・共創自立圏域の形成」であり、全学的な取組としての概要は以下となる。

(取組む地域課題)

滋賀県立大学は、県東北部に立地する唯一の総合大学として、その多様な教育研究シーズやこれまでの豊富な地域活動実績を活かし、少子高齢化や若者人口減少に起因する様々な地域課題解決に取り組む。

(教育の取組)

学長をトップとする全学的な地域連携推進体制の下、全学生が学ぶ地域基礎教育を導入し、応用・実践へと発展させるカリキュラム改革により、学生の「変革力」を養成するとともに、地域共生センターを地域教育の責任組織として再編する。

(研究の取組)

地域研究の発掘と共同研究を進めるため、地域連携研究員制度や地域のオープン・アソシエーションとして「近江地域学会」を設置して地域研究を推進する。

(社会貢献の取組)

教育研究の成果還元や地域で活動できる人材を育成するため、地域ごとの人材育成・リカレント拠点（「地域デザイン・カレッジ」）の設置や地域活動情報共有システムの整備を行う。



これらの取組を通じて本学の地域志向を明確にし、地域と大学が人材を共育し、地域を共創する自立圏域の形成をめざす

1.1.4 産学連携について

(1) 概要

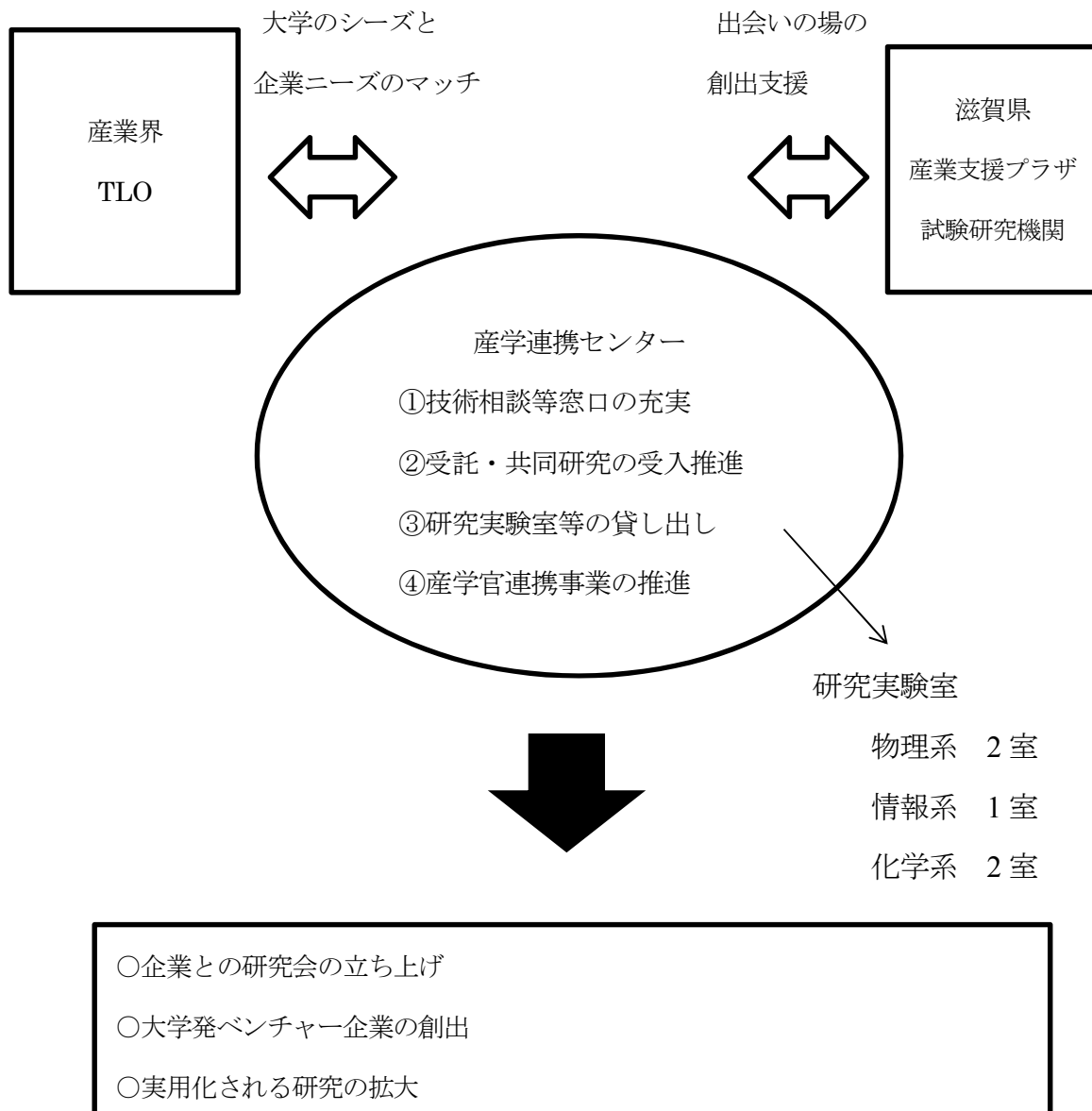
県立大学の附属施設である産学連携センターを中心施設として、大学での研究成果等の知的資源を活用した企業等との連携協定を実施している。

○産学連携センター

大学の研究者と企業等との共同研究等の交流により、企業等の研究開発を支援するとともに、県立大学の教育研究活動の推進を図ることを目的とした大学附属施設。当初、通産省の特定産業集積活性化法に基づく補助金を得て、「産学共同研究センター」とし

て平成 11 年 6 月開所。

平成 15 年から、専任教員の配置など、機能および組織体制を拡充し「地域産学連携センター」に名称変更。平成 23 年 9 月から文部科学省補助事業「地域イノベーション戦略支援プログラム」の採択に伴い、大学の研究シーズと企業とのコーディネートを行う地域連携コーディネーター 2 名(特任職員)を配置している。さらに平成 25 年度から、地域共生センターとの役割分担を明確にするため、「産学連携センター」に名称変更。



◆受託研究等の実績

| | 受託研究 | | 共同研究 | | 奨励寄付金 | | 計 | |
|----------|------|---------|------|--------|-------|--------|-----|---------|
| | 件数 | 金額(千円) | 件数 | 金額(千円) | 件数 | 金額(千円) | 件数 | 金額(千円) |
| 平成 24 年度 | 45 | 125,047 | 48 | 29,717 | 53 | 33,151 | 146 | 187,915 |
| 平成 25 年度 | 45 | 99,239 | 35 | 35,567 | 50 | 31,135 | 131 | 165,921 |

主な事業としては次のとおりである

①シーズ発表会の開催

「研究シーズ集」を発行して教員の研究テーマ等について情報発信を行ったり、企業の方を対象にシーズ発表会を開催している。

②技術相談および受託研究・共同研究の受け入れ

企業等からの技術相談などの紹介や受託研究、共同研究の受付窓口となっている。また、知的財産権に関する事業を行っている。

③センター研究施設の運営

共同研究に必要な研究実験室の他、無響室をはじめ各種分析測定機器を整備、貸出し、研究開発を支援している。

④産学官連携のネットワークづくり

他大学や行政、関連機関等との連携、交流により、産業支援、地域貢献のためのネットワークづくりを行っている。

⑤地域イノベーション戦略支援プログラムの推進

文部科学省補助事業である「地域イノベーション戦略支援プログラム」の総合調整機関として、立命館大学や滋賀県などとともに「電気と熱と CO₂ の地産地消型スマートグリッドシステムの開発」を推進している。

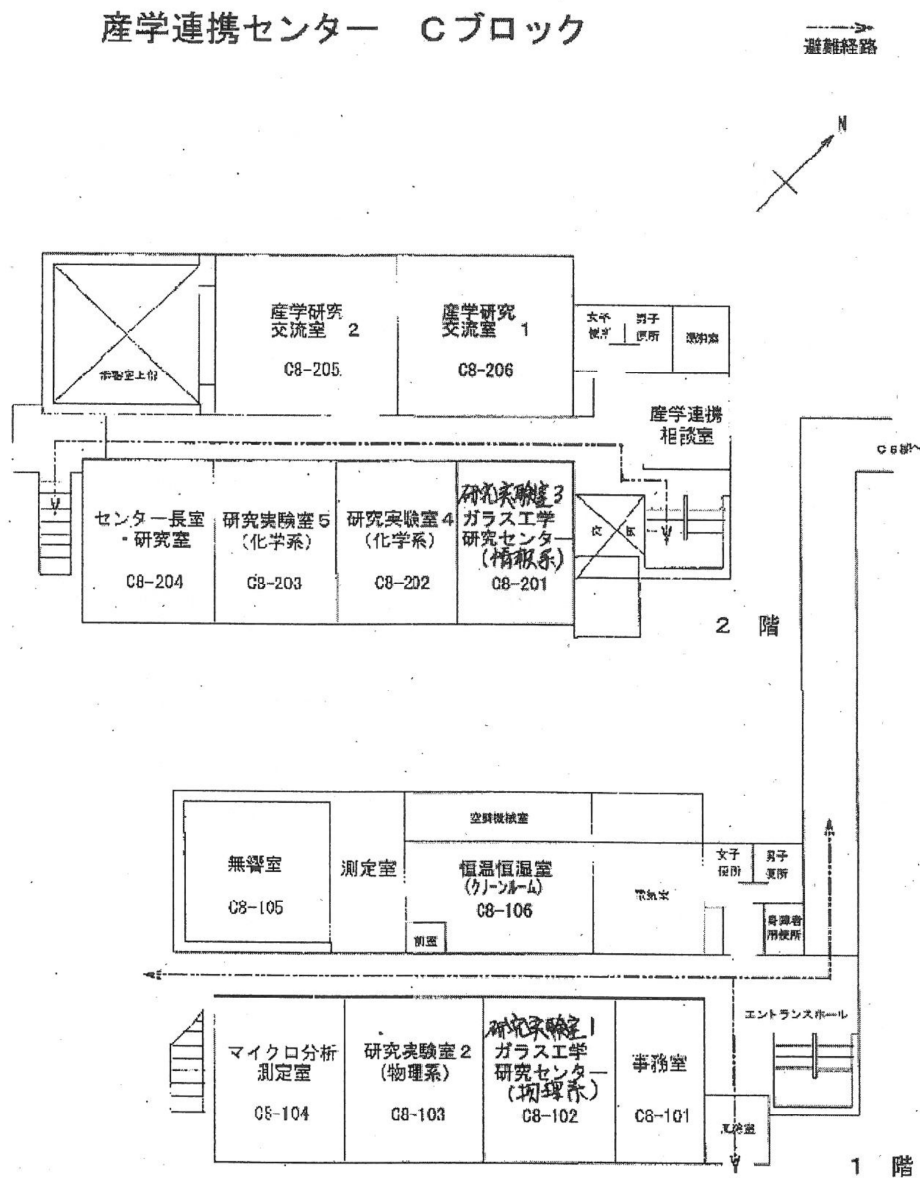
(2) 具体的活動

| | H23 | H24 | H25 |
|-----------------|--|---|---|
| ○産学連携センター運営費 | 874千円 | 874千円 | 874千円 |
| ○シーズ発表会 | ○「ものづくり経営の新たな視点ー製造技術だけでは勝てないー」をテーマに4名の研究者がシーズ発表、74名の出席 | ○「第2世代の水質浄化システム」をテーマに3名の研究者がシーズ発表、72名の出席 | ○「健康な生活に貢献できるシーズを大学から」をテーマに3名の研究者がシーズ発表、45名の出席 |
| ○シーズ集の発行 | ○H24. 1発行 | - | ○H25. 4発行 |
| ○機器・ラボ貸付 | ○無響室 (2社、27時間) ○レンタルラボ (3社) | ○無響室 (3社、49時間) ○レンタルラボ (3社) | ○無響室 (3社、37時間) ○レンタルラボ (3社) |
| 展示会の出展 | ○県内：滋賀中信ビジネスマッチングフェア (9/15, 16)、びわ湖環境ビジネスメッセ (10/19-21) ○首都圏：エコプロダクツ2011 (12/15, 16) に出展 ○共同研究に繋がった案件 1件 (森下教授&T社) | ○県内：滋賀中信ビジネスマッチングフェア (9/13, 14)、びわ湖環境ビジネスメッセ (10/24-26) ○首都圏：スマートグリッド展 (5/30-6/1) 他3件に出展 | 県内：滋賀中信ビジネスマッチングフェア (9/12, 13)、びわ湖環境ビジネスメッセ (10/24-26) ○首都圏では、スマートグリッド展 (5/30-6/1) 他3件 ○共同研究に繋がった案件が2件あった (坂本准教授&H社)、(岩間准教授&Y社)。 |
| 知的財産権の管理 | ○発明届提出数は10件、うち5件を承継し出願 ○特許化1件 | ○発明届提出数は17件、うち11件を承継し出願 ○特許化2件 | ○発明届提出数は18件、うち11件を承継し出願 ○特許化4件 ○譲渡収入：451,500円 (3件) ○「共同・受託研究における知的財産について～知的財産トラブルを避けるために～」をテーマに、滋賀県発明協会より講師を招き、本学教 |
| その他 | ○地域イノベーション戦略支援プログラムの採択 (～H27) (立命館大学&滋賀県) ○戦略的基盤技術高度化支援事業の採択 (～H25) (㈱カフィール他3社&滋賀県) | ○産学連携推進計画の策定 ○産学連携協定の締結 (滋賀中央信用金庫) | ○サテライトクラスター滋賀の採択 (～H29) |
| 成果 (取組事例) | ○地域イノベーション戦略支援プログラム ○文部科学省事業平成23年度地域イノベーション戦略支援プログラムに「電機と熱の地産地消型スマートグリッドシステムの開発 (工学部山根教授、坂本准教授)」が採択 (H23. 8. 1) | ○産学官金連携の「環びわ湖地産地消型エネルギー研究会」を立ち上げ、6回の分科会等を開催。 ○当該研究会には41社からの参加があり、産学連携の具体的な事例。 ○微細薬類関係の企業との受託研究が具体化。 ○当該事業の受託共同研究は4件。 | ○「環びわ湖地産地消型エネルギー研究会」では、4回の分科会等を開催。49社の参加、産学連携による試作品/商品や産学連携による開発機器の納入が実現。 ○出展した展示会において見学した大手企業との新たな共同研究に繋がった。 ○当該事業の受託共同研究は17件。 |
| | 24,077千円 | 42,808千円 | 47,522千円 |
| ○戦略的基盤技術高度化支援事業 | ○中小企業庁事業平成23年度戦略的基盤技術高度化支援事業に「光顕を応用したナノメディカルチップの超精密射出成形加工の研究開発 (工学部小川助教)」が採択 (H23. 6. 28) | | ○事業完了し、さらに補完研究が必要なため翌年度より補完研究開発を実施 |
| | 44,217千円 | 29,171千円 | 22,101千円 |
| ○サテライトクラスター滋賀 | - | - | ○科学技術振興機構事業 (スーパークラスタープログラム (サテライトクラスター滋賀)) 「地産地消型スマートグリッドを実現する分散型で高効率なエネルギー開発と多様化された供給システムの構築 (工学部奥教授、坂本准教授)」が採択 (H25. 11. 25)、コアクラスターである京都地域とともに5カ年度にわたり事業実施。 |
| | | | 25,150千円 |
| ○その他取組事例 | ○人間文化学部南助教と木村水産株式会社の間で耐寿命のパッケージデザインの制作を行い、このデザインが、世界最高のパッケージデザイン賞といわれるpentaward2011において、silver awardを受賞。 | ○工学部安田寿教授と株式会社アートプランは、平成21年から共同研究を開始し、その成果として、要介助者がベッドから車いすで自力で移るのをサポートする介助ロボット「愛移乗くん」として、平成24年11月から株式会社アートプランから販売を開始。 「愛移乗くん」は、平成23年12月には、第25回東京ビジネスサミットでサミット大賞準賞を受賞。平成24年12月には近畿経済産業局「関西ものづくり新撰」に選定。 | |

1.1.5 産学連携センターについて

(1) 概要

産学連携センターは前述のとおり、産学官連携の拠点施設として、大学と産業界の交流により、企業の研究開発を支援するとともに大学の教育研究活動の推進を目的に設置されている。大学の敷地内に 2 階建別棟で設置されており、産学連携センターの見取り図は以下のとおりである。



1 階は共同研究企業に対する貸室として、研究実験室（レンタルラボ）2 室および研究機器を設置している実験室として、恒温恒湿室、無響室、マイクロ分析測定室並び

に事務室がある。

2階は企業に貸付けする研究実験室（レンタルラボ）3室およびセミナーや説明会を行う産学研究交流室2室ならびにセンター長室となっている。

研究実験室（レンタルラボ）5室は「公立大学法人滋賀県立大学施設等の貸付に関する規程（以下「貸付に関する規程」という。）」に基づき、貸付申請を受理後貸付を行っている。

(2) 検討

① レンタルラボの使用状況

産学連携センターのレンタルラボ5室は、本来、地元企業との交流により、企業の研究開発を支援することが主たる目的であると考え、平成17年度から平成26年度までの10年間の外部企業への貸室状況は以下となる。

| 室名 | 貸付年度 | 貸付期間 |
|------|----------------------------------|------|
| 実験室1 | H17年度 | 1年 |
| 実験室2 | H20年度～H21年度 H23年度～現在 | 6年 |
| 実験室3 | H17年度 | 1年 |
| 実験室4 | H17年度～H23年度 H26年度～ | 9年 |
| 実験室5 | H17年度～H18年度 H20年度～H21年度 H23年度～現在 | 8年 |

実験室1および実験室3は、平成19年度から現在まで、県立大学工学部ガラス工学研究センターが内部使用しており、貸室収入は発生していない。産学連携センターのレンタルラボは、前述のとおり、もともと地元企業とのコラボレーションにより成果を上げることを目的として設置された施設であるが、内部利用しているのが現状と思われる。レンタルラボのあるべき姿を再度検討し、積極的に入居企業を募集しなければならないと考える。現在は、工学部の支援組織である工学部支援会を通じて入居企業の案内を随時行っているのみである。

② レンタルラボの貸室料の設定

貸付に関する規程は公立大学法人化した平成18年4月1日に定められ、その後改訂

を重ね現在に至っている。最新の規程における講義室等使用料は「講義室等 1 平方メートル日額 72 円」と定められている。しかし、産学連携センター実験室の使用料は平成 18 年 4 月 1 日時点の「講義室使用料面積平方メートル当たり日額 60 円」を基に、平成 26 年度の消費税率改正に関する対応のみの改定となっている。当件についての県立大学の見解は「レンタルラボの賃料は、入居企業が県内の中小企業であること、企業に継続的に入居し研究開発を行って頂く必要があることおよび建造物の経年劣化等を考慮に入れて総合的に決定する必要があることから、平成 18 年度における平米単価を継続している。」としている。

入居する中小企業等が、賃料以上の共同研究による成果を出せれば賃料を据え置く必要はない。企業にとってはレンタルラボに入居して研究開発する方が必要な情報を必要なときに入手しやすく、専門的な知識や技術導入を受けることが即時に可能であるなど、やりとりにかかる時間や移動コストを抑えることができ、効率的な研究開発が可能となるのである。また、経年劣化等は、産学連携センター固有の問題ではなく、大学全体に同様のことが言えると考えられる。現在の標準的賃料にスライドするならば、研究実験室 1.2.4.5 については、77,760 円/月の賃料を 90,720 円/月程度に、また、研究実験室 3 については、66,650 円/月の賃料を 77,760 円/月程度に改訂する必要があることになる。

③ 設備機器の陳腐化

産学連携センターの恒温恒湿室およびマイクロ分析測定室に設置されている機器は、全て陳腐化しており、過去 5 年間に使用実績はなく、また、今後の使用見込みも明確になっていない。

当件について、県立大学の見解は「実験機器については、機器が陳腐化している。他の公設試または自社に同様の機器がある等の理由により、無響室以外の機器については使用実績が無い。昨年度の第 4 回産学連携センター運営委員会において別紙の通り、今後の取扱いの方針が決定されたところであり、機器ごとに管理者を定め、大学内外で使用できることとしています。なお、機器の陳腐化や厳しい財政事情により、その更新整備については困難であることから、現在の利用可能な機器の貸出等は継続し

つつ、産学連携センターのあり方について検討して参ります。」としている。

産学連携センター設置機器使用意向調査(結果)に基づく機器の対応について

| 機器名 | 購入年度 | 経年 | 過去5年の企業等への貸付実績 | 過去5年の大学での使用 | 対応 |
|---|--------|-----|-------------------------------------|-------------|----------------------|
| ①X線残留応力測定装置(リガク MSF-3M) | 平成11年度 | 14年 | H25(0),H24(0),H23(2)H22(14),H21(11) | 使用実績無 | 産学に設置 |
| ②走査型電子顕微鏡(日立製作所S-3000N) | 平成11年度 | 14年 | 実績無し | コンスタントに使用 | 産学に設置 (A准教授に管理依頼) |
| ③分光蛍光光度計(日本分光JFP-777Win) | 平成11年度 | 14年 | 実績無し | 1度 | B准教授に移管 |
| ④紫外可視分光光度計(日本分光JV-550) | 平成11年度 | 14年 | 実績無し | 2度 | B准教授に移管 |
| ⑤CHNS/O全自動元素分析装置 | 平成11年度 | 14年 | 実績無し | 10度 | 産学に設置 (C教授に管理依頼) |
| ⑥示差走査熱量分析装置(PERKIN ELMER DSC Pyris I) | 平成11年度 | 14年 | 実績無し | コンスタントに使用 | 産学に設置 (A准教授に管理依頼) |
| ⑦フーリエ変換赤外分光光度計(日本分光 FT/IR-610RL) | 平成11年度 | 14年 | 実績無し | 2度 | B准教授に移管 |
| ⑧ゲルパーミネーションクロマトグラフ(日本分光 JLC-1500システム) | 平成11年度 | 14年 | 実績無し | 使用実績無 | B准教授に移管 |
| ⑨高速液体クロマトグラフ(日本分光 JLC-1500システム) | 平成11年度 | 14年 | 実績無し | 使用実績無 | E助教に移管 |
| ⑩ガスクロマトグラフ(島津製作所 GC-14B/CR-6Aクロマトバック) | 平成11年度 | 14年 | 実績無し | 使用実績無 | F講師に移管 |
| ⑪X線分析顕微鏡(堀場製作所 XGT-2000W) | 平成11年度 | 14年 | 実績無し | 22回使用 | 産学に設置 (A准教授に管理依頼) |
| ⑫走査プローブ顕微鏡(Veeco社 Topometrix Explorer 2100PMシステム) | 平成11年度 | 14年 | 実績無し | 使用不可 | 廃棄 |
| ⑬イオンスパッター(日立ハイテクノロジーズ E-1020) | 平成15年度 | 10年 | 実績無し | 27回 | 産学に設置 (A准教授に管理依頼) |
| ⑭オスミウムコーター(メイワフォーシス NEOC-AN) | 平成20年度 | 5年 | 実績無し | コンスタントに使用 | 産学に設置 (A准教授に管理依頼) |

- ・X線残留応力測定装置を除き、企業からの過去5年間の使用実績は無い。そのため、X線残留応力測定装置、学生の使用実績のある機器をのぞき産学連携センターの機器から、希望する教員に移管する。
- ・なお、移管した機器について、企業の利用希望のあった場合は、企業の利用も可とする。
- ・移管する機器については、教員と機器管理に関する覚書を交わす。

(設備機器の陳腐化については「7.3.5 不要および未利用備品の状況」を参照願いたい。)

1.2 県立看護師等養成所

1.2.1 滋賀県地域医療について

看護師等養成所の現状と課題を検討するにおいて、滋賀県の地域医療の現状を把握する必要がある。滋賀県の地域医療のあり方を考えるベースとなるもののひとつに「滋賀県地域医療再生計画」がある。監査対象期間におけるものは、平成23年度から平成25年度までの期間を対象とする「滋賀県地域医療再生計画」(以下「再生計画」という。)になる。

再生計画では医療施設についての現状を以下の通り分析している。

【医療施設】(「平成21年病院報告(厚生労働省)」より)

- 本県の病院数は、60施設であり、うち一般病院53施設、精神科病院7施設である。
- 人口10万人あたりでは、病院総数4.3施設(全国平均6.9施設)、うち一般病院3.8施設(全国平均6.0施設)、精神科病院0.5施設(全国平均0.8施設)であり、いずれも全国平均を下回っている状況である。
- 病院病床数は、総数14,936床で、その内訳は、一般病床9,464床、療養病床2,935床、結核病床102床、精神科病床2,403床、感染症病床32床である。
- 人口10万人あたりでは、病床総数1,063.1床(全国平均1,256床)、うち一般病床673.6床(全国平均710.8床)、療養病床208.9床(全国平均263.7床)、結核病床7.3床(全国平均7床)、精神科病床171床(全国平均273床)、感染症病床2.3床(全国平均1.4床)であり、感染症病床を除いて全国平均並みまたは全国平均を下回っている状況である。
- 一般診療所は975施設(人口10万人当たり69.4施設：全国平均78.1施設)、歯科診療所は548施設(人口10万人当たり39.0施設：全国平均53.4施設)で、こちらも全国平均を下回っている。

滋賀県における医療施設が全国平均を下回っていることがわかる。再生計画における看護師等養成所にかかわるものとしては「地域医療を守る人材育成」についての記述がある。以下に看護師等養成所にかかわる部分を抽出し、まとめて記載する。

現状

○本県の医師数は2,900人であり、人口10万人当たりでは206.8人で全国第34位である。(平成20年医師・歯科医師・薬剤師調査)

○「病院等における必要医師数実態調査」(平成22年6月：厚生労働省実施)によると、本県の必要求人医師数は334人であり、現員医師数と必要求人医師数の合計数は、現員医師数の1.18倍である。全国平均の倍率は1.11倍となっており、本県は全国で7番目に高い倍率である。

○本県の看護師数は、10,494人であり、人口10万人あたりでは748.5人で全国第28位である。

○本県の第七次看護職員需給見通しによると、平成25年の看護職員数は、需要見通しが13,901人、供給見通しが13,743人であり157人の不足数が見込まれる。

課題

本県では、現在また将来的にも急速に高齢者数が増加する状況にあり、一人暮らしの高齢者も増加していく。2人に1人が「がん」になる時代、また85歳以上の4人に1人は認知症症状が出現するとも言われている。

こうした状況の中、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることは県民の願いでもあり、そのための幅広い医療福祉提供体制の整備は急務である。

特に、がんや脳卒中などの患者の急増が見込まれ、これらの疾患をはじめとした医療提供体制について、急性期から回復期・維持期、在宅医療まで切れ目なく整備することが求められている。

また、限られた医療資源を有効に活用するための連携体制の構築や人材の育成も重要である。

○少子高齢化に伴う疾病構造の変化、医療資源の不足、医療経済の逼迫などに対処し、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようにするためには、「病院医療」から地域全体の医療資源を有効に活用する「地域医療」への展開を推進する必要がある。

○そのためには、保健師、看護師、薬剤師など医療専門職がそれぞれの分野で自立し

ながら医師とチーム一体となって地域医療を担う必要があり、こうした役割を担うことができる医療専門職の育成が必要である。

○超高齢社会の到来で死亡数は増大し、在宅や施設での終末期医療、看取りの必要性が増加すると考えられる。看取りも含めた在宅医療推進のためには、医療福祉関係者の人材育成が必要である。

○病院における看護体制の充実や在宅医療の推進により、看護職員の需要は一層高まることから、引き続き、総合的な看護職員確保対策を実施する必要がある。

目標

今後の急速な高齢者人口の増加に対応するため、特に3大死因ともなっているがん、脳卒中等の疾病対策を中心に、急性期から在宅医療までの連携体制の充実強化を図る。また、三次医療圏としての医療課題解決に向けて、原子力対策を含む災害医療、新生児集中治療等にかかる提供体制の整備を図るとともに、地域医療を守る医療人材の育成を進める。

○看護師志望者の創出を図るとともに、看護職員の県内定着および離職防止を図る。

上記再生計画の内容からも、看護師等養成所が、滋賀県の将来の地域医療の担い手の養成に重要な役割を担っていることが推察できる。監査テーマの選定理由に記載のとおり、「滋賀県基本構想」の「地域を支える医療福祉・在宅看取りプロジェクト」においても、施策の展開として「地域医療を担う医師・医療専門職を育成します。」と明言されている。ところが、平成24年時点の看護職員の需給見通しにおいては、需要見通しは13,580人、供給見通しは13,453人であったが、実績は13,212人と368人下回っている。また、その後の需給見通しも厳しい状況にあると考えられている。

1.2.2 保健医療圏の状況について

(1) 概要

滋賀県は日本列島のほぼ中央に位置し、面積は、国土の約1%に相当する4,017.36km²となっている。中央部には、県土の約6分の1を占めるわが国最大で最古の湖、琵琶湖が広がり、全体として大きな盆地を形づくっている。近畿圏、中部圏、北陸圏の

結節点で、古くから交通の要衝であるという地理的優位性を有し、内陸工業県としての産業集積とともに、大学や民間研究所などの知的資源が集積している。

滋賀県では、13市6町からなる滋賀県全域を三次保健医療圏として、また琵琶湖を中心に県南部に位置する大津保健医療圏、湖南保健医療圏、甲賀保健医療圏、県東部に位置する東近江保健医療圏、湖東保健医療圏、県北部に位置する湖北保健医療圏、県西部に位置する湖西保健医療圏の7つの二次保健医療圏を設定している。



【三次保健医療圏】

| 保健医療圏 | 構成市町 | 人口(人) | 構成比 |
|-------|-------|-----------|------|
| 滋賀県全域 | 13市6町 | 1,404,114 | 100% |

【二次保健医療圏】

| 保健医療圏 | 構成市町 | 人口(人) | 構成比 |
|-------|------|---------|-------|
| 大津 | 1市 | 335,471 | 23.9% |
| 湖南 | 4市 | 320,009 | 22.8% |
| 甲賀 | 2市 | 146,740 | 10.4% |
| 東近江 | 2市2町 | 232,959 | 16.6% |
| 湖東 | 1市4町 | 155,152 | 11.0% |
| 湖北 | 2市 | 162,262 | 11.6% |
| 湖西 | 1市 | 51,521 | 3.7% |

(平成23年(2011年)4月1日現在)

(2) 保健医療圏別の看護職員数【図表 1.2.2】

保健医療圏別の看護職員数

(実数)

| 保健医療圏 | | 大津 | 湖南 | 甲賀 | 東近江 | 湖東 | 湖北 | 湖西 | 滋賀県 |
|-------|---------|--------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|--------|
| 平成18年 | 看護職員数 | 3,369 | 2,910 | 1,178 | 1,976 | 1,243 | 1,731 | 457 | 12,864 |
| | 人口10万人対 | 1036.5 | 954.2 | 788.9 | 778.0 | 929.5 | 1047.0 | 853.7 | 926.1 |
| 平成20年 | 看護職員数 | 3,710 | 3,177 | 1,250 | 1,978 | 1,238 | 1,872 | 496 | 13,721 |
| | 人口10万人対 | 1130.5 | 1048.8 | 859.2 | 789.6 | 935.0 | 1140.2 | 915.1 | 978.7 |
| 平成22年 | 看護職員数 | 3,990 | 3,420 | 1,297 | 2,039 | 1,362 | 1,969 | 491 | 14,568 |
| | 人口10万人対 | 1189.5 | 1071.1 | 882.2 | 879.5 | 879.5 | 1209.3 | 948.6 | 1033.0 |
| 平成24年 | 看護職員数 | 3,941 | 3,549 | 1,322 | 2,143 | 1,403 | 1,915 | 507 | 14,780 |
| | 人口10万人対 | 1156.0 | 1080.8 | 904.5 | 923.3 | 898.1 | 1183.2 | 987.5 | 1044.5 |

○ 二次保健医療圏別に比較すると、人口10万人当たりの看護職員数は、大津、湖南、湖北の3医療圏が多く、甲賀、東近江、湖東、湖西が少ない状況である。

1.2.3 滋賀県内の看護師等養成所の状況

(1) 現状

滋賀県内の看護師等養成所としては、大学3校、看護専門学校(3年課程、2年課程)10校、准看護師学校2校の合計15校である。

滋賀県内の看護学校

〈大学〉

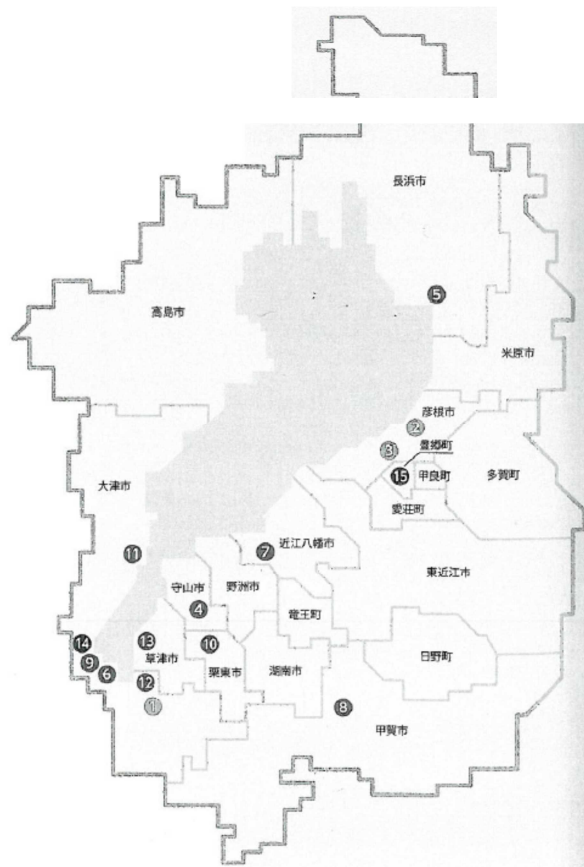
- ① 滋賀医科大学医学部看護学科
- ② 滋賀県立大学人間看護学部
- ⑤ 聖泉大学看護学部

〈看護専門学校〉

- ④ 滋賀県立総合保健専門学校
- ⑤ 滋賀県立看護専門学校
- ⑥ 大津市民病院附属看護専門学校
- ⑦ 近江八幡市立看護専門学校
- ⑧ 甲賀看護専門学校
- ⑨ 大津赤十字看護専門学校
- ⑩ 滋賀県済生会看護専門学校
- ⑪ 滋賀県堅田看護専門学校
- ⑫ 華頂看護専門学校(平成24年4月3年課程開校)
- ⑬ 草津看護専門学校(平成24年4月開校)

〈准看護師学校〉

- ⑭ 大津市医師会立看護専修学校
- ⑮ 豊郷病院附属准看護学院



(2) 各看護師等養成所の入学者数、卒業数 【図表 1.2.3-1】

看護師等養成所・平成22年度卒業・平成23年度入学

| 課程 | 養成所名 | 平成23年度入学者数 | | 平成22年度卒業者数 | | | | | 県内定着率(就職) |
|------|----------------|------------|------|------------|------|------|----|-----|-----------|
| | | 募集定員数 | 入学者数 | 卒業者数 | 県内就職 | 県外就職 | 進学 | その他 | |
| 3年課程 | 県立総合保健専門学校 | 120 | 95 | 76 | 73 | 0 | 3 | 0 | 96.1% |
| | 県立看護専門学校 | 80 | 70 | 65 | 56 | 8 | 0 | 1 | 86.2% |
| | 大津赤十字看護専門学校 | 40 | 48 | 31 | 29 | 1 | 0 | 1 | 93.5% |
| | 大津市民病院附属看護専門学校 | 40 | 39 | 33 | 25 | 6 | 2 | 0 | 75.8% |
| | 近江八幡市立看護専門学校 | 40 | 40 | 25 | 20 | 0 | 1 | 4 | 80.0% |
| | 滋賀県済生会看護専門学校 | 40 | 42 | 28 | 27 | 1 | 0 | 0 | 96.4% |
| | 滋賀県堅田看護専門学校 | 50 | 45 | 37 | 34 | 3 | 0 | 0 | 91.9% |
| | 甲賀看護専門学校 | 40 | 40 | 27 | 22 | 2 | 2 | 1 | 81.5% |
| 小計 | | 450 | 419 | 322 | 286 | 21 | 8 | 7 | 88.8% |
| 2年課程 | 滋賀県済生会看護専門学校 | 40 | 18 | 17 | 11 | 3 | 0 | 3 | 64.7% |
| | 華頂高等看護学院 | 25 | 0 | 9 | 7 | 2 | 0 | 0 | 77.8% |
| 小計 | | 65 | 18 | 26 | 18 | 5 | 0 | 3 | 69.2% |
| 大学 | 滋賀医科大学医学部看護学科 | 60 | 60 | 68 | 51 | 12 | 3 | 2 | 75.0% |
| | 県立大学人間看護学部 | 60 | 60 | 73 | 31 | 38 | 0 | 4 | 42.5% |
| | 聖泉大学看護学部 | 80 | 71 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0% |
| 小計 | | 200 | 191 | 141 | 82 | 50 | 3 | 6 | 58.20% |
| 准看課程 | 財団法人豊郷病院附属看護学院 | 15 | 15 | 12 | 7 | 2 | 4 | 1 | 58.30% |
| | 大津市医師会立看護専修学校 | 30 | 31 | 26 | 11 | 2 | 10 | 1 | 42.30% |
| 小計 | | 45 | 46 | 38 | 18 | 4 | 14 | 2 | 47.40% |
| 合計 | | 760 | 674 | 527 | 404 | 80 | 25 | 18 | 76.70% |

看護師等養成所・平成23年度卒業・平成24年度入学

| 課程 | 養成所名 | 平成24年度入学者数 | | 平成23年度卒業者数 | | | | | 県内定着率(就職) |
|------|----------------|------------|------|------------|------|------|----|-----|-----------|
| | | 募集定員数 | 入学者数 | 卒業者数 | 県内就職 | 県外就職 | 進学 | その他 | |
| 3年課程 | 県立総合保健専門学校 | 120 | 81 | 58 | 52 | 3 | 3 | | 89.7% |
| | 県立看護専門学校 | 80 | 68 | 55 | 52 | 1 | | 2 | 94.5% |
| | 大津赤十字看護専門学校 | 40 | 42 | 36 | 32 | 3 | 1 | | 88.9% |
| | 大津市民病院附属看護専門学校 | 40 | 40 | 30 | 19 | 8 | 1 | 2 | 63.3% |
| | 近江八幡市立看護専門学校 | 40 | 40 | 32 | 26 | 2 | | 4 | 81.3% |
| | 滋賀県済生会看護専門学校 | 40 | 38 | 16 | 16 | | | | 100.0% |
| | 滋賀県堅田看護専門学校 | 50 | 41 | 32 | 30 | 2 | | | 93.8% |
| | 甲賀看護専門学校 | 40 | 40 | 26 | 24 | | 1 | 1 | 92.3% |
| | 草津看護専門学校 | 40 | 40 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0% |
| | 華頂看護専門学校 | 30 | 30 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0% |
| 小計 | | 520 | 460 | 285 | 251 | 19 | 6 | 9 | 88.1% |
| 2年課程 | 滋賀県済生会看護専門学校 | 40 | 28 | 11 | 8 | 3 | | | 72.7% |
| | 華頂高等看護学院 | 0 | 0 | 15 | 13 | | | 2 | 86.7% |
| 小計 | | 40 | 28 | 26 | 21 | 3 | 0 | 2 | 80.8% |
| 大学 | 滋賀医科大学医学部看護学科 | 60 | 60 | 72 | 35 | 33 | | 4 | 48.6% |
| | 県立大学人間看護学部 | 60 | 61 | 68 | 33 | 30 | 3 | 2 | 48.5% |
| | 聖泉大学看護学部 | 80 | 91 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0% |
| 小計 | | 200 | 212 | 140 | 68 | 63 | 3 | 6 | 48.6% |
| 准看課程 | 財団法人豊郷病院附属看護学院 | 15 | 15 | 15 | 5 | | 10 | | 33.3% |
| | 大津市医師会立看護専修学校 | 30 | 32 | 31 | 13 | 2 | 14 | 2 | 41.9% |
| 小計 | | 45 | 47 | 46 | 18 | 2 | 24 | 2 | 39.1% |
| 合計 | | 805 | 747 | 497 | 358 | 87 | 33 | 19 | 72.0% |

看護師等養成所・平成24年度卒業・平成25年度入学

| 課程 | 養成所名 | 平成25年度入学者数 | | 平成24年度卒業者数 | | 進学 | その他 | 県内定着 | |
|----------|-----------------|------------|------|------------|------|----|-----|------|-------|
| | | 募集定員数 | 入学者数 | 卒業者数 | 県内就職 | | | | 県外就職 |
| 3年課程 | 県立総合保健専門学校 | 120 | 80 | 87 | 80 | 3 | 2 | 2 | 92.0% |
| | 県立看護専門学校 | 80 | 66 | 77 | 64 | 9 | 2 | 2 | 83.1% |
| | 大津赤十字看護専門学校 | 40 | 33 | 33 | 27 | 3 | 2 | 1 | 81.8% |
| | 大津市民病院附属看護専門学校 | 40 | 40 | 31 | 22 | 6 | 2 | 1 | 71.0% |
| | 近江八幡市立看護専門学校 | 40 | 38 | 25 | 22 | 2 | 1 | 0 | 88.0% |
| | 滋賀県済生会看護専門学校 | 40 | 39 | 36 | 33 | 1 | 0 | 2 | 91.7% |
| | 滋賀県堅田看護専門学校 | 50 | 49 | 44 | 41 | 3 | 0 | 0 | 93.2% |
| | 甲賀看護専門学校 | 40 | 40 | 35 | 33 | 1 | 0 | 1 | 94.3% |
| | 草津看護専門学校 | 40 | 40 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0% |
| 華頂看護専門学校 | 30 | 30 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0% | |
| 小計 | | 520 | 455 | 368 | 322 | 28 | 9 | 9 | 87.5% |
| 2年課程 | 滋賀県済生会看護専門学校 | 40 | 21 | 19 | 18 | 1 | 0 | 0 | 94.7% |
| 小計 | | 40 | 21 | 19 | 18 | 1 | 0 | 0 | 94.7% |
| 大学 | 滋賀医科大学医学部看護学科 | 60 | 60 | 65 | 38 | 20 | 3 | 4 | 58.5% |
| | 県立大学人間看護学部 | 70 | 70 | 75 | 39 | 31 | 1 | 4 | 52.0% |
| | 聖泉大学看護学部 | 80 | 94 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0% |
| 小計 | | 210 | 224 | 140 | 77 | 51 | 4 | 8 | 55.0% |
| 准看課程 | 財団法人豊郷病院附属准看護学院 | 15 | 14 | 12 | 4 | 2 | 6 | 0 | 33.3% |
| | 大津市医師会立看護専修学校 | 30 | 31 | 31 | 11 | 2 | 16 | 2 | 35.5% |
| 小計 | | 45 | 45 | 43 | 15 | 4 | 22 | 2 | 34.9% |
| 合計 | | 815 | 745 | 570 | 432 | 84 | 35 | 19 | 75.8% |

なお、草津看護専門学校は平成24年4月に開校しており、華頂看護専門学校は平成24年4月に3年課程を開校している。

1.2.4 総合保健専門学校

(1) 総合保健専門学校の現状

総合保健専門学校の概要については「第2 監査対象の概要」のとおりであるが、以下ではより詳細な現状を記載していく。

① 学生の定員

| 区分 | 定員 | | 学年 | | | 計 |
|----------|------|--------|-----|-----|-----|-----|
| | | | 1学年 | 2学年 | 3学年 | |
| 看護専門課程 | 3年課程 | 看護学科 | 120 | 120 | 120 | 360 |
| 歯科衛生専門課程 | 3年課程 | 歯科衛生学科 | 38 | 38 | 38 | 114 |
| 合計 | | | 158 | 158 | 158 | 474 |

② 入学試験及び入学状況【図表 1.2.4-1】

| 学科名 | 年度 | 定員 | 試験区分 | 応募者数 | | | 受験者数 | | | 合格者数 | | | 入学者数 | | |
|--------|-----|-----|------|------|----|-----|------|----|-----|------|----|-----|------|----|----|
| | | | | 県内 | 県外 | 計 | 県内 | 県外 | 計 | 県内 | 県外 | 計 | 県内 | 県外 | 計 |
| 看護学科 | H26 | 120 | 一般 | 164 | 13 | 177 | 157 | 9 | 166 | 73 | 4 | 77 | 32 | 2 | 34 |
| | | | 社会人 | 66 | 11 | 77 | 66 | 10 | 76 | 14 | 4 | 18 | 10 | 1 | 11 |
| | | | 推薦 | 62 | 0 | 62 | 61 | 0 | 61 | 34 | 0 | 34 | 34 | 0 | 34 |
| | | | 計 | 292 | 24 | 316 | 284 | 19 | 303 | 121 | 8 | 129 | 76 | 3 | 79 |
| | H25 | 120 | 一般 | 194 | 23 | 217 | 189 | 21 | 210 | 65 | 3 | 68 | 29 | 2 | 31 |
| | | | 社会人 | 53 | 12 | 65 | 52 | 12 | 64 | 16 | 5 | 21 | 14 | 2 | 16 |
| | | | 推薦 | 70 | 0 | 70 | 70 | 0 | 70 | 33 | 0 | 33 | 33 | 0 | 33 |
| | | | 計 | 317 | 35 | 352 | 311 | 33 | 344 | 114 | 8 | 122 | 76 | 4 | 80 |
| | H24 | 120 | 一般 | 162 | 35 | 197 | 157 | 35 | 192 | 58 | 10 | 68 | 30 | 2 | 32 |
| | | | 社会人 | 77 | 13 | 90 | 76 | 12 | 88 | 20 | 3 | 23 | 16 | 2 | 18 |
| | | | 推薦 | 60 | 0 | 60 | 60 | 0 | 60 | 31 | 0 | 31 | 31 | 0 | 31 |
| | | | 計 | 299 | 48 | 347 | 293 | 47 | 340 | 109 | 13 | 122 | 77 | 4 | 81 |
| | H23 | 120 | 一般 | 157 | 16 | 173 | 149 | 14 | 163 | 62 | 9 | 71 | 38 | 4 | 42 |
| | | | 社会人 | 86 | 9 | 95 | 84 | 7 | 91 | 21 | 2 | 23 | 16 | 2 | 18 |
| | | | 推薦 | 66 | 0 | 66 | 66 | 0 | 66 | 35 | 0 | 35 | 35 | 0 | 35 |
| | | | 計 | 309 | 25 | 334 | 299 | 21 | 320 | 118 | 11 | 129 | 89 | 6 | 95 |
| 歯科衛生学科 | H26 | 38 | 一般 | 10 | 4 | 14 | 10 | 4 | 14 | 8 | 4 | 12 | 6 | 4 | 10 |
| | | | 社会人 | 12 | 1 | 13 | 12 | 1 | 13 | 6 | 0 | 6 | 6 | 0 | 6 |
| | | | 推薦 | 28 | 0 | 28 | 28 | 0 | 28 | 20 | 0 | 20 | 20 | 0 | 20 |
| | | | 計 | 50 | 5 | 55 | 50 | 5 | 55 | 34 | 4 | 38 | 32 | 4 | 36 |
| | H25 | 38 | 一般 | 13 | 1 | 14 | 13 | 1 | 14 | 11 | 1 | 12 | 10 | 1 | 11 |
| | | | 社会人 | 11 | 1 | 12 | 11 | 1 | 12 | 4 | 1 | 5 | 4 | 0 | 4 |
| | | | 推薦 | 31 | 0 | 31 | 30 | 0 | 30 | 15 | 0 | 15 | 15 | 0 | 15 |
| | | | 計 | 55 | 2 | 57 | 54 | 2 | 56 | 30 | 2 | 32 | 29 | 1 | 30 |
| | H24 | 38 | 一般 | 22 | 5 | 27 | 22 | 4 | 26 | 13 | 3 | 16 | 13 | 3 | 16 |
| | | | 社会人 | 12 | 1 | 13 | 12 | 1 | 13 | 6 | 0 | 6 | 6 | 0 | 6 |
| | | | 推薦 | 33 | 0 | 33 | 33 | 0 | 33 | 15 | 0 | 15 | 15 | 0 | 15 |
| | | | 計 | 67 | 6 | 73 | 67 | 5 | 72 | 34 | 3 | 37 | 34 | 3 | 37 |
| | H23 | 38 | 一般 | 23 | 5 | 28 | 23 | 5 | 28 | 12 | 4 | 16 | 11 | 2 | 13 |
| | | | 社会人 | 9 | 2 | 11 | 9 | 2 | 11 | 5 | 1 | 6 | 5 | 1 | 6 |
| | | | 推薦 | 31 | 0 | 31 | 31 | 0 | 31 | 16 | 0 | 16 | 16 | 0 | 16 |
| | | | 計 | 63 | 7 | 70 | 63 | 7 | 70 | 33 | 5 | 38 | 32 | 3 | 35 |

③ 卒業生進路状況（平成26年3月卒業生）

| 進路状況 | 課程名 | 看護専門課程 | |
|------|------|--------|----|
| | 卒業生数 | | |
| 進学 | 県内 | | 3 |
| | 県外 | | 1 |
| 就職 | 県内 | | 75 |
| | 県外 | | 10 |
| その他 | | | 1 |

| | | |
|-------------|----------|----|
| 県内医療機関別就業者数 | 大津保健医療圏 | 24 |
| | 湖南保健医療圏 | 31 |
| | 甲賀保健医療圏 | 3 |
| | 東近江保健医療圏 | 3 |
| | 湖東保健医療圏 | 5 |
| | 湖北保健医療圏 | 8 |
| | 湖西保健医療圏 | 1 |
| その他 | | |
| 計 | | 75 |

④ 県内・県外出身者の内訳(平成 26 年 3 月卒業生)

| | | | | | | | |
|-----------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----|----|
| 県内 出身者 | 卒業生のうち 県内出身者数 | 県内へ就職 した者の人数 | 県外へ就職 した者の人数 | 県内へ進学 した者の人数 | 県外へ進学 した者の人数 | その他 | 合計 |
| | 85 | 75 | 5 | 3 | 1 | 1 | 85 |
| 県外 出身者 | 卒業生のうち 県外出身者数 | 県内へ就職 した者の人数 | 県外へ就職 した者の人数 | 県内へ進学 した者の人数 | 県外へ進学 した者の人数 | その他 | 合計 |
| | 5 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 合計 | 90 | 75 | 10 | 3 | 1 | 1 | 90 |

⑤ 看護学科の県内就業率

| | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
|-------|-------|------|------|------|------|
| 県内 | 62 人 | 73 | 52 | 80 | 76 |
| 県外 | 6 人 | 0 | 3 | 3 | 9 |
| 進学 | 2 人 | 3 | 3 | 2 | 4 |
| その他 | 2 人 | 0 | 0 | 2 | 1 |
| 合計 | 72 人 | 76 | 58 | 87 | 90 |
| 県内就業率 | 86.1% | 96.0 | 89.6 | 92.0 | 84.4 |

総合保健専門学校は、昭和 50 年の成人病センター、昭和 53 年の滋賀医科大学の大規模医療機関の開設時期である昭和 52 年 4 月に県立歯科衛生専門学院と県立保健看護専門学院とを統合し、守山市に開校している。医療の高度化、専門化、高齢者人口の増加等による看護職員の不足に対応すべく、県内の看護師等養成に貢献してきた。上記の県内就業率からも滋賀県への貢献度が推察でき、重要な役割を果たしてきたと考える。

(2) 問題点

前述のように、総合保健専門学校は滋賀県の看護師養成に重要な役割を果たしてきたと考えるが、現状での問題点は、募集定員に対する充足率の低さである。

前記の各看護師等養成所の入学者数【図表 1.2.3-1】より過去 3 年間の募集定員に対する入学者数の割合を分析すると以下ようになる。

| 課程 | 養成所名 | 平成23年度入学 | | | 平成24年度入学 | | | 平成25年度入学 | | |
|-------|-----------------|----------|------|------|----------|------|------|----------|------|------|
| | | 募集定員数 | 入学者数 | 充足率 | 募集定員数 | 入学者数 | 充足率 | 募集定員数 | 入学者数 | 充足率 |
| 3年課程 | 県立総合保健専門学校 | 120 | 95 | 79% | 120 | 81 | 68% | 120 | 80 | 67% |
| | 県立看護専門学校 | 80 | 70 | 88% | 80 | 68 | 85% | 80 | 66 | 83% |
| | 大津赤十字看護専門学校 | 40 | 48 | 120% | 40 | 42 | 105% | 40 | 33 | 83% |
| | 大津市民病院附属看護専門学校 | 40 | 39 | 98% | 40 | 40 | 100% | 40 | 40 | 100% |
| | 近江八幡市立看護専門学校 | 40 | 40 | 100% | 40 | 40 | 100% | 40 | 38 | 95% |
| | 滋賀県済生会看護専門学校 | 40 | 42 | 105% | 40 | 38 | 95% | 40 | 39 | 98% |
| | 滋賀県堅田看護専門学校 | 50 | 45 | 90% | 50 | 41 | 82% | 50 | 49 | 98% |
| | 甲賀看護専門学校 | 40 | 40 | 100% | 40 | 40 | 100% | 40 | 40 | 100% |
| | 草津看護専門学校 | | | | 40 | 40 | 100% | 40 | 40 | 100% |
| | 華頂看護専門学校 | | | | 30 | 30 | 100% | 30 | 30 | 100% |
| 小計 | | 450 | 419 | 93% | 520 | 460 | 88% | 520 | 455 | 88% |
| 2年課程 | 滋賀県済生会看護専門学校 | 40 | 18 | 45% | 40 | 28 | 70% | 40 | 21 | 53% |
| | 華頂高等看護学院 | 25 | 0 | 0% | 0 | 0 | 0% | | | |
| 小計 | | 65 | 18 | 28% | 40 | 28 | 70% | 40 | 21 | 53% |
| 大学 | 滋賀医科大学医学部看護学科 | 60 | 60 | 100% | 60 | 60 | 100% | 60 | 60 | 100% |
| | 県立大学人間看護学部 | 60 | 60 | 100% | 60 | 61 | 102% | 70 | 70 | 100% |
| | 聖泉大学看護学部 | 80 | 71 | 89% | 80 | 91 | 114% | 80 | 94 | 118% |
| 小計 | | 200 | 191 | 96% | 200 | 212 | 106% | 210 | 224 | 107% |
| 准看護課程 | 財団法人豊郷病院附属準看護学院 | 15 | 15 | 100% | 15 | 15 | 100% | 15 | 14 | 93% |
| | 大津市医師会立看護専修学校 | 30 | 31 | 103% | 30 | 32 | 107% | 30 | 31 | 103% |
| 小計 | | 45 | 46 | 102% | 45 | 47 | 104% | 45 | 45 | 100% |
| 合計 | | 760 | 674 | 89% | 805 | 747 | 93% | 815 | 745 | 91% |

上表より総合保健専門学校の募集定員充足率の低さが理解できる。入学試験及び入学状況【図表 1.2.4-1】より平成 25 年度入学の受験者数 344 名に対して、合格者数は 122 名であった。一般試験の合格者 68 名に対して辞退者は 37 名（54%）であり、入学者は 80 名となっている。すなわち定員数充足のために、辞退者を考慮した合格者数となっていないともいえる。

東京アカデミー看護医療全国模試の結果に基づく各看護師養成所の偏差値によると、あくまで各学校の入試の難易度を示すものではないが、総合保健専門学校の偏差値は県内で最も高くなっている。優秀な学生が入学しているといえる反面で、看護師を希望する学生の多くが不合格になっている。県立学校の役割は、看護師になりたい人材は受け入れて養成していくのが責務であると考え。何らかの理由で民間の学校に入学しない、または、できない学生に看護師の道を開くのが公的教育機関の役割であろう。

さらに、募集定員割れの状況が続いていることは、県の財政的側面から考えても認

められない。総合保健専門学校は1学年120名の学生を受入れることを前提とした施設、人員体制、予算等を使い、実際はその70%程度の学生しか育成していないということになる。単純に考えれば約30%の施設やコストをムダにしているともいえる。このような状況が続け、何ら効果的な対応策を打っていないことは極めて重大な問題と考える。（「5.2 県立看護師等養成所の人件費について」を参照願いたい。）

当件について、総合保健専門学校の見解は以下である。

(回答) 改善しなくてよいとは考えてはいません。

県内の看護師不足に対して、本校の使命は十分認識しています。

・平成21年、応募者が200人を割り、その対策として、推薦入学試験科目から、数学を除き、評定平均点を3.5⇒3.0に引き下げた経緯があります。

・一般入学試験の辞退者が増えてきていることから、平成27年度の推薦入学試験合格者割合を3割⇒4割に引き上げ、確実に入学生が少しでも確保できるように取り組んでいます。

・ただし、学校の理念にあります、「生命の尊厳と人権の尊重を基盤に豊かな人間性を養い、保健医療従事者として基礎的な知識・技術と高い志を育み、人々の健康と福祉に貢献する人材を育成する。」ことを大切にしてきた長い歴史とその中にある学校としてのプライドを持ち続け、学生や教員が高い志を持ち教育に当たる、県内の看護師養成所との差別化は残していきたいと考えます。受験する学生にも本校に入学して看護師になりたいという思いを捨てさせたくないと考えています。

数だけを充たせばよいとも考えられない（学力低下等）状況も存在します。

・また、18歳人口の減少・実習施設確保の難しさからいえば、定員数の削減は検討していく必要があると考えます。

改善に努められているものと考えますが、現実問題として推薦入学の試験科目や評点の見直し等の対策の成果は学生充足率に表れていない。また、学校としての歴史やプライドも理解するが、県立学校の特性として、やはり、看護師を目指しているが民間学校に入学しない、または、できない人材を広く受入れ看護師を養成することが責務であると考えます。

1.2.5 看護専門学校

(1) 看護専門学校の現状

看護専門学校の概要については「第2 監査対象の概要」のとおりであるが、以下ではより詳細な現状を記載していく。

① 学生の定員

| 定員 区分 | 学年 | | | 計 |
|----------|-----|-----|-----|-----|
| | 1学年 | 2学年 | 3学年 | |
| 看護専門課程 | 80 | 80 | 80 | 240 |

② 入学試験および入学状況

| 区分 | 年度 | 定員 | 試験区分 | 応募者数 | | | 受験者数 | | | 合格者数 | | | 入学者数 | | |
|------|------|----|------|------|----|-----|------|----|-----|------|----|-----|------|----|----|
| | | | | 県内 | 県外 | 計 | 県内 | 県外 | 計 | 県内 | 県外 | 計 | 県内 | 県外 | 計 |
| 看護学科 | H26年 | 80 | 一般 | 117 | 38 | 155 | 111 | 31 | 142 | 53 | 12 | 65 | 21 | 3 | 24 |
| | | | 社会人 | 30 | 6 | 36 | 29 | 6 | 35 | 6 | 2 | 8 | 7 | 1 | 8 |
| | | | 推薦 | 39 | 0 | 39 | 38 | 0 | 38 | 31 | 0 | 31 | 31 | 0 | 31 |
| | | | 計 | 186 | 44 | 230 | 178 | 37 | 215 | 90 | 14 | 104 | 59 | 4 | 63 |
| | H25年 | 80 | 一般 | 97 | 53 | 150 | 94 | 52 | 146 | 38 | 23 | 61 | 21 | 6 | 27 |
| | | | 社会人 | 37 | 18 | 55 | 34 | 14 | 48 | 10 | 2 | 12 | 9 | 2 | 11 |
| | | | 推薦 | 33 | 0 | 33 | 14 | 0 | 14 | 28 | 0 | 28 | 28 | 0 | 28 |
| | | | 計 | 167 | 71 | 238 | 142 | 66 | 208 | 76 | 25 | 101 | 58 | 8 | 66 |
| | H24年 | 80 | 一般 | 93 | 62 | 155 | 92 | 49 | 141 | 53 | 22 | 75 | 27 | 3 | 30 |
| | | | 社会人 | 35 | 13 | 48 | 35 | 13 | 48 | 12 | 5 | 17 | 11 | 2 | 13 |
| | | | 推薦 | 36 | 0 | 36 | 36 | 0 | 36 | 25 | 0 | 25 | 25 | 0 | 25 |
| | | | 計 | 164 | 75 | 239 | 163 | 62 | 225 | 90 | 27 | 117 | 63 | 5 | 68 |
| | H23年 | 80 | 一般 | 117 | 28 | 145 | 109 | 25 | 134 | 69 | 18 | 87 | 20 | 11 | 31 |
| | | | 社会人 | 43 | 7 | 50 | 43 | 7 | 50 | 20 | 4 | 24 | 15 | 2 | 17 |
| | | | 推薦 | 34 | 0 | 34 | 33 | 0 | 33 | 22 | 0 | 22 | 22 | 0 | 22 |
| | | | 計 | 194 | 35 | 229 | 185 | 32 | 217 | 111 | 22 | 133 | 57 | 13 | 70 |

3年課程養成所入学者状況

| 区分 | 1学年定員 | 応募者数 | 受験者数 | 合格者数 | 入学者数 | 競争率 | 合格倍率 | 充足率 | 定員を1とした時の合格者 | |
|--------|--------|---------|---------|--------|--------|-----|------|-------|--------------|-----|
| 全国 | 26,271 | 114,604 | 108,012 | 35,819 | 26,590 | 4.1 | 3 | 101.2 | 1.4 | |
| 滋賀県 | 520 | 1,769 | 1,635 | 670 | 455 | 3.6 | 2.4 | 87.5 | 1.3 | |
| 看護専門学校 | H23 | 80 | 229 | 217 | 133 | 70 | 3.1 | 1.6 | 87.5 | 1.7 |
| | H24 | 80 | 239 | 225 | 117 | 68 | 3.3 | 1.9 | 85.0 | 1.5 |
| | H25 | 80 | 238 | 227 | 101 | 66 | 3.4 | 2.2 | 82.5 | 1.3 |
| | H26 | 80 | 230 | 215 | 104 | 63 | 3.4 | 2.1 | 78.8 | 1.3 |

③ 学生の進路 【図表 1.2.5】

| 区分 | | H23 | H24 | H25 | 合計 |
|-------|----------|------|------|------|------|
| 卒業者数 | | 55 | 77 | 65 | 197 |
| 県内就職者 | 県内就職者数総計 | 52 | 64 | 56 | 172 |
| | | 94.5 | 83.1 | 86.2 | 87.3 |
| | 大津圏域 | | 3 | 1 | 4 |
| | 南部圏域 | | 4 | 2 | 6 |
| | 甲賀圏域 | | | | 0 |
| | 東近江圏域 | 1 | 1 | 3 | 5 |
| | 湖東圏域 | 10 | 8 | 9 | 27 |
| | 湖北圏域 | 40 | 48 | 40 | 128 |
| | | 76.9 | 75.0 | 71.4 | 74.4 |
| | 高島圏域 | 1 | | 1 | 2 |
| その他 | | | | 0 | |
| 県外就職者 | | 1 | 9 | 6 | 16 |
| 進学 | | | 2 | 2 | 4 |
| その他 | | 2 | 2 | 1 | 5 |

| | | | | |
|---------|----|-------|--------|--------|
| 国家試験合格率 | 本校 | 96.7% | 100.0% | 100.0% |
| | 全国 | 90.1% | 88.8% | 89.8% |
| | 基準 | 63.6% | 64.0% | 66.8% |

* H25 国家試験受験者 64名

看護専門学校は県北部地域の看護師の充足を図ることを目的に昭和49年に県立長浜高等看護学院として設立され、昭和52年の改称を経て現在に至っている。滋賀県内の看護学校のなかで最北に位置し、県北部における地域医療の担い手である看護師の養成に重要な役割を果たしてきた。学生の進路【図表 1.2.5】よりみても、湖北地域への就職者が全体の75%程度を占めており、県北部には欠かせない看護師養成所といえる。看護専門学校は開設当初から使用してきた旧校舎の隣に、規模を大幅に大きくした本館棟と講堂兼体育館を新築し、平成19年4月から使用を開始しており、ある意味で恵まれた環境で教育を実施している。

(2) 問題点

看護専門学校の現状での問題点は、前述の総合保健専門学校と同様に募集定員に対する充足率の低さである。現状は一般入学試験において、入学定員の1.8倍（過去4年間平均）の合格者を出しているが、辞退率が60%を超える状況となっており、募集定員80名に対する学生入学者数は65名程度で充足率は約80%となっている。

募集定員割れの状況が続いていることは総合保健専門学校と同様に財政的な側面から認められない。1学年80名の学生を受け入れることを前提とした施設、人員体制、予算等を使い、実際はその80%程度の学生しか養成していないということは、単純に考えれば約20%の施設やコストをムダにしていることになる。このような状況を続け何らの効果的な対応策を打っていないことは極めて重大な問題と考える。

当件について看護専門学校の見解は以下である。

合格者は平成22年から5年間の平均では1.4倍であり全国平均と比較しても同等ですが、当校における定員充足率は低く、一般入試における入学辞退者は約60%となっている状況にあります。

滋賀県では大学進学率が55.8%と全国53.8%より高いことや、高等学校卒業生数の減少、専修学校（専門課程）への進学率、湖北という立地条件も影響していると思います。（県南部からの通学は不便、また、人の流れとして南部は京阪神に、湖東は南部に向かい湖北は地元という傾向がある。）

また、授業料が専門学校としては高額となっていることも一因と考えられます。

合格者については、3年間で卒業や国家試験が合格できるラインのところ合格者を決定していますが、卒業延期者も多く、定員に達するまで合格者を決定することは困難であると考えています。

○現状、その役割を果たしていると認識しています。

○看護教育は暗記力だけでは成立しません。チームで仕事をしますので人との関係性、コミュニケーション能力、得た情報と学んだ知識を統合し考える力、表現する力、さらに技術が必要となる専門職です。

○看護師養成の職業訓練校として、看護師になるために3年間3,000時間のハードなカリキュラムの中、学生は学んでおり、国家試験に合格しなければ3年間の努力と要した費用が無駄になってしまいます。奨学資金や授業料資金等返還の債務のみ抱える事態にも陥ります。

○また、学校においては入学させた責任が伴います。学力の不足する学生には、夏休みや1～2月において、国家試験の日まで土日も学校を開放し、教員も学生も国家試験100%合格を目指して努力しています。

国家試験100%合格だからこそ学生も集まります。

3年間で卒業や国家試験合格できるラインのところ合格者を決定しているように思われるが、県立学校の特性上、北部医療を担う看護師を希望する人材に門戸を広げ、育成することにその意義があると考えます。

1.2.6 県立看護師等養成所のあり方について

(1) 全般的概況

県立看護師等養成所は、長年にわたり県の看護師養成に重要な役割を果たしてきたと考える。しかし、前述のように近年は募集定員割れの状況が続いている。あり方を抜本的に検討する必要がある。

平成25年8月6日に社会保障制度改革国民会議より公表された「社会保障制度改革国民会議報告書」では「Ⅱ医療・介護分野の改革 2 医療・介護サービスの提供体制改革」のなかで医療の在り方として「医療従事者の確保と有効活用の観点からは、さらに、激務が指摘される医療機関の勤務環境を改善する支援体制を構築する等、医療従

事者の定着・離職防止を図ることが必要である。特に、看護職員については、養成拡大や潜在看護職員の活用を図るために、看護大学の定員拡大及び大卒社会人経験者等を対象とした新たな養成制度の創設、看護師資格保持者の登録義務化等を推進していく必要がある。」とし、改革の推進体制の整備として、「その際、まず取り組むべきは各 2 次医療圏における将来の性別、年齢階級別の人口構成や有病率等のデータを基に各地域における医療ニーズを予測し、各地域の医療提供体制がそれに合致しているかを検証した上で、地域事情に応じた先行きの医療・介護サービス提供体制のモデル像を描いていくことであり、こうしたデータ解析のために国が率先して官民の人材を集結して、先駆的研究も活用し、都道府県・市町村との知見の共有を図っていくことであろう。また、このデータ解析により、実情に合っていないと評されることもある現今の 2 次医療圏の見直しそのものも可能となる。」と記載されている。また、2009 年 11 月 4 日に中央社会保険医療協議会基本問題小委員会が公表した「看護職員の需給状況に関する専門委員意見」では、看護職員の需給状況についての見解として「①看護職員の絶対数は充足しているものの、離職に伴う潜在化が問題である。②看護職員の定着を図り、潜在化を未然に防ぐことにより、看護職員の需要を満たすことは可能である。③働き続けられる環境を整えるため、看護職員の労働安全衛生管理を行う病院への支援策を要望する。」としている。

これらの報告より、今後取り組むべき課題は、新たな看護師の養成もさることながら、看護師の離職防止や潜在化している看護師らの復職を支援することにあるように考えられる。看護師資格保持者の登録義務化等の推進も、その一環と思われる。

(2) 滋賀県内の看護師等養成の現況

少子高齢化が進むなかでの看護師不足等を背景として、近年において滋賀県内の看護師等養成所の募集定員は増加している。

「1.2.3 滋賀県内の看護師等養成所の状況」【図表 1.2.3-1】を参照いただきたいが、県内の 15 校の募集定員は平成 23 年入学 760 名、平成 24 年入学 805 名、平成 25 年入学 815 名と年々増加してきている。なお、草津看護専門学校は平成 24 年 4 月に開校している。また、滋賀県に隣接する京都市にも多くの看護師等養成所があり、交通の便が

良いため、滋賀県南部地域から京都市内の学校に通学するケースも多い。京都市内にある看護師等養成所（3年課程、2年課程、大学、准看課程）の募集定員数は平成23年入学1,339名、平成24年入学1,409名、平成25年入学1,404名となっている。また、この3年間で2校が新設されている。さらに、来年度開校予定校が2校あり、募集定員数は160名増加する見込みである。

(3) 問題点

行政では「民間にできるものは民間に任せる」という基本スタンスがあると思う。県立看護師等養成所が近年定員割れの状況が続き、それを改善できない現状を考えると、従前と比べ県立看護師等養成所の存在意義や役割が変化していると考えざるを得ない。当件についての県の見解は以下である。

近年県内外の看護師等養成所、看護系大学の増加および18歳人口の減少に伴い、学生が定員に満たない状況が続いている。

現在、県立看護専門学校については、湖北の看護師確保に一定の役割を果たしていると考えているが、総合保健専門学校と併せ両校の今後のあり方を短期的・中長期的に検討する必要があると考えている。

そこで、今年度在宅医療福祉を担う看護職員等確保対策推進協議会に、県立看護師等養成所のあり方に関する専門部会を設置し、検討を進めている。

県立看護師等養成所は、今後の医療の動向を踏まえ、看護職員数を確保するという責務と共に、どのような看護職員が必要とされているのかといった質的な点も含め、看護職員の養成にあたるのが責務であると考えている。

県立看護師等養成所のあり方について、県の回答は「県立看護師等養成所のあり方に関する専門部会を設置し、検討を進める」との返答であった。監査人の質問に対し何らの方向性は示されていない。監査人は定員割れの改善案を考えるうえで、県に現状分析と方向性等を検討した何らかの資料の提供を求めたところ、提出された資料は10年以上前の平成13年3月に滋賀県健康福祉部医務薬務課が作成した「県立看護婦養成所のあり方についての検討会報告」のみであった。長年定員割れの現状を認識しながら見直しの検討がされていないことは問題であり、早急に検討する必要がある。

(4) 検討

二次医療圏別の看護師需給見通しに関する何らかの資料を依頼したが、当該資料はないとのことであった。今後の医療・介護サービスの提供体制を考えるうえで、地域別の医療ニーズを予測することは必要不可欠であると思われる。需給見通しは不明であるが、保健医療圏別の看護職員数【図表 1.2.2】により地域別に看護師不足の状況に差があることは理解できる。

長期的には、看護師養成の多くは募集定員を増加している民間に委ね、県としては民間では学校を設置しない看護師需給見通しの低い地域の担い手作りを目指すべきと考える。また、従来は新たな看護師の養成に投じていたコストを、看護師の離職防止施策や潜在化する看護師の復職支援、また、社会人看護師の養成等に投入すべきと考える。民間ではできない看護師養成を検討すべきではないか。

短期的には、県立看護師等養成所は、募集定員の 100%を受入れることにより効率化を図る必要がある。総合保健専門学校と看護専門学校を可能な限り共通化し（入試、授業、カリキュラム等）効率化を図ることも視野に入れ、特に総合保健専門学校のあり方を見直す必要がある。

総合保健専門学校は湖南の守山市にあり、近隣に多くの看護師養成所がある。総合保健専門学校の建物は老朽化しており、建て替えも含めて検討する時期に来ているが、前述のような外部環境のもと同地域に新校舎を新築することは適切ではないとも思われる。長期的には、看護職員数の人口比が低い地域の県の施設等を利用し、その地域の看護師の担い手を育成すべきと考える。

総合保健専門学校の募集定員は 120 名であるが、約 80 名の学生しか入学していない。本来、120 名の定員まで学生を受入れ学校を運営するのが本筋と考えるが、現実の問題として、看護学科の看護実習の受入れ医療機関が不足しており、120 名まで入学しても今後とも実習体制が整わない状況にある。効率的な学校運営のため、すみやかに総合保健専門学校は募集定員を 80 名まで引き下げ、同時に教員等の人員削減などによるコストダウンを図ることが合理的と考える。

一方、看護専門学校については、募集定員 80 名に対し 65 名程度の学生しか入学していない。看護専門学校は平成 19 年に校舎も新築しており、また、県東北部にある唯一の看護学校であるため、定員充足が責務である。推薦入学、社会人入学の枠の拡大や補欠合格制度の導入等により、早急に定員に至るまで入学者を受入れる必要がある。

また、県立看護師等養成所は設立以来、多くの卒業生を排出している。卒業生の中には何らかの理由で看護師をリタイヤしているものも多いと推察する。卒業生の OB 組織を有するメリットを生かし、それらの卒業生の離職防止や復職を支援する取組みを検討し実施することは、県立の看護師等養成所としては意義深いと考える。

1.3 農業大学校

1.3.1 滋賀県の「農業の担い手の確保・育成」について

「滋賀県基本構想」のなかの「地域の魅力まるごと産業化プロジェクト」では琵琶湖と共存する環境こだわり農業や安全・安心で高品質な食材などの滋賀の地域資源についてブランドとしての価値を高めることを掲げている。平成 23 年 3 月に公表された「しがの農業・水産業新戦略プラン」（以下「新戦略プラン」という。）は「滋賀県基本構想」を上位計画とし、農業・水産業部門の基本計画として位置づけられている。計画期間は、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間としている。新戦略プランのなかで「農業の担い手」の現状と課題として以下のように記載している。

- ・兼業農家が大半を占める本県では、平成元年（1989 年）より全国に先がけて集落営農の育成を進め、集落営農数は 798 集落（平成 22 年）で全国 1 位となっています。また、認定農業者数は 1,718 経営体（平成 21 年）と、この 5 年間で 1.4 倍に増加し、本県農業の担い手の数は一定確保されてきました。
- ・認定農業者、集落営農組織の構成員、小規模農家等の農業従事者の高齢化が進んでいます。
- ・担い手に対する農地の利用集積は十分には進んでいません。
- ・耕作放棄率は全国で 2 番目に少ないものの、耕作放棄地や不作付地は年々増加しています。

- ・本県の主要な作物である米は、需要が減少していく中で生産が需要を上回り、価格の長期下落傾向が続いており、担い手の経営に大きな影響を及ぼしています。
- ・こうしたことから、担い手の確保育成、新規就農者の確保、担い手への農地集積、経営の安定化・効率化が必要です。

また、重点戦略のなかの「戦略 1 農業の安定経営」として新規就農者の確保を挙げており、以下のように記載している。

- ・就農希望者に対する継続的な就農相談活動の実施
- ・農業生産法人等への就職就農のためのマッチング機会の提供
- ・県立農業大学校における専門技術や経営能力を養成する教育、指導農業士等と連携した実施研修の実施
- ・新規就農者に対する支援制度活用の助言や普及事業による経営・技術指導

なお、指導農業士とは、「現に優れた農業経営を行いつつ農村青年の育成に指導的役割を果たしているもので、知事が認定した農業者」をいう。

1.3.2 滋賀県農業技術振興センターについて

農業大学校を検討するうえで、組織上、滋賀県農業技術振興センター（以下「農業振興センター」という。）と深いかかわりを持っているため、農業振興センターについて記載する。

(1) 沿革

- 明治28年 農事試験場」を滋賀郡膳所村別保に設置
- 昭和 3年 農事試験場」を栗太郡治田村洪川に移転
園芸部」果樹)を栗太郡草津町矢倉に移転
- 10年 湖北分場」を伊香郡木之本町千田に設置
- 17年 湖西分場」を高島郡安曇川町田中に設置
- 22年 瀬田園芸試験地」(そ菜 花き)を栗太郡瀬田町栗林新田に設置
- 25年 農事試験場」を 農業試験場」に改称
- 34年 茶業係」を 茶業指導所」として 農業試験場」から分離
- 38年 園芸部」果樹)を栗太郡栗東町荒張に移転
- 43年 瀬田園芸試験地」を栗太郡栗東町荒張に移転
園芸試験地」に名称変更
- 44年 高等営農学園」を開校
- 49年 農業試験場」を蒲生郡安土町大中に移転
園芸試験地」を 園芸分場」に改称
- 50年 高等営農学園」を 営農大学校」と改称
- 平成 元年 営農大学校」を 農業大学校」と改称
- 12年 農業試験場」、茶業指導所」、畜産技術振興センター」および
農業大学校」を統合し 滋賀県農業総合センター」に再編
湖西分場」を廃止し 湖西試験地」に移行
- 16年 湖西試験地」を廃止
- 17年 畜産技術振興センター」を分離し、
滋賀県農業技術振興センター」に再編
- 21年 湖北分場」を」廃止

(2) 組織

| | |
|---|---|
| 管理部/研究企画室 Management Division/Planning and Promotion Division | 試験研究の推進のために 予算の編成や執行、センター管理運営、試験研究の企画調整、開発技術の広報などを行っています。 |
| 農業革新支援部 Agricultural Innovation Support Division | 専門的農業技術の普及のために 先進的農業者等に対する農業経営の革新支援、地域普及組織の普及指導活動に対する指導支援などを行っています。 |
| 栽培研究部 Cultivation Research Division | 近江米 野菜の安定生産のために 水稲や野菜の栽培試験、獣害対策試験、主要農作物の原原種 原種生産などに取り組んでいます。 |
| 花・果樹研究部 Floriculture and Fruit Cultivation Research Division | 花 果樹の生産拡大のために 花 果樹の生産拡大に向けた栽培試験、生産者ニーズに即した栽培技術の確立試験などに取り組んでいます。 |
| 環境研究部 Environment Research Division | 環境と調和した農業のために 地球温暖化への適応策 緩和策、土壌の保全、環境に配慮した病害虫管理や農業使用削減に関する試験研究などに取り組んでいます。 |
| 茶業指導所 Tea Research Institute | 近江の茶の品質向上のために 茶の栽培および土壌肥料 病害虫管理などの試験研究や製茶技術に関する研修会の開催など技術指導に取り組んでいます。 |
| 農業大学校 Agricultural College | 未来の農業人材育成のために 次代の農業経営を担う優れた人材を育成するとともに、地域社会における農業の振興等に指導的役割を果たす個性豊かな人事を育成しています。 |

(3) 普及指導基本計画

農業振興センター農業革新支援部では、平成 26 年 4 月に普及指導基本計画を公表している。「滋賀県農業の技術の現状と課題」のなかで農業経営について以下のように記載している。新規就農者の状況が理解できる。

ア 現状

兼業農家が大半を占める本県では、平成元年より全国に先がけて集落営農の育成を進め、集落営農数は 758 集落（平成 25 年 3 月）となっている。また、認定農業者数は、1,732 経営体（平成 25 年 3 月）と担い手の数は一定確保されている。

しかしながら、2010 年センサスによると農業就業人口の減少とともに高齢化が進み、本県では 65 歳以上が全体の 72%を占めている状況で、認定農業者、集落営農組織の構成員の高齢化も同様に進んでいる状況にある。また、担い手に対する農地の利用集積は十分に進んでいない。これらの担い手の多くは土地利用型経営であり、米価の長期下落傾向により経営に大きな影響を及ぼしている。

一方、新規就農者数は近年急増しているが、施設園芸を中心とした新規就農はいるものの70%以上は就職就農であることから、就農者数の大半が農地等の経営基盤を持たない新規参入者である。また、就職就農先の経営の約60%が水稻・麦・大豆が主の土地利用型経営である。

【図表1.3.2】

| | H20.3 | H21.3 | H22.3 | H23.3 | H24.3 | H25.3 | |
|-------------------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 認定農業者数 | 1,779 | 1,808 | 1,718 | 1,686 | 1,690 | 1,732 | |
| 集落営農組織数 | 748 | 752 | 757 | 757 | 758 | 758 | |
| うち特定 農業団体 等 | 集落営農法人 | 44 | 52 | 76 | 89 | 124 | 141 |
| | 特定農業団体 | 338 | 340 | 316 | 306 | 276 | 252 |
| | 同様要件の組織 | 77 | 76 | 77 | 76 | 73 | 72 |
| 担い手農地集積率(%) | 48.7 | 51.2 | 53.7 | 54.0 | 55.0 | 56.5 | |
| 新規就農者数 | 18 | 38 | 107 | 91 | 102 | 106 | |
| うち就職就農者数 | 9 | 21 | 78 | 63 | 75 | 80 | |
| うちUターン | 8 | 13 | 12 | 15 | 16 | 10 | |
| うち新規参入 | 8 | 21 | 88 | 65 | 72 | 80 | |

イ 課題

これらの現状を踏まえ、将来の姿（平成27年度）として、認定農業者や集落営農組織等の効率的で安定的な農業経営体が本県農業の大部分を担い（担い手の農地集積率70%）、持続的な農業生産を行うため、①担い手の確保・育成②新規就農者の確保③農地の利用集積④担い手の経営体質強化などの課題がある。

ここ数年間の新規就農者は毎年100人程度であり、担い手の確保育成は順調に推移していると考えられる。

1.3.3 農業大学校

農業大学校は農業改良助長法に基づく農業者研修施設として、滋賀県の次代の農業経営を担う優れた人材を育成するとともに、地域社会における農業の振興等に指導的役割を果たす個性豊かな人材を養成することを目的に農業に関する専門教育を行っている。平成19年4月には学校教育法に規定する専修学校とし、農業者育成のための専門学校としての位置づけをより明確化している。

(1) 現状

農業大学校の概要については、「第2 監査対象の概要」のとおりであるが、以下ではより詳細な現状を記載していく。

① 入学者の状況

過去の農業大学校入学者の状況

| 入学年度 | 定員 | 入学者数 | 農家・非農家 | | 男女別 | | 出身校学科 | | 高校新卒者 | |
|-------|----------|----------|--------|------|------|------|-------|------|-------|------|
| | | | 農家 | 非農家 | 男子 | 女子 | 農業 | その他 | 新卒者 | 過年度 |
| 10年 | 30 | 16 | | | | | | | | |
| 11年 | 30 | 31 | | | | | | | | |
| 12年 | 30 | 24 | | | | | | | | |
| 13年 | 30 | 29 | | | | | | | | |
| 14年 | 30 | 19 | | | | | | | | |
| 15年 | 30 | 26 | | | | | | | | |
| 16年 | 30 | 28 | 16 | 12 | 22 | 6 | 18 | 10 | 26 | 2 |
| 17年 | 30 | 25 | 14 | 11 | 20 | 5 | 11 | 14 | 22 | 3 |
| 18年 | 30 | 22 | 9 | 13 | 19 | 3 | 12 | 10 | 19 | 3 |
| 19年 | 30 | 21 | 10 | 11 | 16 | 5 | 12 | 9 | 19 | 2 |
| 20年 | 30 | 21 | 16 | 5 | 17 | 4 | 11 | 10 | 18 | 3 |
| 21年 | 30 | 21 | 9 | 12 | 19 | 2 | 10 | 11 | 18 | 3 |
| 22年 | 30 | 33 | 12 | 21 | 27 | 6 | 19 | 14 | 30 | 3 |
| 23年 | 30 | 24 | 7 | 17 | 17 | 7 | 16 | 8 | 19 | 5 |
| 24年 | 30 | 20 | 6 | 14 | 16 | 4 | 9 | 11 | 17 | 3 |
| 25年 | 30 | 20 | 5 | 15 | 18 | 2 | 14 | 6 | 17 | 3 |
| 26年 | 30 | 24 | 7 | 17 | 19 | 5 | 10 | 14 | 18 | 6 |
| 合計 | 300 | 235 | 111 | 148 | 191 | 49 | 142 | 117 | 223 | 36 |
| 割合(%) | ↑10年分の合計 | ↑10年分の合計 | 47.2 | 63.0 | 81.3 | 20.9 | 60.4 | 49.8 | 949.9 | 15.3 |

定員充足率＝78.3%(11年間)

農家には、土地持ち非農家を含む

出身校、その他は普通科が大半を占める。(22年より総合学科もその他に含む)

高校過年度卒業生は、社会人経験者、短大卒業生、大学中退、大学院中退、浪人、最高齢は59歳

② 出願者・合格者推移【1.3.3-1】

滋賀県立農業大学校 出願者・合格者推移

【参考】

| | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 出願者 | 37 | 27 | 22 | 23 | 24 | 44 | 29 | 23 | 24 | 27 |
| 合格者 | 27 | 23 | 22 | 21 | 22 | 33 | 27 | 21 | 21 | 25 |

③ 専攻別学生数【1.3.3-2】

専攻別学生数(2年次の学生数)

| | 作物専攻 | 野菜専攻 | 花き専攻 | 果樹専攻 | 畜産専攻 | 茶専攻 | 合計 |
|--------|------|------|------|------|------|-----|-----|
| 平成17年度 | 8 | 8 | 5 | 6 | 1 | 0 | 28 |
| 平成18年度 | 7 | 7 | 3 | 5 | 1 | 0 | 23 |
| 平成19年度 | 6 | 6 | 3 | 3 | 1 | 0 | 19 |
| 平成20年度 | 4 | 5 | 2 | 5 | 1 | 0 | 17 |
| 平成21年度 | 5 | 5 | 4 | 3 | 2 | 0 | 19 |
| 平成22年度 | 3 | 6 | 5 | 4 | 1 | 0 | 19 |
| 平成23年度 | 9 | 9 | 3 | 7 | 1 | 3 | 32 |
| 平成24年度 | 4 | 8 | 6 | 6 | 0 | 0 | 24 |
| 平成25年度 | 4 | 5 | 4 | 4 | 2 | 0 | 19 |
| 平成26年度 | 6 | 6 | 2 | 3 | 2 | 1 | 20 |
| 平成27年度 | 7 | 8 | 3 | 3 | 1 | 0 | 22 |
| 合計 | 63 | 73 | 40 | 49 | 13 | 4 | 242 |

現1年生

④ 進路状況 (卒業時)

進路状況 (卒業時)

(人)

| 卒業年度 | 卒業生数 | 農業専従者 | 継続研修 | | 農業団体・企業等 | その他 |
|-------|------|-------|------|----|----------|-----|
| | | | 国外 | 国内 | | |
| 平成11年 | 16 | 3 | 1 | 1 | 6 | 5 |
| 平成12年 | 31 | 5 | 1 | 2 | 9 | 14 |
| 平成13年 | 23 | 4 | 2 | 1 | 8 | 8 |
| 平成14年 | 27 | 10 | 2 | 2 | 6 | 7 |
| 平成15年 | 20 | 8 | 1 | 0 | 9 | 2 |
| 平成16年 | 28 | 12 | 0 | 1 | 10 | 5 |
| 平成17年 | 27 | 5 | 0 | 1 | 13 | 8 |
| 平成18年 | 23 | 11 | 0 | 0 | 10 | 2 |
| 平成19年 | 19 | 6 | 0 | 0 | 10 | 3 |
| 平成20年 | 17 | 3 | 0 | 0 | 11 | 3 |
| 平成21年 | 19 | 6 | 1 | 0 | 7 | 5 |
| 平成22年 | 18 | 4 | 0 | 0 | 10 | 4 |
| 平成23年 | 32 | 10 | 4 | 0 | 10 | 8 |
| 平成24年 | 23 | 8 | 0 | 2 | 8 | 5 |
| 平成25年 | 19 | 8 | 0 | 1 | 7 | 3 |
| 計 | 342 | 103 | 12 | 11 | 134 | 82 |
| 割合 | | 30% | | | | |

⑤ 平成 24 年度農業大学校卒業生の状況（東海・近畿）

Ⅲ 平成24年度農業大学校卒業生の状況(平成25年3月卒業)

1.卒業生数、農業従事者数、就職者数、進学者数等

(1-1)養成課程

| 学校名 | 卒業生数 | | 農業専従者数 | | | | | | 継続研修人数 | | | 就職者数 | | | 進学者数 | | 合計 | 就職者数 | 就農率 | | | | |
|--------------------------|------|------|--------|------|-------------|------------|-----|------|--------|----|------|--------------|------|------|---------------|-----|----|------|-----|----|-----|-----|-----|
| | うち女子 | うち女子 | うち女子 | うち女子 | 自家農業 構成員 | 法人 被雇用者 | その他 | うち女子 | 国内 | 国外 | うち女子 | 農業にも 一部従事 | うち女子 | うち女子 | うち農大校 研究課程 | その他 | | | | | | | |
| 岐阜県農業大学校 | 31 | 11 | 12 | 6 | 5 | 0 | 7 | 0 | 4 | 1 | 4 | 0 | 15 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 31 | 16 | 52% | |
| 愛知県立農業大学校 | 88 | 20 | 38 | 6 | 10 | 0 | 28 | 0 | 4 | 2 | 2 | 2 | 28 | 7 | 0 | 0 | 7 | 2 | 5 | 11 | 88 | 42 | 48% |
| 三重県農業大学校 | 33 | 3 | 17 | 2 | 5 | 0 | 11 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 33 | 17 | 52% |
| 滋賀県立農業大学校 | 23 | 7 | 8 | 4 | 2 | 0 | 5 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 10 | 2 | 7 | 1 | 1 | 1 | 0 | 3 | 23 | 16 | 70% |
| 京都府立農業大学校 | 19 | 2 | 9 | | 2 | 0 | 7 | 0 | 2 | | 2 | 0 | 7 | | 0 | | 0 | | | 1 | 19 | 11 | 58% |
| (地独)大阪府立環境農林水産総合研究所農林大学校 | 19 | 5 | 8 | 3 | 2 | 0 | 3 | 3 | 0 | | 0 | 0 | 7 | 1 | 0 | | 0 | | | 4 | 19 | 8 | 42% |
| 兵庫県立農業大学校 | 33 | 8 | 10 | 3 | 0 | 0 | 10 | 0 | 2 | | 1 | 1 | 18 | 3 | 5 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 33 | 17 | 52% |
| 奈良県農業大学校 | 18 | 3 | 10 | 1 | 10 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 4 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 18 | 14 | 78% |
| 和歌山県農業大学校 | 23 | 2 | 7 | 1 | 1 | 6 | 0 | 0 | 2 | | 0 | 2 | 14 | 1 | 0 | | 0 | | | 0 | 23 | 9 | 39% |
| 東海・近畿計 | 287 | 61 | 119 | 26 | 37 | 6 | 71 | 5 | 17 | 3 | 12 | 5 | 114 | 20 | 14 | 3 | 10 | 4 | 6 | 27 | 287 | 150 | 52% |

農業大学校入学者のうち非農家の割合は10年平均で63%であり、一方平成24年度の滋賀県の就農率は70%である。東海・近畿の他府県と比較しても悪くない。これらより、非農家出身学生が農業関係に就業していると考えられ、農業大学校として、一定の効果をあげていると判断される。

(2) 問題点および検討

① 定員割れについて

農業大学校養成科の定員は30名である。養成科は優れた青年農業者を育成するため、高等学校を卒業したもの（または同等以上の学力を有すると校長が認めた者）を対象に実践教育を行うものであるが、毎年募集定員割れの状況であり、20名程度の学生しか入学していない。募集定員割れの状況が続いていることは、1学年30名の学生を受け入れることを前提とした施設、人員体制、予算等を使い、実際はその70%程度の学生しか育成していないことになり、効率的な学校運営ができていないといえる。このような状況が続け、効果的な対応策が取れていないことは極めて重大な問題と考える。

当件について、農業大学校の見解は以下である。

養成科入学者の主な対象は高校新卒業生ですが、本県は企業等の就職先や他の大学な

どの進学先が多く、選択肢が多様にあり、進路指導において、「農業」が職業選択の一つとして取り上げられる機会が少ないことが原因であると考えています。

多様な就職先がある中、農業を志す若者も一定存在します。このことから、これら若者のニーズに応えることが、将来の地域農業の振興につながるものと考えています。

なお、過去 10 年間の養成科への出願状況において、定員の 80%を超えた年は 7 年あります。また、この内 2 年は定員数を超えており、必ずしもニーズに合致していないとは考えておりません。

今後とも、高校生や進路指導担当者等に対して、農業の魅力を説明する機会を増やします。併せて、県内で就農希望者が座学と実務体験を学べる大学は本校しかないことを、普通科高校も含めて PR の強化に努めます。

なお、これまでから、カリキュラムについて、農業を取り巻く時流に沿った科目を随時組み入れており（例：6 次産業化）、今後も引き続き行ってまいります。

出願者・合格者推移【図表 1.3.3-1】のとおり、出願者さえ募集定員の 30 名に達していないのは、やはり、抜本的に定員数も含めた農業大学校の体制を検討する必要があると考える。上記農業大学校の見解に記載されているように、PR 活動やカリキュラムの見直しで、定員 30 名が獲得できるのであれば結構だが、改善できない原因をより具体的かつ早急に分析し、新たな方策を実行しない限り、過去数年間に渡り充足率が改善されていない現状を考えれば今後も定員確保できると考えにくい。

「新戦略プラン」でも滋賀県の農業の担い手の数は一定確保されてきたとしており、また、【図表 1.3.2】からも新規就農者数は H20 年 18 名、H21 年 38 名、H22 年 107 名、H23 年 91 名、H24 年 106 名と順調に確保されていることがわかる。これらから判断すれば、専攻コースの見直し等による定員削減も視野に入れなければならない。

現在の運営についての農業大学校の見解は以下である。

①「施設」面

卒業後円滑に就農させるためには、できる限り一人 1 施設を管理させることにより、

自己完結型の実習が可能となり、就農への自信につながる事となるが、現在はそのような状況ではない中で、効率的に栽培管理しているところである。

②「人員」体制面

定員オーバー時も現在も各専攻の主担当はそれぞれ1名のみであり、作物、野菜等のその他スタッフ（嘱託員）は、ほ場管理等の補助業務を中心に行っていることから、現人員は必要最低限の職員だと認識している。

③「定員」については、国の「農林水産業・地域の活力創造プラン」の中で、新規就農者の倍増（1万人から2万人へ）等の目標が掲げられている中で、現在、全国の農大の定員数が約2000人のキャパ（10%）しかない状況であり、本県における担い手確保促進のためにも定員減は時代に逆行するものと考えられる。

上記見解も理解するが、仮に定員の30名まで入学しても、施設も人員も現状の体制で対応するのであるから、やはり、現在の状況は農業大学校が効率的に運営されていないと考えざるを得ない。

農業大学校は前述のように、平成19年4月に文部科学省の学校教育法に基づく専修学校となった。専修学校のメリットとして以下のように考えられている。

「専修学校のメリット」

1 校長の届け出による無料職業紹介事業の実施が可能

2 校長による家畜人工授精に関する講習会の開催が可能

3 国民年金保険料の学生納付特例（免除）

4 所得税の勤労学生控除

5 母子福祉資金の貸付

6 奨学金制度の活用

7 その他

① 学生募集説明が容易で関心高くなる。

② 卒業後の資格「専門士」が明瞭なため高校の進路指導も容易。

③ 学校の位置づけが明瞭なため保護者の安心感有り。

④ 就職希望者の受験資格が明瞭で受験区分が他と競合しない。等

専修学校となることにより、農業大学校の出願者は増加したかといえ、出願者・合格者推移【図表 1.3.3-1】より理解できるように、特段の増加はない。農業を職業として指向する生徒には、農業高校での基礎・基本学習に引き続き、専門的な実践教育を行う専修学校としての農業大学校があり、より高度で専門的な農業技術の習得を目指す学生には大学への編入学も可能となっている。しかし、現状では大学に編入した実績はなく、また、農業高校からの入学者が増加していることもない。専修学校となることにより、文部科学省への各種調査事務の報告や講師の履歴確認等の諸手続きが増加していることも考えれば、当初想定した専修学校化のメリットをしっかりと PR し、出願者の増加に結び付けなければならない。

また、入学者の出身校学科を見れば農業高校からの割合は 60%程度であるが、農業高校で 3 年間の基礎学習を行い、農業大学校で 2 年間の実践教育をすることが、滋賀県の農業の担い手作りとしては望ましいと考えられる。やはり、農業高校からの入学者を確保する施策が重要ではないだろうか。

② 専攻コースについて

専攻別学生数【図表 1.3.3-2】より理解できるように、平成 17 年から平成 27 年度までの 11 年間で畜産専攻学生は 13 名、茶専攻学生は 4 名と学生数は極めて少数になっている。畜産専攻は大半の年度において 1 名程度、茶専攻にいたっては、11 年間のうち 9 年間は学生がゼロになっている。

また、畜産専攻コースおよび茶専攻コースについては、農業大学校所在地にその施設はない。畜産専攻コースは畜産技術振興センター、茶専攻コースは農業技術振興センターの茶業指導所で実習が行われており、各々農業大学校から車で 1 時間程度要する遠方の地域にある。また、畜産専攻コースを維持するために教務担当職員を要しており、毎年 1 人程度の学生の教育を行っていることは、あまりにも非効率である。さらに、年間 1 名程度の畜産や茶業の担い手を育成しても滋賀県全体の農業に占める重要性も疑問である。畜産、茶業の担い手育成は、農業大学校以外の施策により確保を図る方が効率的ではないかと考える。

1.4 監査の結果

1.4.1 指摘事項

(1) 〔県立大学〕 レンタルラボについて

産学連携センター内の貸室 5 室のうち 2 室を内部使用しており、レンタルラボ本来の目的が達成できていない。レンタルラボのあり方を改めて検討する必要がある。

また、レンタルラボの貸室料が公立大学法人移行時の平成 18 年以降据え置かれており、産学連携センター以外の県立大学の標準賃料に比べると 2 割程度低くなっている。「貸付に関する規程」の標準賃料に従い賃料を改定する必要がある。

(2) 〔総合保健専門学校〕 募集定員

総合保健専門学校は募集定員が 120 名に対し、近年は、80 名程度の学生しか入学していない。本来、補欠入学者制度の導入等により募集定員に達するまで学生を受入れるのが本筋であるが、看護実習受入れ医療機関が 80 名程度の枠しか確保できないという現実の問題がある。その実態に合わせて募集定員を 80 名まで減らし、その募集定員に見合う人員体制・予算により効率的な学校運営を図る必要がある。

(3) 〔看護専門学校〕 入学者

看護専門学校は、平成 19 年に校舎を新築し恵まれた環境にあるが、合格者に対する入学辞退率が 60%を超える状況となっており、結果、募集定員が 80 名に対しその 80%程度の充足率になっている。募集定員を前提とした施設や人員配置、コスト等をムダに使用しており、効率的な学校運営ができていない。推薦入学、社会人入学の枠の拡大や補欠入学制度の導入等により入学試験の仕組みを見直し、募集定員に達するまで学生を受入れる対策が早急に必要である。

(4) 〔農業大学校〕 募集定員

農業大学校の養成科（2 年コース）は募集定員が 30 名にも関わらず、過去 10 年間において出願者数さえ 30 名を超えた年が 2 度しかなく、長年にわたりその 70%程度の学生しか入学していない。募集定員を前提とした施設や人員配置コスト等と合致してお

らず、効率的な学校運営ができていない。まず、出願者を増加させ定員充足するための具体的な行動計画を策定するとともに、着実に実行に移し定員を充足する必要がある。早急の実現できなければ、実態に即して募集定員を減らし、教員の人員削減等のコストダウンを図るしかない。

(5) 〔農業大学校〕畜産専攻コースおよび茶専攻コース

農業大学校の畜産専攻コースは過去10年間の学生数は平均で1名程度、茶専攻コースは10年間のうち8年間は学生がゼロとなっている。また、畜産専攻コース、茶専攻コースとも農業大学校内に実習地はなく移動も非効率である。また、畜産専攻コースを維持するために入学者が0人の年度があるにもかかわらず、教務担当職員を要している。両専攻コースの廃止も視野に入れる必要があり、滋賀県全体の畜産、茶の担い手育成は、農業大学校以外の県の施策により確保を図る方が効率的である。

1.4.2 意見

(1) 〔県立大学〕自治体連携

県立大学の自治体連携は県東北部におけるものが大半である。県立大学が県東北部に主眼を置いて活動していることは理解するが、地域貢献は滋賀県全体について求められているのであるから、人口の多い大津市および草津市などの湖南地域における包括連携協定の締結にも積極的・能動的に取り組む必要がある。

(2) 〔県立大学〕県内就職率の向上

県立大学の学生の県内就職率は今回比較した他の公立大学と比べ低い。県内就職率を高めるために、推薦入学枠の拡大についての検討や、より積極的に県内企業へのインターンシップを推進する必要がある。

(3) 〔県立大学〕滋賀県との産学官等共同研究件数

滋賀県の産学官等共同研究件数に占める県立大学の割合が、滋賀県にキャンパスを有する他大学と比べて明らかに高くなるように、滋賀県と密接な関係にある県立大学としてより積極的な取組に期待する。

(4) 〔総合保健専門学校〕設置について

総合保健専門学校の建物は老朽化しており、設置場所や建て替えも含めて検討する時期に来ている。近隣地域に多くの看護師養成所があり、看護職員数の人口比の低い地域の看護師の担い手育成施設を検討すべきと考える。

(5) 〔県立看護師等養成所〕OB等の活用

総合保健専門学校および看護専門学校は、県立の看護師等養成所として、そのOB組織を活用し、例えば卒業生からの相談対応や同窓会との交流を通じて、卒業生の看護師の離職防止やリタイヤしている潜在的看護師の復職等を支援するための仕組みを検討し、積極的に取り組むことが望まれる。

(6) 〔農業大学校〕農業高校との連携

農業高校との連携をより強化し、農業高校からの入学者の増加に傾注し、高校3年間、農業大学校（専修学校）2年間の長期的な視野で滋賀県の若い担い手ができる体制を確立する取り組みに期待する。

(7) 〔農業大学校〕出願者

農業大学校は平成19年4月に専修学校となっているが、それにより出願者数が増加しておらず、当初想定したメリットが各高等学校の学生に訴求できているのか、現状を把握分析し対応することが必要である。

2 各高等教育機関の目標および計画ならびにその評価について

2.1 県立大学の目標および計画ならびにその評価について

2.1.1 中期目標と中期および年度計画

公立大学法人の制度は、「中期目標」、「中期計画」、「年度計画」およびそれらの「評価」によって運営される。

それぞれの概要は以下のとおりである。

(1) 中期目標

地方独立行政法人法（以下「地方独法」という。）には中期目標について以下のよう
に規定されている。

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）

二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

三 業務運営の改善及び効率化に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

ただし公立大学法人の特例として中期目標について以下を定めている。

（中期目標等の特例）

第七十八条 公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあり、及び同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内」とあるのは、「六年間」とする。

2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第二十五条第二項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。

3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

4 公立大学法人に関する第二十六条第四項の規定の適用については、同項中「事項」とあるのは、「事項及び第七十八条第二項に定める事項」とする。

従って、以下のようにまとめられる。

①策定者：滋賀県（設立団体）

②期間：6年間

県立大学の場合、目標の第1期は平成18年度より平成23年度までで、監査対象年度である平成25年度は第2期（平成24年度から平成29年度まで）に該当する。

中期目標の策定には、滋賀県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見と県議会の議決が必要である。

県立大学の中期目標については、以下の該当する章を参照いただきたい。

(2) 中期計画

中期計画について、地方独法では以下のように規定している。

(中期計画)

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成す

るためとるべき措置

二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

四 短期借入金の限度額

四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六 剰余金の使途

七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

中期計画は以下のようにまとめられる。

①策定者：県立大学

②期間：6年間（中期目標と同じ）

中期計画は中期目標に基づいて、設立団体の指示に従い県立大学が策定する。策定された中期計画は、滋賀県知事の認可が必要である。

中期計画の内容（一部）については、以下の該当する章を参照いただきたい。

(3) 年度計画

年度計画も地方独法で以下のように規定されている。

(年度計画)

第二十七条 地方独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下「認可中期計画」という。）に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 地方独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

年度計画をまとめると以下のものである。

①策定者：県立大学

②期間：1年間

年度計画は中期計画に基づいて事業年度ごとに策定される。策定された年度計画は、知事への届出が必要である。

年度計画（一部）については以下の該当する章を参照いただきたい。

(4) 評価

中期目標や年度計画の達成状況は、評価委員会において評価される。

事業年度の実績の評価について、地方独法では以下のように定めている。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第二十八条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人

に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

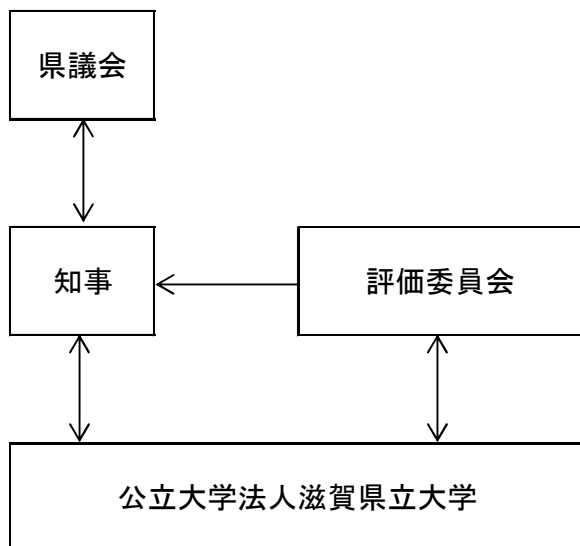
各事業年度の実績は、県立大学において自己評価が行われた後、評価委員会において評価される。

中期目標の評価についても同様に行われる。

2.1.2 中期目標・計画・評価等に関する機関と役割

中期目標・計画・評価に関する機関とその役割をまとめると以下のようになる。

(関連図)



(1) 知事→県議会

- ・各事業年度の業務実績評価の報告
- ・中期目標に係る事業報告書の報告
- ・業務運営の改善等の勧告の報告

(2) 議会←→知事

- ・中期目標の上程・議決

(3) 知事→県立大学

- ・中期目標を指示
- ・中期計画を認可

(4) 県立大学→知事

- ・中期目標について意見を提示
- ・中期目標を受け中期計画を策定

(5) 県立大学→評価委員会

- ・中期目標期間・各事業年度の業務実績の報告

(6) 評価委員会→県立大学

- ・中期目標期間・各事業年度の業務実績について評価
- ・評価結果を通知・公表、必要に応じ業務運営の改善等を勧告

(7) 評価委員会→知事

- ・中期目標策定にあたって意見
- ・中期計画認可にあたって意見
- ・評価結果、業務運営改善等の勧告の報告・公表
- ・中期目標期間終了時に知事が所要の措置を講じる際の意見

2.1.3 中期目標（第2期）の内容

県立大学の第2期中期目標について、その前文では以下のように記載されている。

（前文）大学の基本的な目標

日本は、人口減少社会の到来、少子高齢化の一層の進展、また、地球規模では人口増加や環境問題の深刻化など、いまだかつて経験したことのない時代の変革期を迎えている。

このような変革の時代にあって、滋賀県においては、「住み心地日本一の滋賀」の実現を目指し、「人の力」、「自然の力」、「地と知の力」の3つの力を大いに活かし、「社会成長」と「経済成長」の2つの成長で未来を拓く「滋賀の未来戦略」を掲げる、新たな基本構想を策定した。

経済や科学技術の分野における一層のグローバル化により、今大学に求められるのは、時代の潮流を見極め、新時代をリードする創造的な教育研究を行うことである。

このような中、滋賀県立大学が公立大学法人として自律性を活かし、ここにしかない魅力を備え、「選ばれる大学」、「満足度が高い大学」、「誇れる大学」を目指して、先進の知識・情報・技術とともに、実践的な教育で培った柔軟な思考力と豊かな創造力を備え、自らの力で未来を拓いていく「知と実践力」をそなえた人材の育成を図るべく、滋賀県は次の基本的な目標を定める。

○「キャンパスは琵琶湖。テキストは人間。」という開学当初からのモットーをより一層発展させ、琵琶湖を抱く滋賀ならではの教育研究をさらに進める。

○時代の流れを先取りし、先駆的・戦略的なものの見方ができる、進取の気性に富む人が育つ大学づくりを進める。

○グローバル化の進展等による国際化の諸問題に対応する新しい時代に向けたモデルとなる大学を目指す。

以下、「第1 中期目標の期間および教育研究上の基本組織」の後、「第2 大学の教育研究等の質向上に関する目標」、「第3 大学経営の改善に関する目標」が記載されている。

県立大学の今後進むべき方向性を示した重要なものであり、また長い文章でもない

ので、「第2」以下の全文を掲載することとする。

第2 大学の教育研究等の質向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育の質保証・向上に関する目標

○教育目標の明確化

学士課程教育においては、豊かな教養と広い視野を身につけるだけでなく、高度な専門性と融合させることによって、自ら考え行動できる「知と実践力」をそなえた人材を養成する。

○3つの方針の明確化

「入学者受入れ方針」、「教育課程の編成・実施方針」、「学位授与方針」の3方針を確立し、教育の質を保証する取り組みを進める。

○大学院教育の充実

学士課程教育とのつながりと大学院教育の独自性を明らかにし、広い視野をもった高度専門職業人を養成するために大学院教育を充実する。

○教育環境および教育方法の充実

学生の学習や研究活動に必要な教育環境の整備を行う。また、学生の学習意欲を高め、自学自習の取り組みを促すための教育方法の工夫、改善を進める。

○教育力の評価・向上

適正に教育成果を評価し、教育力の向上を図るとともに、教育の質保証に取り組む。

(2) 学生への支援に関する目標

○総合的な学生支援の充実

安心して充実した学生生活が送れるよう、日常的な支援から専門的な支援に至る総合的な学生支援体制を強化する。

○就職支援の充実

社会の変化や学生のニーズに対応して、キャリア教育を充実するとともに、教職協働や同窓会等との連携による就職支援を強化する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準および研究の成果等に関する目標

○研究の方向性の明確化

大学が定める4つの戦略的な研究テーマ「琵琶湖モデルの構築」、「低炭素地域社会の実現」、「人々の健康と福祉への寄与」、「国際交流拠点の形成」に重点的に取り組むことなどにより、先進的、創造的な研究成果を創出する。

○研究水準の検証と研究成果の還元

「地域から世界へ」という視点に立ち、国際的な水準となるよう研究分野および内容を検証するとともに、研究成果については、多様な方法で地域社会のみならず国際社会に向けても発信し、還元する。

(2) 研究実施体制等に関する目標

○研究者の育成、支援

組織力を生かした研究者の育成を図るため、学際的、総合的な研究を推進する体制の整備や競争的研究資金の獲得支援など、研究活動をさらに活性化するための環境づくりを進める。

○他機関との連携の推進

県内試験研究機関や国内外の大学との連携を推進し、地域社会を支える研究拠点機能を充実する。

3 社会貢献に関する目標

(1) 産学官連携の推進に関する目標

○産学官連携の推進

地域の産業発展に貢献する大学として、社会のニーズに応えられる産学官連携体制の整備を一層図り、研究内容を充実する。

(2) 地域社会等との連携の推進に関する目標

○地域社会等との連携の推進

地域の自治体やNPOなどとの幅広い連携を強化しながら、地域の発展に貢献するとともに、大学のさらなる活性化につながる活動を展開する。

○生涯学習の拠点づくり

生涯学習の拠点のひとつとしての役割を果たすため、社会人を積極的に受け入れるとともに、学習ニーズに応じた学習プログラムを整備する。

4 国際化に関する目標

(1) 教育研究等の国際化の推進に関する目標

○教育研究の国際化

国際通用性のある教育課程を構築するとともに、教育研究活動の国際化を進め、その成果を国内外へ発信する。また、国際化を推進する体制の整備や教員・事務職員の確保を進める。

(2) 国際交流の推進に関する目標

○国際交流の推進

留学生の受入体制を整備するとともに、学生の海外への派遣を積極的に進める。また、海外の協定大学等と多様な交流を推進する。

第3 大学経営の改善に関する目標

1 業務運営の改善および効率化に関する目標

(1) 組織運営の改善等に関する目標

○組織運営の改善

社会の変化に対応して柔軟な教育研究組織の編成・見直しをさらに進め、経営基盤を一層強化し教育研究活動の活性化や支援体制の充実を図る。

○人権意識の向上

ハラスメントの防止や人権研修に取り組むとともに、男女共同参画を推進するなど、学生・教員・事務職員の人権意識の向上を図る。

(2) 人事制度の改善に関する目標

○人事制度の改善

適正な定員管理のもと優秀な教員・事務職員の確保を行うとともに、各種研修等により事務職員の能力開発を図る。また、教員の業績評価システムの改善を行い、公正かつ適正な処遇を行う。

2 財務内容の改善に関する目標

(1) 財源配分の重点化に関する目標

○財源配分の重点化

経費の節減に努めるとともに、長期的な展望を持ち重点的・戦略的な資金配分を行う。

(2) 健全な財務運営に関する目標

○健全な財務運営

外部資金等自己収入の拡大に努めるとともに、資産の適正な運用管理を進め、健全な財務運営を推進する。

3 自己評価と情報発信に関する目標

(1) 自己点検・評価の実施に関する目標

○自己点検・評価の実施

自己点検・評価を着実に実施するとともに、認証評価等の結果を活用し、大学運営の改善を図る。

(2) 情報公開および広報の充実に関する目標

○情報公開および広報の充実

社会への説明責任を果たすため、教育研究活動や大学運営状況等について、情報の公開を積極的に進める。また、大学の資源を有効に活用するとともに、効果的な広報活動を展開し、大学の認知度を高める。

4 その他業務運営に関する目標

(1) 施設設備の整備・活用に関する目標

○施設設備の整備・活用

環境負荷の低減やユニバーサルデザインへの対応も含め、施設設備の計画的な改修・整備や活用を進める。

(2) 安全管理体制の充実に関する目標

○安全管理体制の充実

学生・教員・事務職員が安心して活動できるよう、安全管理および危機管理体制を強化する。

(3) 法令遵守に基づく大学運営の推進に関する目標

○法令遵守に基づく大学運営の推進

教員・事務職員のコンプライアンス意識の徹底を図り、法令遵守に基づく大学運営を推進する。

(4) 監査機能の充実に関する目標

○監査機能の充実

内部監査を強化するなど、監査機能の充実を図る。

2.1.4 中期計画と数値目標

(1) 中期目標と中期計画

中期計画は中期目標に基づいて策定される。両者はそれぞれ対応関係にあり、27項目の目標に対して54の計画が策定されている。これらの関係をすべて掲載すると多くの紙面をとるので、そのうち「Ⅱ 大学経営の改善等に関する目標」の「1 業務運営の改善及び効率化に関する目標」について検討してみたい。

上記「Ⅱ－1」の目標項目数は3項目（目標番号17～19）であり、それに対応した計画の項目数は10項目（中期計画番号33～42）である。内容は以下のとおりである。

| 中期目標 | | 中期計画 | |
|-----------------------|---|---------------------------------|--|
| Ⅱ 大学経営の改善に関する目標 | | Ⅱ 大学経営の改善に関する目標を達成するための措置 | |
| 1 業務運営の改善および効率化に関する目標 | | 1 業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するための措置 | |
| (1)組織運営の改善等に関する目標 | | (1)組織運営の改善等に関する目標を達成するための措置 | |
| 17 | (組織運営の改善) 社会の変化に対応して柔軟な教育研究組織の編成・見直しをさらに進め、経営基盤を一層強化し教育研究活動の活性化や支援体制の充実を図る。 | 33 | 公立大学法人としての自律性を活かし、トップマネジメントによる経営基盤の一層の強化に努める。 |
| | | 34 | 社会情勢の変化に対応して、教育研究組織や事務組織の見直しを進める。 |
| | | 35 | 学内で導入している教育系、業務系の情報システムを最適化するため、全体的な視点から統合化を推進する。 |
| | | 36 | 国籍、性別にとらわれない多様な教職員の配置に配慮するとともに、教職協働の推進と、事務職員の学内委員会への参画を促進する。 |
| 18 | (人権意識の向上) ハラスメントの防止や人権研修に取り組むとともに、男女共同参画を推進するなど、学生・教員・事務職員の人権意識の向上を図る。 | 37 | 全学や学部ごとの研修や人権科目の充実等により、全学的にさらに人権意識を高めるとともに、ハラスメントの防止に取り組む。 |
| | | 38 | 引き続き、男女共同参画を推進するための職場環境づくりに努める。 |
| (2)人事制度の改善に関する目標 | | (2) 人事制度の改善に関する目標を達成するための措置 | |
| 19 | (人事制度の改善) 適正な定員管理のもと優秀な教員・事務職員の確保を行うとともに、各種研修等により事務職員の能力開発を図る。また、教員の業績評価システムの改善を行い、公正かつ適正な処遇を行う。 | 39 | 公立大学法人として自律的で適正な定員管理を行うとともに、任期制・年俸制等により優秀な教員を確保する。 |
| | | 40 | 事務職員の専門性を高めるため、法人職員の採用を進めるとともに、SD研修（事務職員の能力開発）等を体系的に実施する。 |
| | | 41 | 本学の教育研究活動の維持、利益相反行為の防止等に配慮しつつ、産学官連携や地域貢献活動の促進を図るため、教員の兼業のあり方について検討し、必要な見直しを行う。 |
| | | 42 | 教員の業績評価を処遇に反映するシステムを確立する。 |

(2) 中期計画と数値目標

中期計画に対して一部であるが数値目標が設定されている。

中期計画の項目数が上記のとおり 54 項目に対し、数値目標は中期計画の 24 項目について 32 項目設定されている。

中期計画「Ⅱ－1」つまり中期計画番号 33~42 に対応する数値目標は以下のとおりである。

| 目標番号 | 第2期の数値目標 | (現状) | 考え方 | 中期計画番号 |
|------|--|---------------|---|--------|
| 26 | (★人権研修会参加率) ・人権研修の参加率は、65%を目指す。 | 平成22年度:53% | 本来なら100%を目指したいが、現在約半数で講義等で参加できない可能性も考慮し、少なくとも3分の2程度(65%)の参加を目指す。 | 37 |
| 27 | (★夏季特別休暇取得数) ・夏季特別休暇は、全休暇日数の取得を目指す。 | 平成23年:4.1日 | 教職員の健康保持のため、少なくとも夏季特別休暇は全員が全日数取得することを目指す。 | 38 |
| 28 | (★女性教員比率) ・女性教員比率は、28%を目指す。 | 平成23年末: 26.2% | 2020年に30%(第3次男女共同参画基本計画)を超えることを視野に入れ、今期末では28%を目指す。 | 38 |
| 29 | (★SD研修の参加者数) ・SD研修の参加者数は、20人を目指す。 | 平成23年度: 14人 | 現在の参加者数が14人と事務職員の4分の1であるが、今後SD研修をさらに活性化させることにより、概ね3分の1(20人)の参加を目標とする。 | 40 |

これを中期計画の文言と対応させると以下のようなになる。

| 中期計画 | | 数値目標 | |
|------|--|------|--|
| 37 | 全学や学部ごとの研修や人権科目の充実等により、全学的にさらに人権意識を高めるとともに、ハラスメントの防止に取り組む。 | 26 | (★人権研修会参加率) ・人権研修の参加率は、65%を目指す。 |
| 38 | 引き続き、男女共同参画を推進するための職場環境づくりに努める。 | 27 | (★夏季特別休暇取得数) ・夏季特別休暇は、全休暇日数の取得を目指す。 |
| | | 28 | (★女性教員比率) ・女性教員比率は、28%を目指す。 |
| 40 | 事務職員の専門性を高めるため、法人職員の採用を進めるとともに、SD研修(事務職員の能力開発)等を体系的に実施する。 | 29 | (★SD研修の参加者数) ・SD研修の参加者数は、20人を目指す。 |

2.1.5 中期計画と年度計画

年度計画は、中期計画項目数 54 に対して、75 項目設定されている。

中期計画「Ⅱ－1」つまり中期計画番号 33~42 に対応する年度計画は以下のとおりである。

| 中期計画 | | 年度計画 | |
|---------------------------|--|------|--|
| 組織運営の改善等に関する目標を達成するための取組み | | | |
| 33 | 公立大学法人としての自律性を活かし、トップマネジメントによる経営基盤の一層の強化に努める。 | 45 | 学内各種委員会のあり方や学科長の位置づけについての検討結果をもとに、見直しを行う。 |
| 34 | 社会情勢の変化に対応して、教育研究組織や事務組織の見直しを進める。 | 46 | 地域課題解決の中核としての大学にふさわしい事務組織体制の整備を行う。 |
| 35 | 学内で導入している教育系、業務系の情報システムを最適化するため、全体的な視点から統合化を推進する。 | 47 | サーバ機器の集約・共用化を図るため、サーバ統合基盤の整備に係る検証を行う。 |
| 36 | 国籍、性別にとらわれない多様な教職員の配置に配慮するとともに、教職協働の推進と、事務職員の学内委員会への参画を促進する。 | 48 | 教職協働を推進するため、事務職員を学内委員会委員として参画させる。 |
| 人権意識の向上に関する目標を達成するための取組み | | | |
| 37 | 全学や学部ごとの研修や人権科目の充実等により、全学的にさらに人権意識を高めるとともに、ハラスメントの防止に取り組む。 | 49 | 学生や教職員に対して人権やハラスメント防止の意識を高める啓発や研修会を実施するとともに、ハラスメント相談員研修を定例化する。 |
| 38 | 引き続き、男女共同参画を推進するための職場環境づくりに努める。 | 50 | 現行の子育て支援制度の周知を図るとともに、男女ともさらに働きやすい職場環境づくりの方策を検討する。 |
| 人事制度の改善に関する目標達成するための取組み | | | |
| 39 | 公立大学法人として自律的に適正な定員管理を行うとともに、任期制・年俸制等により優秀な教員を確保する。 | 51 | 新たな労働契約法に対応して、適用される教職員の雇用制度を見直す。 |
| | | 52 | 非常勤講師の削減に向けて、配置を見直す基準を策定する。 |
| 40 | 事務職員の専門性を高めるため、法人職員の採用を進めるとともに、SD研修（事務職員の能力開発）等を体系的に実施する。 | 53 | 法人職員を、2名程度採用するとともに、事務職員の外部研修参加やSD研修（事務職員の能力開発）の支援制度に基づき自主的な研修をさらに促進する。 |
| 41 | 本学の教育研究活動の維持、利益相反行為の防止等に配慮しつつ、産学官連携や地域貢献活動の促進を図るため、教員の兼業のあり方について検討し、必要な見直しを行う。 | 54 | 本学教員の、他大学への非常勤講師の兼業基準を見直す。 |
| 42 | 教員の業績評価を処遇に反映するシステムを確立する。 | 55 | 外部資金の間接経費相当額の一部を、教員の処遇へ反映させる制度を創設する。 |

2.1.6 平成 25 年度の評価結果

以下は、「平成 25 事業年度公立大学法人滋賀県立大学の業務の実績に関する評価報告」および「平成 25 事業年度公立大学法人滋賀県立大学の業務の実績に関する報告および項目別評価結果（参考資料）」を資料とし一部抜粋して記載している。

(1) 全体の評価と項目別評価

評価委員会の評価は県立大学の自己評価の結果に基づいて行われる。

評価は「全体評価」と「項目別評価」により行う。「全体評価」は、「項目別評価」の結果を踏まえ、中期計画の進行状況全体について総合的な評価を行う。一方「項目別評価」は、当該年度計画に定めた事項ごとに法人が自己評価・自己点検を行い、これを基に評価委員会において検証・評価または進行状況の確認を行う。

i) 全体評価の評価結果

| | S | A | B | C | D |
|----------------|---|---|---|---|---|
| I 大学の教育研究等の質向上 | | | ○ | | |
| II 大学経営の改善 | | | ○ | | |

【評価の基準】

S：「特筆すべき進行状況にある」（評価委員会が特に認める場合）

A：「計画通り進んでいる」（すべてIVまたはIII）

B：「概ね計画通りに進んでいる」（IVおよびIIIの割合が9割以上）

C：「やや遅れている」（IVおよびIIIの割合が9割未満）

D：「重大な改善事項がある」（評価委員会が特に認める場合）

全体評価の評価結果が「B」であるので、平成25年度の年度計画は「概ね計画通りに進んでいる」と評価されたことになる。なお「IV」「III」などについては、以下の「項目別評価」の評価結果を参照されたい。

ii) 項目別評価の評価結果

①「I 大学の教育研究等の質向上」

| | | IV | III | II | I | 合計 |
|---------|-----|-----|------|-----|---|-------|
| 法人の自己評価 | 項目数 | 3 | 41 | - | - | 44 |
| | 割合% | 6.8 | 93.2 | - | - | 100.0 |
| 評価委員会評価 | 項目数 | 3 | 39 | 2 | - | 44 |
| | 割合% | 6.8 | 88.6 | 4.6 | - | 100.0 |

【進行状況の基準】

IV：「年度計画を上回って実施している」

III：「年度計画を概ね順調に実施している」

II：「年度計画を十分に実施できていない」

I：「年度計画を実施していない」

②「Ⅱ 大学経営の改善」

| | | Ⅳ | Ⅲ | Ⅱ | Ⅰ | 合計 |
|---------|-----|-----|------|-----|---|-------|
| 法人の自己評価 | 項目数 | 3 | 27 | 1 | - | 44 |
| | 割合% | 9.7 | 87.1 | 3.2 | - | 100.0 |
| 評価委員会評価 | 項目数 | 3 | 25 | 3 | - | 44 |
| | 割合% | 9.7 | 80.6 | 9.7 | - | 100.0 |

県立大学の自己評価も評価委員会の評価結果も概ね「Ⅲ」であり、「年度計画を概ね順調に実施している」という結果となっている。注目すべきは、「Ⅰ 大学の教育研究等の質向上」においても、また「Ⅱ 大学経営の改善」においても、大学の自己評価で「Ⅲ」としているところを評価委員会がそれぞれ2項目評価を「Ⅱ」と落した点である。

しかし、項目別評価で「Ⅰ～Ⅳ」の上位である「Ⅲ」と「Ⅳ」を90%以上獲得しているにもかかわらず、全体評価では中位である「B」となる点に違和感を覚える。一般的には「計画通り進んでいる」つまり「A」評価ではないかと考える。

(2) 具体的評価

ここまでサンプルとしてきた中期目標の「Ⅱ-1」の部分（「Ⅱ 大学経営の改善等に関する目標」の「1 業務運営の改善及び効率化に関する目標」）に係る平成25年度計画の実績評価の結果は以下のとおりである。

| 番号 | 年度計画 | 判断理由 | 自己評価 | 評価委員会評価 | 備考 |
|----|---|--|------|---------|----|
| 45 | 学内各種委員会のあり方や学科長の位置づけについての検討結果をもとに、見直しを行う。 | 学内委員会の「学生支援センター運営委員会」、「学生部委員会」および「就職委員会」を「学生支援委員会」に統合するとともに、統合した委員会の委員として学科長を参画させ、学科長の下で一体的に学生を支援できる体制とした。 このことにより学内委員会の数は27委員会から25委員会になった。 | Ⅲ | Ⅲ | |

| | | | | | |
|----|--|--|-----|-----|--|
| 46 | 地域課題解決の中核としての大学にふさわしい事務組織体制の整備を行う。 | 地域貢献推進体制を強化するため、平成 25 年度から、理事長を本部長とする地域連携推進本部ならびに「地域共生センター」（「地域づくり教育研究センター」と「環境共生システム研究センター」を再編・統合）を設置するとともに、地域と大学をつなぐ総合機能等を「地域リエゾンオフィス」に一元化した。 また、「地（知）の拠点整備事業（COC 事業）：文部科学省」に採択されたことから、さらに専任教員 1 名と特定プロジェクト研究員 2 名を採用し、「地域共生センター」へ配置して、事務組織体制の強化を図った。 | IV | IV | 大学内の事務組織体制を整備したことに加え、外部資金を獲得することにより地域課題解決のための教育・研究・社会貢献に従事する専任の教員および研究員を確保しており、組織体制の強化が図られている。 |
| 47 | サーバ機器の集約・共用化を図るため、サーバ統合基盤の整備に係る検証を行う。 | 検証を行った結果、業務の効率化やコスト縮減面から判断して、本学での大規模なサーバの統合化については、学生のデータが集まる主要なシステムの最適化を図ったうえで機器の集約を行うこととなった。 そこで、主要システムである学務事務管理システム（H27 更新予定）についてのワーキンググループを立ち上げ、I R（データに基づいた大学運営を行うしくみ）への活用を視野に入れた仕様書の作成に取り組んだ。 | III | III | |
| 48 | 教職協働を推進するため、事務職員を学内委員会委員として参画させる。 | 事務局職員の学内委員会への参画について各学内委員会委員長あてに文書による依頼を行ない、人権問題委員会および環境管理センター運営委員会等、7 委員会において、新たに事務職員を委員として参画させた。結果として、学内 25 委員会のうち 7 委員会において事務職員が審議に参画できることとなった。 | III | III | |
| 49 | 学生や教職員に対して人権やハラスメント防止の意識を高める啓発や研修会を実施するとともに、ハラスメント相談員研修を定例化する。 | 学生、教職員等を対象にハラスメントをテーマとした人権研修を実施するとともに、各学部ごとに人権啓発研修を実施し、教職員の参加率は 52% となった。 また、今年度から新たに本学のハラスメント相談員に対する研修を実施し、以後定期的に開催することとした。 | III | III | |
| 50 | 現行の子育て支援制度の周知を図るとともに、男女ともさらに働きやすい職場環境づくりの方策を検討する。 | 本学における男女共同推進策を提言するため、新たに学内教職員からなるワーキンググループを設置し、アンケート調査等により各学部の課題を洗い出した。その課題解決に向け、次年度に先進地視察および学内講演会等を行うこととしている。 | III | III | |
| 51 | 新たな労働契約法に対応して、適用される教職員の雇用制度を見直す。 | 平成 25 年 12 月に研究開発力強化法が改正され、非常勤講師員等について労働契約法の特例が定められたことを受け、その対応について取りまとめるとともに、雇用制度の見直しに必要な非常勤職員就業規則等の改正案を作成した。 | III | III | |
| 52 | 非常勤講師の削減に向けて、配置を見直す基準を策定する。 | 平成 27 年度のカリキュラム改革に向けて非常勤講師の削減試案を作成した。 今後さらに検討を行い、平成 26 年の夏頃までに基準を示すこととなった。 現在は、学部の開講科目 1,249 科目のうち、383 科目を非常勤講師が担当している。 | III | II | 年度計画では非常勤講師の削減に向けて配置を見直す基準を策定するとあるが、削減試案の作成にとどまっておらず基準を策定したとはいえない。 |

| | | | | | |
|----|--|---|-----|-----|--|
| 53 | 法人職員を、2名程度採用するとともに、事務職員の外部研修参加やSD研修（事務職員の能力開発）の支援制度に基づき自主的な研修をさらに促進する。 | 一般職の法人職員2名を採用するとともに、戦略的にIR体制の整備を視野に入れて、大学データの一元化およびサーバの統合を行うため情報事務経験者1名を採用した。 なお、昨年度創設した事務局職員自主研修等助成制度に基づくSD研修実績は4件となった。 | III | III | |
| 54 | 本学教員の、他大学への非常勤講師の兼業基準を見直す。 | 昨年度の調査の結果を分析し、非常勤講師の兼業基準そのもの見直しは不要としたが、各学部長等が参画する連絡調整会議において、人間看護学部においては兼業に関する内規を制定することとした。 | III | II | 県立大学の教員の非常勤講師の兼業基準の見直しについて、結果的に見直しがされておらず、年度計画を達成したとは判断できない。 |
| 55 | 外部資金の間接経費相当額の一部を、教員の処遇へ反映させる制度を創設する。 | 平成24年度において、多額の外部資金獲得者に対して報奨金を伴う表彰制度を創設し、平成25年6月に第1回の表彰を行った。（表彰者23名） | III | III | |

2.1.7 検討

(1) 県立大学の中期計画と年度計画について

年度計画と中期計画を比較してみると、それぞれの内容がどのように整合しているのか不明なものが見受けられる。「2.5 中期計画と年度計画」にサンプルとして記載したもので示すと、例えば、中期計画の33番「公立大学法人としての自律性を活かし、トップマネジメントによる経営基盤の一層の強化に努める」と年度計画の45番「学内各種委員会のあり方や学科長の位置づけについての検討結果をもとに、見直しを行う」との関係性である。年度計画が達成された場合、中期計画にどのような影響を与えその達成にどの程度寄与するのかが、この文章だけでは読み取れない。

第2期中期計画は、計画初年度（平成24年度）以前に策定されたものであるため、当該中期計画の2年度目である平成25年度とは状況的に異なることが考えられる。また平成25年度の年度計画は初年度である平成24年度の結果を受けて、当初中期計画が意図した部分から若干修正したものであるかもしれない。

これらの点を踏まえた上での意見であるが、やはりすべての年度計画が中期計画の達成にどのように関連しているのかが県民に分かるような記載方法や伝え方がないものか検討いただきたいと思う。例えば、中期計画を達成するための要件が何々で、それらを何々年度においてこのような進捗で達成していくので、従って、当該中期計画に対応する今年度の年度計画は此々である、というようなものを提示するなどである。

(2) 県立大学の中期計画に係る数値目標について

① 項目数について

中期計画の項目数 54 のうち数値目標を設定している項目数が 24 であるのは少なすぎるのではないだろうか。

中期計画の項目には、内容的に数値に落とし込むことが困難なものも存在することは理解できる。数値目標が達成されたことイコール中期計画の当該項目が達成されたことにはならない点も理解している。しかし、それぞれの中期計画の項目に関連する数値目標を示すことが、中期計画達成の度合いを測るうえで大きな指標となることは確かであると考ええる。

なるべくすべての中期計画の項目について何らかの数値目標が示せないか再考いただきたい。

② 数値目標の年度計画への落とし込み

数値目標を年度計画に落とし込むことも同様に年度計画の達成度合いを判断する指標として有効であると考ええる。しかし、そのような資料はどこにも提示されていない。実績に関する報告および項目別評価結果の資料にも記載されていない。

中期計画の数値目標は、中期計画期間終了後に評価される仕組みとなっている（第 1 期中期計画に係る「数値目標の達成状況について」という資料から判断）ようであるが、各年度計画に落とし込んだ数値計画がなければ、中期目標の進捗状況も判断できないし、また年度計画自体の達成状況の判断材料になるものがないということにもなる。

中期計画の数値目標を単年度に落とし込み、年度計画の達成の一つの指標となるように工夫されたい。

(3) 県立大学の評価について

年度計画の記載が簡潔かつ一部具体性に欠けるものがあるので、評価の判断基準として記載された「判断理由」が評価結果にどのように結びついているのかが理解しにくいものがいくつか見受けられる。

年度計画の内容は、その達成状況（進捗状況）が県民にも容易に理解できるよう、具体性をもって記載すべきではないかと考える。上記のように年度の数値目標の記載があればなお結構であると考ええる。

2.2 県立看護師等養成所の計画および評価

2.2.1 概要

県立看護師等養成所では、両校ともに組織目標を定め、組織目標を達成するための目標項目を設定している。目標項目は年度修了後、達成度を評価し、達成状況と今後の課題や対応を検討している。すなわち、PDCA(プラン・ドゥ・チェック・アクション)のいわゆる経営サイクル（以下「PDCA サイクル」という。）を廻す仕組みはできているといえる。ただし、いずれも内部評価であり、第三者による評価制度はない。

過去2年間の目標および評価の状況は以下のとおりである。

2.2.2 総合保健専門学校

(1) 組織目標

安全で確実な技術を提供し、人々の主体的な生活を支えることができる保健医療従事者の育成

(2) 目標評価シート

平成24年度

平成24年度組織目標評価シート

組織目標

安全で確実な技術を提供し、人々の主体的な生活を支えることができる保健医療従事者の育成

| 番号 | 目標項目 | 平成24年度の目標(目標値) | 事業の達成状況 | 目標達成値 | 今後の課題 |
|----|-----------|-----------------------|---|------------------------------------|---|
| ① | 実習中の医療事故 | H24 0件 | 臨床実習中に発生したインシデント事例に対する分析・振り返り・個別指導の実施と全体での共有を図ることにより、医療事故につながる事象は発生していない。 インシデント事例件数:60件 アクシデント事例件数:0件 目標を達成できた。 | 0件 | 実習中の医療事故は0件であるが、インシデントの中に事故に結びつくような事例もあるため、引き続きインシデントの発生についても防止できるように教員の事故防止意識を高め、実習前の安全教育を強化すると共に、臨床指導者を巻き込んだ現場教育を継続する。 |
| ② | 国家試験合格率 | H24 100% | 国家試験業者模擬試験を実施(看護学科8回・歯科衛生学科3回)、学内で担当教員が作成した学内模擬試験や小テストも計画的に実施した。 その結果、看護学科は100%合格、歯科衛生学科は、89%(28名中25名合格3名不合格)であった。 学力不足の学生指導が課題である。 | 看護学科 100% 歯科衛生学科 89% 両学科 97% | 臨床に於いて、安全で確実な技術を提供できるようにするため、科学的根拠に基づく実践能力を養うためには、学習を深めると共に、国家試験合格が必須条件である。早期から国家試験対策を計画的に進め、100%合格を目指す。 |
| ③ | 県内就職率 | H24 95% | 県内医療機関の求人情報を提供・周知し、就職説明会への積極的な参加を進めた。歯科衛生学科は、マッチングプログラムに参加した。 卒業生数:115名・県内就職者:101名 その他:県外就職者4名・進学者2名 未定者:6名 目標は、ほぼ達成できた。 | 88% | 看護師・歯科衛生士を育成する県立の専修学校として、滋賀県内の医療の充実に貢献できる人材育成が目標である。しかし、県外の学生も少数いることや学力の低下による原級留置者が増え、予定された卒業生の獲得が難しいという背景もある。引き続き県内就職率アップを図るため、学生面接や県内就職の情報提供を積極的に行う必要がある。 |
| ④ | 個人情報漏えいゼロ | H24 0件 | 昨年度情報セキュリティ対策等関係規定等の遵守徹底を図り、職員に周知した。昨年2月に監査を受け、指摘事項の改善を検討している。今年度も職員および学生にも個人情報の漏洩防止について指導教育し漏洩はなかった。 | 0件 | 個人情報の漏洩はなかったが、情報セキュリティ監査で指摘事項の改善が必要となった。データスキット作業の実施・私有の外部記憶媒体の実態把握と管理・教育研修の徹底・パスワード管理・ウィルス対策について等、今後も個人情報保護についての意識の高揚と、職員全員が関係規定を遵守できるように管理していく必要がある。 |
| ⑤ | 原級留置者数 | H24 10%減 (対平成23年度) | 対象者や保護者に、個別面接指導を行うなど、原級留置者の減を目指した。今年度は、学年制の考えを単位制に見直したこともあり、減少した。しかし、学生の学力低下・専門職業に対する理解の不足・家族背景の問題があり、困難を極めた。 目標は、大幅に達成できたが、今後は、3年に留まる学生は増加することになる。 看護学科:28名→12名・歯科衛生学科:5名→1名 | 10%減→60%減 | 厚生労働省の指導により、単位制の運営に変更することで原級留置者の削減につながった。しかし、近年の社会状況の中で多くの問題を抱えて入学してくる学生が増えている。学力の問題、家庭背景の問題や経済状況から、履修困難が生じる学生もいる。原級に留まらなくても単位未修得で卒業できない学生が3年に留まる状況が続く中で、今後も家族と連携を取りながら、教育指導を行う必要がある。 |

平成 25 年度

平成25年度組織目標評価シート

組織目標

安全で確実な技術を提供し、人々の主体的な生活を支えることができる保健医療従事者の育成

| 番号 | 目標項目 | 平成25年度の目標(目標値) | 事業の達成状況 | 目標達成値 | 今後の課題 |
|----|-----------|-----------------------|---|--------------------------------------|---|
| ① | 実習中の医療事故 | H25 0件 | 臨床実習中に発生したインシデント事例に対する分析・振り返り・個別指導の実施と全体での共有を図ることにより、医療事故につながる事案は発生していない。 インシデント事例件数:26件 アクシデント事例件数:0件 目標を達成できた。 | 0件 | 実習中の医療事故は0件であるが、インシデントの中に事故に結びつくような事例もあるため、引き続きインシデントの発生についても防止できるように教員の事故防止意識を高め、実習前の安全教育を強化すると共に、臨床指導者を巻き込んだ現場教育を継続する。 |
| ② | 国家試験合格率 | H25 100% | 国家試験業者模擬試験を実施、学内で担当教員が作成した学内模擬試験や小テストも計画的に実施した。補修講義も実施し、効果を上げた。その結果、看護学科は100%合格、歯科衛生学科は、100%であった。 目標を達成した。 | 看護学科 100% 歯科衛生学科 100% 両学科 100% | 臨床に於いて、安全で確実な技術を提供できるようにするため、また、科学的根拠に基づく実践能力を養うためには、学習を深めると共に、国家試験合格が必須条件である。早期から国家試験対策を計画的に進め、今後も100%合格を目指す。 |
| ③ | 県内就職率 | H25 95% | 県内医療機関の求人情報を提供・周知し、就職説明会への積極的な参加を進めた。歯科衛生学科は、マッチングプログラムに参加した。 卒業生数:117名・県内就職者:98名 その他:県外就職者14名・進学者4名 未定者:6名 目標は、ほぼ達成できた。(目標値の88%) | 84% | 看護師・歯科衛生士を育成する県立の専修学校として、滋賀県内の医療の充実に貢献できる人材育成が目標である。引き続き県内就職率アップを図るため、学生面接や県内就職の情報提供を積極的に行う必要がある。また、卒業に至るまでの過程において学力不振・精神的な弱さなどによる休学や退学者が少なくない。医療従事者としての適性を見極める方法の検討が必要である。 |
| ④ | 単位未修得者数の減 | H25 30%減 (対平成24年度) | 対象者や保護者に、個別面接指導を行うなど、原級留置者の減を目指した。今年度は、学年制の考えを単位制に見直したこともあり、減少した。しかし、学生の学力低下・専門職業に対する理解の不足・家族背景の問題があり、困難を極めた。 目標は、大幅に達成できたが、今後は、3年に留まる学生は増加することになる。 看護学科:28名→12名・歯科衛生学科:5名→1名 | 30%減→13.7%減 | 学力の問題、家庭背景の問題や経済状況から、履修困難が生じる学生もいる。単位未修得で卒業できない学生が3年に留まる状況が続くことが予測できる。今後も家族と連携を取りながら、単位取得に至らなかった理由を学生と考え、個に応じた修業ができるよう指導を行う必要がある。 |

2.2.3 看護専門学校

(1) 組織目標

教育の充実を図り、地域の医療に貢献できる看護師を養成します。

(2) 目標評価シート

平成24年度

健康福祉部所管 地方機関・施設 平成24年度 組織目標の評価

達成度(年度末)
 ◎: 目標値以上の実績があった
 ○: ほぼ目標値どりの実績があった
 ×: 目標値に達しなかった
 未: 未実施

| 13 | 看護専門学校 | 目標達成への工程(達否) | 第1四半期 | | | 第2四半期 | | | 第3四半期 | | | 第4四半期 | | | 達成度 | 達成状況・今後の対応 | | |
|------|--------|--|-------|----------------|----|-------|----|----|-------|-----|-----|-------|----|----|-----|------------|---|---|
| | | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | | | |
| 組織目標 | 1 | 看護師への意欲をもつ学生の確保を図るため、高校での模擬講義などを通じた確保対策を講じる。 | 計画 | 進学説明会参加 | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ◎ | <ul style="list-style-type: none"> ・高校訪問、進学説明会への参加、オープンキャンパスを計画どおり実施した。ホームページで行事や入試情報を掲載し学校のPRに努めた。 ○ 湖北・湖東の高校を中心に20回の出前講義や進路説明を実施し、232人の高校生の参加を得た。 ・受験者総数が、227名であり、例年通りの受験者が得られた。 |
| | 2 | 看護実践能力の育成に向けた教育の実施 | 計画 | 看護技術教育内容の検討 | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ◎ | <ul style="list-style-type: none"> ・1年次の看護技術の修得に向け、個人の成果が見えるシートの活用などの工夫を行い実施した。 ・学生の主体性を育てるための取り組みは、一部目標シートの活用などを開始したが、まだ、十分に効果的な活用までには至っていない。 ・学生の多様性への対応の仕方など情報を得たが、本校での活用を検討するには至らなかった。 |
| | 3 | 看護師の国家試験合格の向上。 | 計画 | 各年次学生の国家試験の意識化 | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ◎ | <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの学年に対して、計画どりに実施した。 ・前年に比して、成績の低い者が多かったため、計画にはなかったが、夏期に保護者などに対して、学習支援への依頼の文書を送付した。 ○ 学習不足や成績不良の学生に対して、冬期休業期間以降、国家試験に向けた強化学習の指導を行った。 ・新卒者77名が受験し、全員合格であった。(全国の合格率95.1%) ・既卒者2名も合格であった。 |
| | 4 | 修学資金等の貸与生の県内就職率の向上。 | 計画 | 進路指導、進路希望把握 | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← | × | <ul style="list-style-type: none"> ・進路状況の把握は4月、7月、9月、12月に行い、ほぼ希望どりの就職先に内定した。 × 今年度卒業した修学資金等貸与者58名その内県内医療機関への就職内定者54名(93.1%)であり、県内医療機関へ就職中1名、進学1名、県外への就職は2名であった。 |

平成 25 年度

健康福祉部所管 地方機関・施設 平成25年度 組織目標の評価

達成度(年度末)
 ◎: 目標値以上の実績があった
 ○: ほぼ目標値どりの実績があった
 ×: 目標値に達しなかった
 未: 未実施

| 13 | 目標達成への工程(経緯) | 第1四半期 | | | 第2四半期 | | | 第3四半期 | | | 第4四半期 | | | 達成状況・今後の対応 | |
|------------------------|--------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|--|---|
| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | |
| 組織目標 | 看護専門学校 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 学生確保 | 計画値 | ← 進学説明会参加 | ← 進学説明会参加 | ← 進学説明会参加 | ← 進学説明会参加 | ← 進学説明会参加 | ← 進学説明会参加 | ← 進学説明会参加 | ← 進学説明会参加 | ← 進学説明会参加 | ← 進学説明会参加 | ← 進学説明会参加 | ← 進学説明会参加 | ◎ |
| | 実績値 | | | | | | | | | | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・高校訪問、進学説明会への参加、オープンキャンパスを計画どおり実施した。ホームページで行事や入試情報を掲載し学校のPRに努めた。 ○ 湖北・湖東の高校を中心に15回の出前講義や進路説明を実施し、269人の高校生の参加を得た。 ・受験者総数が、215名であり、例年通りの受験者が得られた。 |
| 2 「看護実践能力」の育成に向けた教育の充実 | 計画値 | ← 看護技術教育内容の検討 | ← 看護技術教育内容の検討 | ← 看護技術教育内容の検討 | ← 看護技術教育内容の検討 | ← 看護技術教育内容の検討 | ← 看護技術教育内容の検討 | ← 看護技術教育内容の検討 | ← 看護技術教育内容の検討 | ← 看護技術教育内容の検討 | ← 看護技術教育内容の検討 | ← 看護技術教育内容の検討 | ← 看護技術教育内容の検討 | ◎ | |
| 実績値 | | | | | | | | | | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・1年次の看護技術の修得に向け、昨年度同様個人の成果が見えるシートを活用した。 ・学生の主体性を育てるための取り組みは、一部目標シートの活用などを開始したが、まだ、十分に効果的な活用までには至っていない。 ・学生の多様性への対応の仕方など教員の研修を行ったが、今後においても引き続き課題である。 | |
| 3 看護師の国家試験合格の向上。 | 計画値 | ← 各年次学生の国家試験の意識化 | ← 各年次学生の国家試験の意識化 | ← 各年次学生の国家試験の意識化 | ← 各年次学生の国家試験の意識化 | ← 各年次学生の国家試験の意識化 | ← 各年次学生の国家試験の意識化 | ← 各年次学生の国家試験の意識化 | ← 各年次学生の国家試験の意識化 | ← 各年次学生の国家試験の意識化 | ← 各年次学生の国家試験の意識化 | ← 各年次学生の国家試験の意識化 | ← 各年次学生の国家試験の意識化 | ◎ | |
| 実績値 | | | | | | | | | | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの学年に対して、計画どおり(1年次:定期的に解剖ドリル、2年次:5月から国試問題集を授業と並行して活用、3年次冬期に保護者などに対して、学習支援への依頼の文書を送付)に実施した。 ◎ 学習不足や成績不良の学生に対して、冬休休業期間以降、国家試験に向けた強化学習の指導を行った。 ・新卒者64名が受験し、全員合格であった。(全国の合格率89.8%) | |
| 4 修学資金等の貸与生の県内就職率の向上。 | 計画値 | ← 進路指導、進路希望把握 | ← 進路指導、進路希望把握 | ← 進路指導、進路希望把握 | ← 進路指導、進路希望把握 | ← 進路指導、進路希望把握 | ← 進路指導、進路希望把握 | ← 進路指導、進路希望把握 | ← 進路指導、進路希望把握 | ← 進路指導、進路希望把握 | ← 進路指導、進路希望把握 | ← 進路指導、進路希望把握 | ← 進路指導、進路希望把握 | × | |
| 実績値 | | | | | | | | | | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・進路状況の把握は4月、7月、9月、12月に行い、ほぼ希望どりの就職先に内定した。 × 今年度卒業した修学資金等貸与者は49名で、進路内訳は、県内医療機関への就職内定者44名(89.8%←前年度対比▲3.3ポイント)、県外への就職3名、進学者2名であった。 | |

2.2.4 検討および問題点

年度毎の目標項目を設定し、目標達成状況、今後の課題を検討していることは評価できる。ただ、上記評価シートよりわかるように、毎年ほぼ同様の目標項目であり、また、今後の課題も抽象的で、次年度の行動計画に結び付いているか不明である。

いわゆる PDCA サイクルは、明確な数値目標を定め、それを達成するための行動計画に結び付かなければ、この評価の仕組みが有効に機能しているとは言えない。以下より具体的に検討する。

(1) 総合保健専門学校

平成 25 年度組織目標シートについて考えると、目標項目 4 項目のうち 3 項目は前年

と同じであり、また、その目標値も同じである。さらに、今後の課題も前年の文章とほぼ同じである。PDCA サイクルは目標評価を行動につなげ、課題を改善していく手法である。行動計画による活動を行い、また、その活動の評価と改善を図らなければ、機能しているとは言えない。

目標評価シートの①実習中の医療事故の「今後の課題」には、「教育の事故防止意識を高め、実習前の安全教育を強化すると共に、臨床指導者を巻き込んで現場教育を継続する。」とあるが、例えば、「教育の事故防止意識を高める」ために、何をどうするのか、「実習前の安全教育を強化する」ために何をを行うのか、「臨床指導者を巻き込む」ためにどうするのか、各々につき具体的な数値目標と行動計画を策定し、その結果を評価し、さらなる行動計画につなげる等の改善を図らなければ、今後も、これらの仕組みは有効に機能しないと考える。

(2) 看護専門学校

平成 25 年度組織目標について考えると、看護専門学校も目標項目 4 項目はすべて前年と同じである。さらに、根本的な問題として、数値目標が定められていない。数値目標がなければ、評価のしようがなく PDCA サイクルとしては機能しない。しかし、すぐれているのは行動計画を策定していることである。ただ、実績欄が具体的でなく、また、それらと改善につなげるための「今後の対応」がリンクしていない。

2.3 農業大学校の計画および評価

2.3.1 概要

農業大学校の組織目標および評価は「農政水産部（農業技術振興センター）」の一組織として策定されているのみである。過去の 2 年間の目標および評価は、一項目のみであり以下のようになっている。

| 年度 | 目標 | 評価 | 今後の対応 |
|--------|---|--|---|
| 平成24年度 | 平成24 ・養成科卒業生の就農および農業関連 職場への就職率 80% ・就農科就農率 100% | ★養成科 卒業生の就農および就農関連 職場への就職率は、76%(16人/就職希望 者21人)でした。 ・就農科 7名全員が、就農を予定してい ます。 (100%) | ・養成科学生については、就農、就職率に 向けた進路ゼミ、個別面談指導等の充実を 図ります。 ・就農科研修生については、今後も、全員が 就農できるように支援を行います。 |
| 平成25年度 | ・農業大学校養成科卒業生の就農およ び農業関連職場への就職率 80% ・就農科研修生の就農率 100% | ・平成25年度養成科卒業生の就農、農業 関連就職率 83% ・平成25年度就農科研修生の就農率 100% | ・養成科においては入学当初から就農、就 職のための進路相談を充実させるとともに、 面談と進路ゼミを通じて就農、就職率の向 上を図ります。 ・就農科では、研修生の熟度に応じた個別 指導を行うとともに、地域の農産普及課との 連携の下で就農計画の実践に向けた検討 会を開催し、全員の確実な就農を目指し ます。 |

農業大学校には独自の中期計画（目標）も各年度計画（目標）もない。従って、それら进行评估する仕組みもない。農業大学校は専修学校というひとつの独立した高等教育機関であり、学校独自の計画も評価もないということは信じられない。農業大学校は滋賀県農業技術振興センターと密接に関係しているというものの、独立した組織体として機能しているのかも疑問に感じる。計画（目標）がなければ、評価もなく、改善もない。

農業大学校には入学出願者数の増加や募集定員の確保等取り組むべき課題が多くある。それらについて具体的な目標を定め、評価、改善する仕組みを構築することが早急に必要と考える。

2.4. 監査の結果

2.4.1 指摘事項

(1) 〔県立看護師等養成所〕組織目標について

県立看護師等養成所は組織目標の目標項目をより具体的に定め、行動計画に落とし込み改善を図る仕組みを検討する必要がある。

(2) 〔看護専門学校〕目標について

看護専門学校の目標項目に数値目標を定める必要がある。

(3) [農業大学校] 年度計画とその評価について

農業大学校は専修学校として、独自の各年度計画（目標）を策定し、その評価を行うことにより業務改善を図る PDCA サイクルを導入する必要がある。

2.4.2 意見

(1) [県立大学] 中期計画および年度計画とその評価について

年度計画の各項目について、それぞれの中期計画の達成にどのように関連しているのかが理解しやすいように記載方法を工夫されたい。また、年度計画の評価においても、その達成状況（進捗状況）が容易に理解できるような具体性をもった記載が望まれる。

(2) [県立大学] 数値目標について

数値目標について、現状は中期目標の特定の項目について設定されているが、可能な限りより多くの項目に設定されるよう検討いただきたい。また、数値目標の年度計画への落とし込みも必要であると考えます。

(3) [県立看護師等養成所] 中・長期計画

県立看護師等養成所の中・長期計画がなく、単年度の組織目標や目標項目が中・長期的な方向性とリンクしていない。将来構想を明確にして、中・長期計画を策定することが望まれる。

(4) [県立看護師等養成所] 評価制度

県立看護師等養成所は、将来的には第三者による評価制度を導入することが望まれる。

3 県立大学の公的研究費の管理について

3.1 県立大学における利益相反マネジメントについて

3.1.1 利益相反マネジメントが必要である理由

(1) 利益相反とは

利益相反とは、大学の役員および就業規則の適用を受ける者（以下「教職員等」という。）が、産学官連携活動等に伴って得る利益と当該教職員等の大学における責任とが相反している状況、又は教職員等が企業、国もしくは地方公共団体の行政機関またはその他の団体（以下「企業等」という。）との兼業活動により法人における誠実かつ公正な職務遂行が損なわれる状況をいう。

(2) 利益相反マネジメントが必要である理由

県立大学は定款において、「滋賀県における学術の中心として、未来を志向した高度な学芸を教授研究し、新しい時代を切り拓く広い視野、豊かな創造力ならびに先進的な知識および技術を有する有為の人材を養成するとともに、開かれた大学として、学術文化の振興、環境の保全、産業の発展および人間の健康に寄与すること」を目的としており、教員には高度な学芸の教授研究に専心することが求められている。また教員以外の教職員等についても、就業規則第34条（職務専念義務）に従い、当然に職務に専心することが求められている。

他方で、学芸の教授研究の過程において、ときには企業等から委託を受け、又はこれと共同して教育研究（以下「受託研究等」という。）を行うことも必要である。特に昨今では、企業等からの外部資金を確保できるような研究の促進に各大学が力を入れているところである。

このような取り組みを促進してくためには利益相反の管理が大切である。というのも、利益相反の適切な管理を怠った場合には、様々な問題が発生しうるからである。例えば、教職員等が外部機関からの受託研究等に没頭する余り、学生に対する教育活動が疎かとなり、学生等からのクレーム等につながることを考えられる。また、企業等から教職員等に支払われる特許実施料等が多額になる場合には、県民等の第三者が、教職員等の教育活動に対する専心に疑念を持つことも考えられるし、研究に必要とさ

れる公正かつ適正な判断が損なわれ、研究データ等の改ざんが行われるという疑念をもたらしかねない。

万が一このような問題が現実が発生した場合、県立大学のブランドが大きく毀損され、学生募集に悪影響を与えたり、将来にわたって受託研究等の採択にも悪影響を及ぼしかねない。また、県民は、運営費交付金を負担しており、教職員の人件費が適切に教育研究目的で使用されることを期待しているのであるから、このような県民の負担と期待を裏切ることにもなりかねない。

ゆえに、公立大学法人は、利益相反マネジメントを行わなければならないのである。

3.1.2 利益相反マネジメントの現況について

(1) 規程等の整備状況

利益相反マネジメントを行うために、県立大学では次に示す規程等を整備している。

まず利益相反に関する基本的な方針として、「公立大学法人滋賀県立大学利益相反マネジメント規程」(平成21年10月6日)(以下「利益相反マネジメント規程」という。)がある。ここでは、利益相反の定義、規制の対象範囲者が定められている。また、利益相反マネジメント委員会の設置や、自己申告書の提出、その審査等について定められている。

また、「公立大学法人滋賀県立大学利益相反ポリシー」(平成21年10月6日)(以下「利益相反ポリシー」という。)がある。ここでは、利益相反とは何かについて概念を整理している。

(2) 利益相反マネジメントの対象者と活動

利益相反マネジメント規程において、その対象者は、「役員および本学が定める就業規則の適用を受ける者」(すなわち「教職員等」)と定められている。また、利益相反について次のように定義している。

①教職員等が産学官連携活動等を行うことに伴い、企業等から実施料収入、兼業報酬、未公開株その他の利益を得ている場合において、当該利益を得ていることに起因して自己または企業等の利益を優先することによって、当該教職員等の本学にお

ける適正な職務の遂行が阻害されること。

②教職員等が兼業活動等を行うことに伴い、企業等に対して職務遂行責任が生じる場合において、当該企業等に対する職務遂行責任を優先することによって、当該教職員等の本学における適正な職務の遂行が阻害されること。

したがって、例えば、教職員等が企業等から受け取る実施料収入、兼業報酬、未公開株式取得、講演料、寄付金などは利益相反マネジメントの対象になると考えられる。また、大学が取引主体となる受託研究等についても、利益相反マネジメントの対象になると考えられる。

(3) 利益相反マネジメントの流れ

上記のような活動を行う場合、教職員等は、「利益相反行為を防止するため、利益相反マネジメント委員会が別に定める基準に該当する場合は、自己申告書を利益相反マネジメント委員会に提出しなければならない。」とされる。また、その自己申告書の提出時期、方法、書式等は利益相反マネジメント委員会が定めることとされている。

自己申告書の提出を受けて、利益相反マネジメント委員会は、利益相反行為の可能性の有無および程度ならびに必要な是正措置等について審査を行う。

3.1.3 発見された課題

このような利益相反マネジメントが適切に実施されているかどうかを確かめるために、ヒアリング、関連書類の閲覧等の監査手続を実施した結果、次のような課題が発見された。

(1) 自己申告書が未整備である

利益相反マネジメント規程第9条2項において利益相反に該当する可能性がある場合の自己申告書について「提出の時期および方法ならびに書式等」を利益相反マネジメント委員会が定めるとされているが、未整備であった。

本来、自己申告書を整備し、教職員等に対してその様式に従って利益相反マネジメントとはいかなるものかを周知しなければならない。ところがこれが未整備ということは、単に未整備であることだけが問題ではなく、利益相反マネジメントについて教

職員等に対する周知も不十分であったものと推定される。

(2) 自己申告書の提出洩れ

一般的に、大学の教員は学外において企業等から講演料を受け取る等の収入が発生する。このような収入は利益相反マネジメントの対象とするべきものである。県立大学において、教員個人が外部から受領している利益について知ることができないが、このような収入が一切ないとは考えられないため、自己申告漏れがあるものと推察される。

また、平成 25 年度に受け入れた受託研究・共同研究・寄附講座を集計すると下記の通りとなる。

自己申告書の提出がされていないと考えられる件数、金額

| 種別 | 件数 | 金額 |
|------|------|---------------|
| 受託研究 | 46 件 | 99,323,775 円 |
| 共同研究 | 35 件 | 36,766,500 円 |
| 寄附講座 | 1 件 | 100,000,000 円 |
| 合計 | 82 件 | 236,090,275 円 |

これらの研究については、利益相反に該当する可能性があるため、本来は自己申告書を提出すべきものと考えられるが、自己申告書の提出はなされておらず、自己申告書の提出洩れであったといえる。利益相反マネジメントは、利益相反ポリシーに記載されている通り、県立大学の社会的信用を維持しつつ、産学官連携の健全な発展のために必要なことである。

そもそも、教職員等は、もっぱら自らの教育研究活動のテーマに関心があるのであって、自らの行う受託研究等が利益相反マネジメントの対象になるかどうかを判断することを十分には期待できない。このため、利益相反の管理対象となる活動があるにも関わらず自己申告書を提出し忘れていた場合、提出忘れに気づかず不問となってしまうリスクが存在する。

であるならば、自己申告書は、利益相反マネジメントの対象となるすべての教職員等（教員及び研究活動に携わっている職員）から、定期的（例えば年に1度）に提出を求めるべきである。そうしない場合には、事務局側で、受託研究等の一覧表をもとに、受託研究等を行っている教職員等全てから自己申告書を徴求できているか、確認することが必要である。ただし、その場合でも、特許実施料収入や講演料など、企業等と教職員等との間の契約関係に基づく取引については、県立大学の知るところではないため、仮に教職員等が自己申告書を提出し忘れていたとしても、事務局はそれを知る術がない。結果的に、利益相反マネジメントに漏れが生じる。

このため、自己申告書については、利益相反の有無に関わらず、利益相反マネジメントの対象となるすべての教職員等がこれを提出するように、規程等を改訂したうえで運用を改善しなければならない。

現状の管理方法に比べれば事務負担は増えるが、前述した通り利益相反マネジメントを誤れば大学経営に重大な悪影響を及ぼすため、厳格な対応が必要である。

なお、自己申告書における対象期間を例えば、毎年4月1日から翌年3月31日とする場合において、この期間中に教職員等が退職した場合、もしくは、この期間の経過後で自己申告書による調査前に教職員等が退職した場合には、その退職時点において自己申告書の提出を求めるべきである。例えば、平成25年6月30日に退職した教職員等がいれば、平成25年4月1日から平成25年6月30日までの間に発生している利益相反の状況について、自己申告書の提出を求めるのである。

というのも、たとえ退職した教職員等であっても、万が一その在職中に利益相反が発生していたのであれば、それに対して適切な対応が必要だからである。

(3) 利益相反マネジメント委員会の判断基準が曖昧である

利益相反マネジメント委員会は自己申告書を閲覧した上で、個々の活動に利益相反の問題が生じないかを検討する。そのために、利益相反マネジメント規程2条2項において「実施料収入」「兼業報酬」「未公開株」「その他の利益」「兼業活動等」が利益相反として定義されている。

しかし、具体的に、例えば「兼業報酬」「その他の利益」「兼業活動等」が何を意

味するのか、明示・例示されていない。また、数値基準も示されていないため、理論的にはわずか1円の取引であっても自己申告書を提出しなければならないことになる。

実務上、適切に利益相反マネジメントを運用していくためには、何をもって利益相反とし、自己申告書の対象とするのか、明確にしなければならないと考える。今後、利益相反マネジメント委員会が適切な措置を取りやすいように、利益相反の対象となる取引を具体的に定義するとともに、客観的な数値基準を設けることを検討すべきである。

(4) 利益相反マネジメント委員会の開催を怠っている

利益相反マネジメント委員会は、平成21年12月7日に1度開催されているが、それ以降長期にわたり開催されておらず、平成26年8月1日に第2回目が開催されている。

この間、利益相反マネジメントの対象となる取引が一切なかったのであれば、問題はない。しかし、実際には前述の通り、利益相反マネジメントの対象となる取引は多数発生していると考えられる。

利益相反マネジメントの対象となる取引が多数発生していることは合理的に予測可能であり、それにもかかわらず利益相反マネジメント委員会が開催されていなかったのは、任務懈怠と言わざるをえない。

(5) N社との連携に関する利益相反マネジメントの明瞭化

県立大学は、N社と産学連携に関する包括協定を締結し、様々な形で教育研究活動を行っている。(N社は、滋賀県大津市を本社とし、売上高約2500億円(平成26年3月期)、従業員数5000人超の大企業である。)また、N社の役員のひとりが県立大学の非常勤理事にもなっている。

N社と県立大学との連携の仕方は、具体的には下記の通り多岐に渡る。

平成 23 年度における N 社との取引について

| | 該当教員 | 備考 |
|--------|-----------------|--|
| 共同研究契約 | 工学部教授 工学部准教授 | 「ガラス融液中の微量金属イオンの酸化還元平衡」 契約額 500 千円 (23.4.1~24.3.31) |
| 共同研究契約 | 工学部教授 | 「酸化物ガラス融液の熱起電力測定」 契約額 500 千円 (23.4.1~24.3.31) |
| 共同研究契約 | 工学部准教授 | 「ガラスのクラック発生メカニズムの解明」 契約額 500 千円 (23.4.1~24.3.31) |
| 寄附講座 | - | ガラス工学研究センターの設置 包括連携協定による寄附金 100,000 千円 (H22~24) |

平成 24 年度における N 社との取引について

| | 該当教員 | 備考 |
|--------|-----------------|--|
| 共同研究契約 | 工学部教授 工学部准教授 | 「ガラス融液中の微量金属イオンの酸化還元平衡」 契約額 500 千円 (24.4.1~25.3.31) |
| 共同研究契約 | 工学部教授 | 「酸化物ガラス融液の熱起電力測定」 契約額 500 千円 (24.4.1~25.3.31) |
| 共同研究契約 | 工学部准教授 | 「ガラスのクラック発生メカニズムの解明」 契約額 500 千円 (24.4.1~25.3.31) |
| 寄附講座 | - | ガラス工学研究センターの設置 包括連携協定による寄附金 100,000 千円 (H22~24) |

平成 25 年度における N 社との取引について

| | 該当教員 | 備考 |
|-------------|--------|---|
| 共同研究契約 | 工学部教授 | 「ガラス融液の電気分解挙動の解明」 |
| | 工学部准教授 | 契約額 500 千円 (25.4.1~26.3.31) |
| 共同研究契約 | 工学部准教授 | 「ガラスのクラック発生メカニズムの解明」 契約額 500 千円 (25.4.1~26.3.31) |
| 寄附講座 | - | ガラス工学研究センターの設置 包括連携協定による寄附金 100,000 千円 (H25~27) |
| 寄附金 (奨励寄附金) | 工学部准教授 | 100 万円 (奨励寄付金) |

このように県立大学が、地元企業と様々な形で連携するのは、とても素晴らしい取り組みである。これからも、ますます活発な連携を期待したい。

ただし、3年間で1億円もの寄附金を受領しているだけに、例えば共同研究契約の内容において、成果物の権利の帰属が適切に定められているかなど、利益相反の観点から各取引が明瞭にされていることが必要である。

今後、このような産学連携活動をますます発展させていくためにも、N社との連携内容については、利益相反マネジメントのルールに則って、明瞭化しておくことが必要である。

(6) 寄付を受けた先への発注について

詳細については「第3 6 契約関係について」に記述するが、特定の企業から寄付を受け、翌年以降に当該企業に対して分割発注しているとみなされる物品取引があった。

このような取引についても、利益相反マネジメントの対象となるかどうか、規程が曖昧であるため判断が難しいが、社会通念に照らして考えれば、過去に寄付を受けた取引先に物品を発注する場合は、利益相反マネジメント委員会に事前もしくは事後に報告し審議するべきである。

3.2 監査の結果

3.2.1 指摘事項

(1) 〔県立大学〕利益相反マネジメントが不十分である

利益相反マネジメント規程に定められる自己申告書が未整備であるため、これを早急に整備したうえで、1年に1度は、必ず利益相反マネジメント会議を開催し、自己申告書の内容を検討しなければならない。

なお、過去に寄付を受けた取引先に物品を発注する場合は、利益相反マネジメント委員会に事前もしくは事後に報告し審議するべきである。

また、過去には少なからず自己申告書の提出洩れがあると考えられるので、必要に応じて過去にさかのぼって確認し利益相反マネジメント委員会で審議しなければならない。

3.2.2 意見

(1) 〔県立大学〕利益相反マネジメント委員会の判断基準が曖昧である

例えば「兼業報酬」「その他の利益」「兼業活動等」が何を意味するのか、明示・例示されていない。また、数値基準も示されていないため、何をもちいて利益相反とし、自己申告書の対象とするのか、不明確である。

今後、利益相反マネジメント委員会が適切な措置を取りやすいように、利益相反の範囲の明確化や客観的な数値基準を設けるべきである。

(2) 〔県立大学〕N社との連携に関する利益相反マネジメントの明瞭化

N社のような地元企業と様々な形で連携するのは、県立大学として、とても素晴らしい取り組みである。この関係をますます発展させるために、N社との連携内容については、利益相反マネジメントのルールに則って、明瞭化しておくことが必要である。

4 授業料等について

4.1 授業料計上額の検証

4.1.1 授業料の概要

平成 25 年度の各高等教育機関の授業料は以下のとおりである。

(単位：円)

| 県立大学 | 総合保健専門学校 | 看護専門学校 | 農業大学校 |
|---------|----------|---------|---------|
| 535,800 | 390,000 | 390,000 | 118,800 |

* 県立大学の授業料は学部の通常の課程のものである。

* 農業大学校の授業料は養成科の授業料である。

県立大学の授業料は国立大学と同額である。滋賀県の私立大学と比較すると、私立大学の授業料が各校・各学部により相当異なるが約 1/2 から 1/3 程度であると考えられる。

県立看護師等養成所の授業料については、滋賀県の他の専門学校における 3 年課程授業料は施設費を含み 300 千円から 460 千円までの間であり、概ね平均的金額であるといえる。ただし、4 年制の滋賀医科大学、滋賀県立大学はいずれも 535 千円、4 年制の私立大学は 1,590 千円であるので、相当異なる。

農業大学校は、(無償化前の) 公立高校と同じ額で、他府県の同様の学校とほぼ横並びである。

平成 25 年度の各高等教育機関の入学金は以下のとおりである。

(単位：円)

| | 県立大学 | 総合保健専門学校 | 看護専門学校 | 農業大学校 |
|----|---------|----------|---------|-------|
| 県内 | 282,000 | 56,400 | 56,400 | 0 |
| 県外 | 423,000 | 169,200 | 169,200 | 0 |

県立大学の県外者の入学金は滋賀県人の 50%増しとなっている。県内者の入学金は国立大学と同額であり入学動機を起因する効果があるものと考えている。一方、県外者は滋賀県民の税金負担分に相応する金額を負担することで公平を図っている。

滋賀県の他大学との比較では、国立大学とは上記のように同額で、私立大学がおよ

そ 200 千円から 300 千円であるので県内者の入学金は相当であると考える。

県立看護師等養成所の県内と県外の入学金の差異の理由は県立大学と同様であると思われるが、その差は 3 倍である。

農業大学校は入学金を徴収していない。

平成 25 年度の各高等教育機関の授業料収益は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 県立大学 | 総合保健専門学校 | 看護専門学校 | 農業大学校 |
|-----------|----------|--------|-------|
| 1,469,362 | 137,503 | 78,845 | 5,584 |

4.1.2 県立大学における授業料計上額の検証

今回の監査において、県立大学に、責任者あるいは上席者がどのような方法で授業料が適正に収益計上されていることを確認しているのか質問したところ以下のような方法である旨の回答を得た。

<回答の要約>

- ・授業料収益については、四半期ごとに期間経過基準により授業料債務から収益化を行い、年度末には授業料債務が 0 (ゼロ) になるようにしている。
- ・授業料債務については、前期と後期の年 2 回、学部・院生について学生・就職支援グループから入手した「在籍学生数の状況」に基づき調定を起こし、科目等履修生・研究生については教務グループ入試室から入手した資料（人員および授業料の額）に基づき、人員数を合わせたうえで調定を起こす。
- ・年度途中の授業料の変動要因は、学生の復学、休学、退学等があげられるが、これらは学生就職支援グループ等が許可等後、財務グループ統括あて通知をする仕組みとなっており、これらを受けて処理を起こすことから漏れなく調定を行っている。
- ・これらの処理の適正性については、未収学生納付金収入の残高すなわち滞納額をあわせることにより確認している。平成 25 年度末未収学生納付金収入残高は授業料管理システムの未納者名簿で管理している滞納額と一致している。
- ・学納金の入金については専用口座を設けて管理し、口座残高と財務会計システムの

残高の確認も随時行い万全を期している。

しかし、今回の監査において、担当者に授業料の適正性を示す資料の依頼と説明を求めたところ、資料が分かりやすい形で保管されていなかったこと、および異動により今回の監査に対応した職員が前期末の処理の担当ではなく前期末担当者が行った処理を熟知していなかったため、この検証に時間を要した。

後日の再監査において、平成 25 年度の授業料計上額は正しいことが明らかになったが、重要な資料は誰が見ても理解できるような形で整理・保管し、引継ぎも十分に行うことが必要であると考ええる。

なお、県立大学においては、平成 26 年度から授業料債権管理システムと財務会計システムの債権総額等の整合確認を定期的に行い、より確実性を高める取り組みを行っている。

4.1.3 総合保健専門学校における授業料計上額の検証

総合保健専門学校において、授業料の計上額が適正に行われていることを検証するため、学生数に授業料を積算する方法を用いた。この方法は、学生数、そのうち減免者、休学者、滞納者などをしっかり把握していれば、学生数が少ない場合、もっとも簡単に検証が可能であると考えたからである。しかしこの検証は困難を要した。

総合保健専門学校において検証が困難となった原因は県立大学と同様に、説明資料が整理できていなかったことによると考える。そのため、過年度未納分について、収入未済が発生していたが、調定額全額が収入されたと誤って記載した資料を監査に提示し、授業料の収入額が誤っていたことに気付かなかった、ということが生じた。

これらについては、後日資料とともに説明を受け、平成 25 年度の授業料計上額が適正であることが判明した。

4.2 除籍者に対する未納授業料の取扱いについて

県立大学においては一定の要件（「公立大学法人滋賀県立大学授業料未納者に係る除籍の取扱いに関する規程」に記載）を満たす場合除籍処分としている。この場合の未納授業料について、会計的には徴収不能引当金の取崩しまたは貸倒損失の処理を行っ

ているが、債権回収のための督促等を行っていない。

これは、除籍処分者の授業料債権の回収可能性が小さいことから、「滋賀県立大学債権管理規程第 12 条第 2 項」の債権放棄に係る規程を準用したものである。しかしこの「債権放棄」は訴訟手続等による請求はしないというもので、授業料債務を免除するものではない（「除籍処分に伴う会計処理および債権放棄についての統一見解」）。

平成 25 年度の会計監査人の監査結果においても、「経営管理上の検討事項」として当該債権の取扱い（入金督促の実施、台帳管理の実施）について検討するよう記載されている。

法的に債権が存在する以上、督促業務は行う必要があると考える。

4.3 授業料の減免について

県立大学には授業料等の減免措置がある。その減免措置であるが、以前は留学生と日本人学生の授業料について同一の規程（「公立大学法人滋賀県立大学授業料等減免取扱規程」）により取扱いを行ってきたが、平成 24 年度より留学生について別途の定め（「公立大学法人滋賀県立大学私費外国人留学生授業料等減免取扱規程」）を設け取扱いを別にした。

大きく異なる部分は、日本人学生は保護者が生活保護法の規定に該当するか等により対象者かどうか判断し、全世帯の所得証明等の提出が要求されるのに対し、留学生は、基本的に家賃や仕送り等の自己申告のみで判断される点である。

この取扱いの違いについて、大学は以下のように回答している。

「・・・留学生は、日本とは社会保障制度が大きく異なる様々な国を母国とし、母国での父母の所得を把握した上で、それらの金額が現地での生活維持のための持つ意味合いをも踏まえてその高低を日本人学生と同列に論じることは極めて困難である。また、母国と日本では物価や社会事情が異なるため、母国での収入に日本の生活保護基準額を適用するのは適当でないと判断した。よって、留学生は日本での独立世帯を営むものとみなし、その上で生活保護基準に当てはまるかどうかを判定。すなわち、母国（実家）での世帯収入は審査対象の収入額としてカウントせず、母国から受ける仕送りや奨学金受給などを収入としてカウントしてきた。・・・仕送り額の把握について

は・・・自己申告によっている。」

このような取扱い（母国での父母の収入を審査対象としない）は、当時の近隣三大学（滋賀大学、滋賀医科大学、京都府立大学）でも同様であったとのことである。

減免には経済要件の他に成績要件もあり、それについては日本人学生と留学生には差異はなく、大学としては特に留学生を優遇する企図はないとしている。

また、県立大学は平成24年度からの第二期中期計画において国際交流の推進を掲げ、留学生の受入体制の整備を図っている。この減免制度は、留学生を支援する枠組みの一つであると考えている。

平成25年度前期・後期の授業料減免者数は以下のとおりである。

（単位：人）

| 内訳 | 前期 | 後期 |
|-------|-----|-----|
| 日本人学生 | 76 | 73 |
| 留学生 | 49 | 47 |
| 留学許可者 | 5 | 8 |
| 合計 | 130 | 128 |

留学生の減免者数の割合が大きいことが分かる。なお留学生数は全体で約90人である。

さて、留学生に経済要件を課しそれを審査し判断することは、大学の説明のとおりかなり困難であることは理解できる。しかし、成績要件はあるにせよ経済要件が自己申告で通るというのはあまりにも日本人学生と差があり、また悪くとらえると留学生に対し安易にもしくは（本当は裕福なのに）誤って減免の措置を講じてしまうおそれがある。

この平成24年度からの留学生に対する減免制度の見直しは、現実問題として留学生の半数以上を減免するものであり、本当に中期計画にいう国際交流の推進にかなっているか、ひいては県立大学として滋賀県に十分な貢献をするものであるのか、再考する必要があると考える。

グローバル化の流れの中で、国際化の取組みを否定する気はないが、県立大学の性格上、国際交流の推進は国際感覚を備えた地域産業に貢献する人材を育成することに主眼を置いていると理解する。その観点から、留学生を無償で教育することが県立大学の使命に合致しているのか検討する余地がある。

4.4 授業料の過誤納

県立大学の監査の過程において、数件の過誤納（二重の収納）が発見された。

これは、平成 25 年度から口座引落しを導入したが、財務会計システムと授業料債権管理システムとの処理が整合しなかった（債権管理システムに入力しなかったため入金済みにもかかわらず再度請求書を発行した）ため発生したものである。

これについては両システムの入力のタイミングを同時にするという事務の改善によりすでに解決している。

4.5 県立看護師等養成所の資金貸与制度とその管理

4.5.1 資金貸与制度の概要

県立看護師等養成施設には、「看護職員修学資金」と「県立看護師等養成所授業料資金」の 2 種類の資金貸与制度がある。その概要は以下のとおりである。

| 種類 | 看護職員修学資金 | 県立看護師等養成所授業料資金 |
|------|--|---|
| 対象学生 | 看護学科の学生 | 看護学科および歯科衛生学科の学生 |
| 貸与金額 | 月額 32,000 円 | 月額 22,050 円 |
| 貸与条件 | 卒業後、滋賀県内の特定施設において看護職員として業務に従事する意志を持っていること。 | 卒業後、滋賀県内の施設において看護職員等として業務に従事する意志を持っていること。 |
| 貸与期間 | 修学期間 | 修学期間 |

| | | |
|----------|--|--|
| 貸与時期 | 四半期ごと | 年2回 |
| 申請時期 | 4月中旬から下旬 | 4月中旬から下旬 |
| 貸与金の返還免除 | 卒業後、ただちに看護職員の免許を取得し、滋賀県内の免除対象施設において、引き続き5年以上業務に従事した場合、貸与資金全額の返還が免除される。 | 卒業後、ただちに免許を取得し、滋賀県内において引き続き授業料資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上業務に従事した場合、貸与資金全額の返還が免除される。 |
| 貸与金の返還 | 上記免除以外の場合は、貸与期間に相当する期間内に均等払いにより返還する。 | |
| その他 | 応募者が多数の場合は、貸与されないことがある。 | |

4.5.2 貸与金返還免除の管理

この資金貸与の手続きは、総合保健専門学校、看護専門学校の両校が窓口となり、その後の貸与手続き、貸与、返還手続き返還義務の免除等の管理は滋賀県の健康医療福祉部健康医療課が行う。

管理方法の概要は、以下のとおりである。

貸与者の就業状況、返還状況等は専用のシステム（看護職員修学資金等貸与管理システム）を用い、職員1名、嘱託員2名で管理している。まず、卒業後、猶予対象者から猶予にかかる申請を受けているが、その際、就業先の確認は行っており、就業先が変更になった場合、就業先の証明がある「就業先変更届」を提出させている。また、年に1回、返還猶予中の貸与者に対して、「定期報告書」を提出させ、現在の就業状況や返還請求の対象者になっていないかを確認する。

返還請求の対象者となった場合、返還計画を策定し、計画通り返還されているかを確認する。返還計画より遅れた場合、延滞金（14.5%）が発生する。

具体的な管理手順および状況は以下のとおりである。

- ①「定期報告送付先一覧（全資金・就業猶予中）」をシステムから打出す。
- ②従事している可能性がある人に対して通知を送付し、「定期報告書」を回収する（11月下旬から12月下旬）。
- ③システム上、全員が「就学生番号」で管理されている。
- ④報告書の回収状況は、平成23年度よりは毎年全員分を回収している。
- ⑤報告書に虚偽の報告を記載したら（従事していないのに従事していると記載したら）その時は確認しないが、返還免除時に就業先から証明書を受領するので判明する。
- ⑥返還義務が生じている人に対しては返還計画に従い返還時期に納付書を発行する。
- ⑦納付されたらシステムで消込む。
- ⑧返還が遅延または延滞が続く人については、電話・通知で催促し、保証人にも連絡する。
- ⑨それでもダメな場合は財政課（債権回収）と相談して、最終、財政課から訴えを起す。
- ⑩平成23年度から25年度までは訴訟はなかったが、平成26年度に1件発生している。

4.5.3 健康医療課での監査

- ①「定期報告書」は年度ごとにファイルされていた。
- ②質問により平成23年度から25年度までの期間はすべて回収されていることを確認した（枚数が相当であったので一覧表との消込は実施しなかった）。
- ③平成25年度授業料資金返還者については返還管理簿（返還計画等がファイル）で確認した。
- ④平成25年度一覧表について後日コピーを送付してもらい、消込等が行われていることを確認した。

4.6 監査の結果

4.6.1 指摘事項

(1) [県立大学] 除籍者に対する未納授業料の取扱いについて

除籍者に対する未納授業料については、法的債権がある以上、適時督促を行う必要

があると考える。

(2) 〔健康医療課〕貸与金返還免除等の管理について

貸与金返還免除手続きにおいて、毎年の就業の確認を本人からの定期報告書によって行っているが、その際、就業証明書を提出させていない。猶予申請時および就業先変更時、返還免除時に就業証明書を受領しているとのことであるが、貸与金の性格上、貸与条件に合致しなくなった場合には遅滞なく資金返還してもらうのは当然であり、手続上の見直しが必要である。

4.6.2 意見

(1) 〔県立大学〕〔総合保健専門学校〕授業料計上額の検証について

① 県立大学

少なくとも半期ごと、授業料計上額について誰が見ても理解できるような形で整理した資料を残すべきであると考える。

② 総合保健専門学校

県立大学と同様に、半期ごと、授業料計上額が適正であることを示す資料を整理し保管すべきである。

(2) 〔県立大学〕授業料の減免について

留学生に対する減免制度で、経済要件を仕送り等の自己申告のみによることについて、再度、検討されることが望まれる。

(3) 〔健康医療課〕資金貸与制度とその管理

財政課に引継ぐまで催促等に時間がかかり業務が効率的でないと考えるので、返還遅延者については専門部署である財政課に早期に引継ぐほうが良いと考える。

5 人件費等について

5.1 県立大学の人件費等について

5.1.1 人件費の現状

(1) 規程に関して

人件費に関する主な規程として下記のものが挙げられる。

- ・公立大学法人滋賀県立大学職員就業規則
- ・公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程
- ・公立大学法人滋賀県立大学特定プロジェクト職員就業規則
- ・公立大学法人滋賀県立大学契約職員就業規則
- ・公立大学法人滋賀県立大学非常勤職員就業規則
- ・公立大学法人滋賀県立大学再雇用職員就業規則

これらの内容は、基本的には公立大学法人化前、すなわち県直轄であった時のものと同様となっている。つまり、法人の給与水準、労働条件等については、滋賀県の水準を保つように制定されている。

(2) 事務局組織について

総務グループ、財務グループ、経営企画グループ、学生・就職支援グループ、教務グループ、地域連携推進グループに分けられる。

(3) 教職員数

平成 26 年 4 月 1 日現在の教職員数は、下記のとおりである。

県立大学の教職員数

平成 26 年 4 月 1 日現在 (単位：人)

| 区分 | 人数 | 内訳 |
|----|-----|-------------------|
| 役員 | 9 | 常勤 5、非常勤 4 |
| 教員 | 201 | 運営費交付金 198、外部資金 3 |

| | | |
|------------|-----|------------------|
| 職員 | 56 | 県派遣職員 35、法人職員 21 |
| 特定プロジェクト職員 | 2 | — |
| 特任職員 | 20 | 運営費交付金 12、外部資金 8 |
| 短時間契約職員 | 71 | 運営費交付金 65、外部資金 6 |
| 一般契約職員 | 3 | 運営費交付金 3 |
| 合計 | 362 | — |

※「県派遣職員」とは、滋賀県から派遣されている職員をいう。

「法人職員」とは、県立大学が独自に採用した職員をいう。

① 教員数について

大学の教員は、滋賀県から公立大学法人に身分が承継され、滋賀県から分離されている。教員数については、法人設立時に滋賀県内部で検討して決定したものをスタートとしている。

その後は、公募制により必要数を法人独自で採用しているが、現実的には、確保した財源の範囲で増員している。

② 職員数について

職員定数は基本的に法人に任されているが、県派遣職員は滋賀県の人事の中で決定されるので、増減は滋賀県の了解が必要となる。

(4) 県派遣職員の位置づけについて

公立大学法人化後、教員については滋賀県から法人に転籍することとなったが、職員については、転籍ではなく派遣（いわゆる出向）という形態をとっている。

県立大学の職員の大部分は、法人化前と同様、県派遣職員であり、平成 26 年度において正職員 56 名のうち県派遣職員は 35 名（62.5%）である。これらの職員は、法人職員の身分を持ちながら、滋賀県職員の身分も併有している。

県派遣職員数の推移（H27以降は第2期人事計画による計画値）

| | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| 51 | 49 | 47 | 45 | 43 | 41 | 39 | 37 | 35 |
| H27 | H28 | H29 | H30 | | | | | |
| 33 | 31 | 27 | 25 | | | | | |

この表からわかるように、県派遣職員については毎年2名程度削減している。その代わりに、毎年2名程度法人職員を増加させている。

なお、県派遣職員の派遣期間は基本的に3年（公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第3条）であり、この間、法人の同じ部署で業務につくことが多い。ただし、最長で10年間まで、県立大学に派遣することが可能である。

職位別の法人職員と県派遣職員との内訳は下表のとおりである。

職員の内訳（単位：人）

| | 法人職員 | 県派遣職員 | 計 |
|-------|------|-------|----|
| 次長級 | 0 | 1 | 1 |
| 課長級 | 0 | 1 | 1 |
| 参事級 | 0 | 5 | 5 |
| 課長補佐級 | 0 | 7 | 7 |
| 主幹級 | 2 | 9 | 11 |
| 副主幹級 | 1 | 6 | 7 |
| 主査級 | 4 | 3 | 7 |
| 主任主事級 | 6 | 0 | 6 |
| 主事技師級 | 8 | 3 | 11 |
| 計 | 21 | 35 | 56 |

(5) 人事

① 教員

教員の人事に関する権限は理事長にある（地方独法第 20 条）。教員の採用選考については学内外から広く公募を行い、学部の教授からなる教員選考委員会で厳正な審査のうえ、1 名または数名の候補者を決定し、教授会で可否投票を行い理事長に推薦し理事長が決定する。

② 職員

職員の人事（異動、昇格）に関する権限は、法人職員については理事長にあり、具体的な実務は総務グループで行っている。県派遣職員については、人選、昇格等の権限は滋賀県にあり、具体的な実務は滋賀県人事課が行っているが、大学での配置先等については理事長に権限がある。

(6) 教職員の評価

① 教員の評価

教員の評価については、個人研究費の配分に反映している。

② 職員の人事考課

人事評価（給与の査定等）については、実施しておらず、全職員が毎年一定の号数だけ昇給している。

5.1.2 発見された課題

(1) インセンティブが働くような法人独自の給与体系が未だ確立されていない

① 公立大学法人は効率的・効果的な人件費のあり方が求められている

そもそも、公立大学法人を含む地方独立行政法人制度の導入は、「住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的」（地方独法第 2 条 1 項）としたものである。

つまり、県立大学の公立大学法人化は、県立大学の目的を達成しつつ、県立大学を県直営から分離することで運営を効率的かつ効果的に行わせることに狙いがある。その狙いのなかには、経常費用の 63%を占める人件費（教員人件費及び職員人件費）の効率的・効果的な運用も含まれる。

ところが、現状の法人の給与体系は、滋賀県と同様であり、県立大学独自のものは策定されていない。

② 現状の給与体系の問題点

現在の給与体系やその運用を見てみると、昇格については、総務グループや滋賀県人事課において評価が行われている。しかし、毎年の昇給や賞与の査定には、評価が全く反映されていない。このため、優良な評価の職員もそうでない職員も、均等に昇給している。

これでは、特に優良な評価の職員がそれを維持し、さらに向上させるためのインセンティブとならないばかりか、努力しなくても同じだけ昇給する他の職員を見ることでマイナスのインセンティブになる可能性すらある。逆に、努力を怠っている職員についても、毎年昇給することで、自らを省みて勤務のあり方を見直すきっかけにもならない。

あるべき給与体系の方向性としては、よく頑張った教職員には多くの給与を支給し、そうでない者には少なめの給与を支給することで濃淡をつけ、結果的に教職員全体のモチベーションを高めるというものである。これは、限られた人件費の配分の見直しである。

しかし、県立大学においては、給与体系の見直しが進められておらず、問題がある。（教員に関しては個別研究費の支給額を弾力化するなど、決して大きな差ではないが、教員に対する評価を支給額に反映する仕組みが構築されつつある。）

なお、県立大学もこのような現状には問題があると認識しており、平成 18 年度から平成 23 年度までの「公立大学法人滋賀県立大学中期計画（以下「中期計画」という。）」においては、適正な業績・成果評価のための制度を構築し、業績・成果主義に基づく人事システムを導入するとされている。しかし、未だ設定されていない。

現状は、法人職員が比較的職位の低いものが多く、人事考課による差がまだ出にくい状態であるので、大きな問題は感じないかもしれないが、年を経るごとに法人職員間での優劣も明確になると考えられるため、速やかな給与体系の見直しが必要であると考えます。

③ 県立大学独自の給与体系を構築する際のハードルとしての県派遣職員の存在

職員の給与体系の見直しが進んでいない要因として、県派遣職員の存在がある。

前述の通り、県派遣職員は県からの出向である。このため、県立大学の職員の給与水準と滋賀県の給与水準との間に差があると、県派遣職員と県職員との間で不公平が生じる。県立大学に出向したために、給与が減額となってしまった、あるいは増額になった、という事態が起こりうる。ゆえに、県立大学の職員については人事考課を反映した給与の支給や、滋賀県と異なる給与体系の策定が難しいのである。

④ 県派遣職員の存在というハードルを解消する方法としての給与支給形態

県からの派遣職員を受け入れている以上、大学独自の給与体系の構築は、一見不可能のように思われる。しかし、このハードルについては、県立大学が滋賀県に出向料を支払い、滋賀県が県派遣職員に対して給与を支払うことで解消できると考える。

県派遣職員に対する給与の支払い方法としては、

- i) 派遣元（滋賀県）が支払う方法
- ii) 派遣先（県立大学）が支払う方法

が考えられる。現状は、上記 ii である。

県立大学は、県派遣職員に対する給与の支給形態について ii から i に変更することで、独自の給与体系を構築することができる。実際、民間企業においては、i の出向元が支払うということも行われている。

このようにすれば、法人職員に対しては県立大学独自の給与体系に基づき給与を支給し、県派遣職員については県との派遣契約に基づく派遣料を滋賀県に支払うことになる。県派遣職員に対する支払いを、本人に対する給与という形から、派遣元（滋賀県）に対する派遣料という形に変更することで、滋賀県の給与体系にとらわれず、県

立大学独自の給与体系を構築することが可能になる。

そうすれば県立大学は、独自の給与体系に基づいて法人職員を採用するか、県派遣職員を採用して所定の派遣料を滋賀県に支払うか、を自らの判断で合理的に決定することができ、経営の自由度が増す。県立大学としては、法人職員を採用するか、県派遣職員を活用するか、個々人の能力・給与水準・派遣料を比較衡量しながら、いずれを採用するか決定するのである。このように競争原理が働くことで効果的かつ効率的な人件費の活用が実現すると考える。

そもそも、公立大学法人化の大きなメリットのひとつが、法人が独自に給与体系を構築できることにあるにもかかわらず、滋賀県と同様の給与体系を採用していることが法人化の趣旨に反する。また、退職金の支給は出向元が全額負担することになっていることも、給与支給形態が ii よりもむしろ i の方が適合していることを示している。

滋賀県と同様、他の公立大学法人もそれぞれの母体となる地方自治体の給与体系に準じているケースが多いが、本来は、学生納付金収益、受託研究等収益、寄附金収益、補助金等収益等の独自の収入に見合った給与体系にしていくことが必要である。

ただし、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律によれば、原則として地方自治体は、「派遣職員には、その職員派遣の期間中、給与を支給しない」（第 6 条）とされている。例外的に「派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共団体の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であってその実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、条例で定めるところにより、給与を支給することができる。」（同条 2 項）とされているが、地方自治体から県派遣職員への直接の給与支給について明らかに可能であるとは言えない。

(2) 運営費交付金の算定方法についての見直し

前項の課題とも関連する課題が、運営費交付金の算定方法である。運営費交付金は、用途が特定されないものであるが、その算定の際には、人件費、教育経費、研究経費、教育研究支援経費、一般管理費等の前年度当初予算額がベースとなっている。

県立大学は、独自の法人格を持った法人であり、理事長をはじめとした教職員による経営体である。このような経営体が、上記のような運営費交付金の算定方法を前にしたときにどのような経営判断に至るだろうか。

端的に言えば、業務を効率化し、人件費、教育経費、研究経費、教育研究支援経費、一般管理費等を削減し剰余金が出た場合は、経営努力が認められ目的積立金として翌年度以降に活用が可能となるが、他方で、翌年度の運営費交付金が削減される可能性があるため、効率化に対するインセンティブが十分とはいえない。例えば、民間企業であればどうだろうか。売上高を所与とするならば、原価削減、経費削減により、企業の利益が増加する。この増加した利益は、一部は従業員の賞与に反映されるだろうし、翌年以降のための戦略的な投資に活用することもできる。

ところが、県立大学の今の運営費交付金の算定方法では、人件費・経費等の効率化により収支が改善したところで、教職員に対するフィードバックがない。それどころか、翌年以降の運営費交付金が削減される可能性があり、そうなれば既存の教職員がいつそう忙しくなってしまうというネガティブ・フィードバックが行われることになる。

県立大学が公立大学法人として自由度の高い経営を行うためには、このような運営費交付金の算定方法は不合理ではなかろうか。例えば、同種同規模の公立大学や国立大学、私立大学の平均値をもとに運営費交付金を算定するといった方法を検討すべきである。(例:同種同規模の公立大学であれば、学生1人当たり人件費は〇〇円である。県立大学の学生数は〇〇人であるから、標準的には人件費が〇〇円かかるはずである。したがって、〇〇円の運営費交付金を交付する。)

このように法人運営の重要な財源である運営費交付金の算定方法について見直しを行わない限り、理事長を中心とした自律的な公立大学法人運営は実現できないのではないか。

なお、今の公立大学法人制度においては、毎年の利益のうち、翌期以降の戦略的投資に活用してよいと滋賀県から認められたものは「目的積立金」として積み立てられ、そうでないものは「積立金」として留保される。県立大学の第1期中期計画期間中の利益や目的積立金、積立金の繰り入れ状況は下表のとおりである。

第1期中期計画期間中の収支の状況

| | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 |
|-------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------------|
| 目的積立金繰入 | — | 141,648,445 | 208,666,552 | 112,106,125 | 173,955,517 | 125,972,606 |
| 積立金繰入 | — | — | — | 21,811,865 | 68,816,489 | 26,937,715 |
| 目的積立金取崩(目的) | — | — | 82,277,995 | 86,942,123 | 70,449,609 | 92,128,334 |
| 当期総利益 | 141,648,445 | 208,666,552 | 133,917,990 | 242,772,006 | 152,910,321 | 242,951,198 |
| 期末利益剰余金 | 141,648,445 | 350,314,997 | 401,954,992 | 557,784,875 | 640,245,587 | 791,068,451 |
| 【内訳】 | | | | | | |
| 期末目的積立金 | — | 141,648,445 | 268,037,002 | 293,201,004 | 396,706,912 | 430,551,184 |
| 期末積立金 | — | — | — | 21,811,865 | 90,628,354 | 117,566,069 |
| 期末当期未処分利益 | 141,648,445 | 208,666,552 | 133,917,990 | 242,772,006 | 152,910,321 | 242,951,198 |
| 運営費交付金 | 2,787,559,349 | 2,735,658,093 | 2,592,430,656 | 2,473,135,089 | 2,402,332,276 | 2,306,417,579 |

第1期中期計画期間6年間の当期総利益を合計すると11億2286万円になる。年々、運営費交付金が削減されるなかでも、自助努力によりこれだけの当期総利益を生み出してきている。

民間の営利企業であれば、ここから従業員に対する賞与を支給し、あるいは株主に配当を行い、さらに翌期以降のための投資に活用するであろう。しかし、先述のとおり公立大学法人の場合は、この当期総利益のうち、自助努力によるもの等は目的積立金として積み立て、将来使用することが認められるのに対し、例えば予定していた支出のうち予算を執行できなかったものについては(目的のない)積立金として留保す

ることとなる。

6年間が経過した時点で合計7億9107万円の内部留保があった。このうち5億6395万円は目的積立金相当と認められ、2期目の中期計画期間の教育研究活動の向上のための経費として、新たな講義棟の建設等に使用されることになった。そして、残りの2億2711万円については滋賀県に返還することとなった。運営費交付金の範囲内でうまくやりくりした結果の当期総利益が、このように翌中期計画期間の戦略的投資に充当されることは、大学運営を効率化する重要なインセンティブである。

今後は、効率的に運営した結果として運営費交付金が削減されることのないような運営費交付金の算定方法を検討するとともに、効率的に運営した結果の当期総利益を教職員の賞与等としてフィードバックする方法の検討を含めて、教職員のモチベーションを維持・向上できるような仕組みとしていくべきである。

(3) 事務局職員の法人職員化のさらなる推進

県立大学の業務内容は、大学運営に直接関連する独特の事務・管理業務が大半であり、専門性・熟練性が要求されるとともに長期的に業務に関わっていくことが効率性の追求にも繋がる。

主な業務は、所管事務の総括、情報公開、施設管理、広報、教職員の任免・給与・労務管理・福利厚生、収納管理、予算・執行、教授会等の会議の総括、学生募集・入試・授業編成等、図書館業務の管理・運営、職員の人事・サービス、予算・決算・契約に関する業務等である。いずれも、効果的・効率的に大学の運営管理業務を実施していくためには、職員に、専門性、熟練性、継続性が求められる。

職員の独自採用等、専門職の育成による事務部門の機能の強化については、毎年、法人職員を2名程度採用している。このスピードを速め、遅くとも次の中期計画期間には法人職員が職員の大半を占めるような組織づくりを検討すべきである。県立大学は、必要な人材を県派遣職員に頼る必要はなく、ときにはヘッドハンティングするなどして集めればよい。滋賀県の人口が減少するなど外部環境が悪化してから専門性の高い人材を育成するのでは対応が後手に回ってしまう。

現状は、事務部門を県派遣職員が占め、その人事は滋賀県が実権を有している。ま

た、主要な役職者は滋賀県からの出向者が占めている。また、勤務条件は滋賀県に準ずることとなっており、独自の人件費の削減もできず、業績を向上させても、給与に還元できず、インセンティブが働かない仕組みとなっており、法人の独自性を発揮できる効率的な体制とはなっていない。雇用形態も給与も独自に決定しやすい法人職員化を進めていくべきである。

県立大学の設置者が滋賀県であるので、その意向を反映するためには重要なポストである人事・財務等に県派遣職員が必要という考え方があるかもしれない。しかし、設置者である滋賀県の意向を県立大学の運営に反映するためのガバナンスについては、理事長の任命権限のほか、経営協議会、教育研究評議会という組織が県立大学内に設けられており、これらの機関を活用する形でのガバナンスこそが、公立大学法人制度の想定しているところである。

むしろ、本来、専門性が求められる職員を、県派遣職員でローテーションすることは、大学運営を非効率にするだけでなく、大学の自由度の拡大と運営の透明性を重視していくという公立大学法人制度の導入趣旨と相反しかねない。

5.2 県立看護師等養成所の人件費について

5.2.1 県立看護師等養成所の人件費の現況

総合保健専門学校、看護専門学校はともに看護師を養成する3年課程を主として行っており性格が似ているため、両者の人件費について総合的に検討する。ただし、1人当たり人件費については滋賀県の基準に従い定められるものであるため、対象外とし、教員数が妥当であるかどうかを検討対象とする。

(1) 教員数に関する規制

教員数を何人とするかについては、学生定員数をベースにして、学校教育法等に基づき最低教員数が定められている。

学校教育法 129 条

専修学校には、校長および相当数の教員を置かねばならない。

すなわち、総合保健専門学校、看護専門学校は学校教育法上の専修学校に該当するから、それぞれに校長および相当数の教員を置かなければならない。

また、保健師助産師看護師学校養成所指定規則においては、次のとおり定められている。

保健師助産師看護師学校養成所指定規則第4条第1項4号

別表三に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち8人以上は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち1人は教務に関する主任者であること。

すなわち、総合保健専門学校と看護学校それぞれに8人以上の看護師を専任教員とし、なおかつ、そのうち1人は教務主任でなければならない。

また、看護師等養成所の運営に関する指導要領においては、学生数に応じた専任教員数が定められている。

看護師等養成所の運営に関する指導要領

第4 教員に関する事項

第4-1 専任教員及び教務主任

(7) 専任教員は、看護師養成所では、3年課程にあつては8人以上確保すること。

(8) 専任教員は、看護師養成所3年課程にあつては、学生総定員が120人を超える場合には、学生が30人を増すごとに1人増員すること。

ここでいう学生総定員は、各学年の定員数の合計を指している。

(2) 学生の定員数

それでは学生の定員数はどのようになっているだろうか。

県立看護師等養成所の学生の定員数と教員数

| | 各学年定員数 | 学校全体定員数 | 必要専任教員数 | 実際専任教員数 |
|----------|--------|---------|---------|---------|
| 総合保健専門学校 | 120人 | 360人 | 16人 | 16人 |
| 看護専門学校 | 80人 | 240人 | 12人 | 12人 |

実際の専任教員数は、学生の定員数に応じて算出される必要専任教員数と同じになっている。つまり、学校教育法等により求められる最低数の教員数となっている。

このようにしてみると、非常に効率的な運営がなされているように見受けられるが、入学者数はどうだろうか。

県立看護師等養成所の入学者数

| | 各学年定員数 | 平成24年度入学者数 | 平成25年度入学者数 | 平成26年度入学者数 |
|----------|--------|------------|------------|------------|
| 総合保健専門学校 | 120人 | 81人 | 80人 | 79人 |
| 看護専門学校 | 80人 | 68人 | 66人 | 63人 |
| 合計 | 200人 | 149人 | 146人 | 142人 |

上表の通り、総合保健専門学校、看護専門学校ともに入学者数が定員数を割り込んでいるおり、特に総合保健専門学校は1クラス（40名）相当の人数にもなる。1クラス分40名の定員削減を行うことも可能である。

(3) 滋賀県全体の定員数と在籍生徒数

このように、総合保健専門学校だけを見れば、定員数を1クラス分削減することも十分可能であると思われるが、滋賀県全体では、定員数と入学者数の関係はどのようになっているだろうか。

滋賀県の看護師養成所（3年課程）の1学年定員数は520名であるのに対し、入学者数は455名に過ぎず、65名の欠員となっている。そうであるならば、総合保健専門学校において1クラス40名の定員を削減したとしても、滋賀県全体で見たときの定員の余裕は十分ある。

5.2.2 発見された課題

(1) 学生数が定員を大きく割り込んでいる

総合保健専門学校は、守山市にある。これに対し、県立看護専門学校は、長浜市にある。近郊の競合校の状況を見ると、下表のとおりである。

滋賀県内の3年課程の看護師等養成所

| 名称 | 地域 | 所在地 | 募集 定員数 | H25 入学者数 | 過不足 |
|----------------|-----|-----------------|-----------|-------------|-----|
| 県立看護専門学校 | 湖北 | 長浜市八幡東町 525-1 | 80 | 66 | △14 |
| 近江八幡市立看護専門学校 | 東近江 | 近江八幡市江頭町 983 | 40 | 38 | △2 |
| 甲賀看護専門学校 | 甲賀 | 甲賀市水口町北内貴 280-2 | 40 | 40 | 0 |
| 県立総合保健専門学校 | 湖南 | 守山市守山 5丁目 4-10 | 120 | 80 | △40 |
| 滋賀県済生会看護専門学校 | | 栗東市大橋 3丁目 4-5 | 40 | 39 | △1 |
| 草津看護専門学校 | | 草津市矢橋町 1824 | 40 | 40 | 0 |
| 大津赤十字看護専門学校 | 大津 | 大津市小関町 5-23 | 40 | 33 | △7 |
| 大津市民病院附属看護専門学校 | | 大津市石場 10-53 | 40 | 40 | 0 |
| 滋賀県堅田看護専門学校 | | 大津市真野 1丁目 12-30 | 50 | 49 | △1 |
| 華頂看護専門学校 | | 大津市大萱 7丁目 7-2 | 30 | 30 | 0 |
| 合計 | | | 520 | 455 | △65 |

このように県全体で見ても、定員数に対して入学者数が65人も少なくなっており、総合保健専門学校の定員数を削減しても問題ないと考えられる。仮に各学年40人の定員数削減とすると、総合保健専門学校全体では120人の定員削減となり、教員数に直すと4人の人件費削減が可能となる。

また、総合保健専門学校の入学者数80人を他の学校に入学させた場合、15人を残して他の学校に入学可能である。看護師志望者の4年制大学志向が強まっており、なおかつ京都市内などでも看護師を養成する学部が新設されているという外部環境である。総合保健専門学校を廃止することも、選択肢のひとつとして検討可能であると考えられる。

(2) 総合保健専門学校、看護専門学校の共通化による運営効率の改善

総合保健専門学校は湖南にあり最寄り駅はJR守山、看護専門学校は湖北にあり最寄り駅はJR長浜である。両者はJR新快速電車で約45分離れている。ところが、生徒の中には、湖南に住んでいるのに近隣の総合保健専門学校に通わず湖北にある看護専門

学校に通う者がおり、逆に湖北に住んでいるのに近隣の看護専門学校に通わず湖南にある総合保健専門学校に通う者がいる。

総合保健専門学校と看護専門学校、いずれも看護師を養成することが主目的の学校であり、いずれも滋賀県が運営する学校なのであるから、このような生徒の時間的ロスを解消する方法はないだろうか。

例えば、入学試験を共通化し試験合格者は、自らの住所地も踏まえて、総合保健専門学校と看護専門学校のいずれか好きな方の学校を選択するような受験制度の採用が考えられる。

現状では、滋賀県立看護専門学校の入試は一般入試（平成27年1月21日）、社会人入試（平成26年11月14日）、推薦入試（平成26年11月14日）であり、総合保健専門学校は一般入試（平成27年1月9日）、社会人入試（平成26年11月18日）、推薦入試（平成26年11月18日）とそれぞれ別日程であり、それぞれ別個に入試問題を作成し、採点している。入学試験を共通化することで、生徒の移動ロスを解消できるだけでなく、学校側も入試問題の作成や選考プロセスなどを省力化することができる。

さらには、学校自体を統一し、滋賀県看護師養成専門学校・守山校・長浜校という形でさらに効率化した運営も検討の価値がある。

5.3 農業大学校の人件費について

5.3.1 農業大学校の人件費の現状

現状の人員体制は、校長1名、副校長1名、教務担当9名（うち7名は教員、2名は実習担当と運転技能）、庁舎管理1名、講師（非常勤嘱託）3名、農場実習指導員2名、事務補助1名、就農科の実習補助1名、校医1名、合計20名である。これらの教職員に対する人件費が、平成25年度で77,380,057円になる。

「平成25年度農業大学校等職員の設置状況（全国農業大学校等の概要）」によると、東海・近畿地域の農業大学校9校の比較では、滋賀県の農業大学校の教員一人当たりの学生数は8.0人（＝在籍生徒数56人÷教員数7人）（他8校の平均は4.8人）で、他の農業大学校と比較すると教員一人当たりの学生数は多くなっている。（教員7人の内訳は、専門員4.5人、主任主査1.5人、主査1人）

しかし、実習担当の技師 2 人や、講師 3 人、農場実習指導員 2 人も合わせると教育に携わる者は 14 人となり、教員一人当たりの学生数は、4.0 人となる。

(在籍生徒数 56 名は、平成 24 年度養成科入学者数 20 人、平成 25 年度養成科入学者数 20 人、平成 25 年度就農科入学者 16 人を合計している。)

また、平成 24 年度入学者及び平成 25 年度入学者の 2 年次の専攻別学生数を合計すると下記の通りとなる。(1 名退学しているため、合計 39 名となっている。)

作物専攻：A 生徒 10 名

野菜専攻：B 生徒 11 名

花き専攻：C 生徒 6 名

果樹専攻：D 生徒 7 名

畜産専攻：E 生徒 4 名

茶専攻：F 生徒 1 名

合計 生徒 39 名

5.3.2 発見された課題

(1) 学生数が少なく、教員一人当たり学生数が少ない

教員一人当たり学生数について、他府県と比較したときにはその人数が多く効率的な運営が行われているようにも見受けられる。しかし、実態を見れば、そうとも言い切れない。というのも、6 つあるコースそれぞれに教員がおり、各コースの生徒数が僅かだからである。農業大学校全体として定員が充足されていない状況であるにも関わらず、コース数は 6 つと多い。例えば京都の農業大学校においては 2 コースしかない。

専修学校設置基準 17 条によれば、「生徒定員 80 名までは最低 3 人、半数以上は専任(最低 3 人)」の教員を配置しなければならないとされる。ここで、農業大学校の定員を見ると、養成科は各学年定員 30 名で、2 学年あるから、2 学年合計すると 60 名の定員である。また、就農科は定員 10 名で修業年限は 1 年である。したがって、農業大学校全体で 70 名の定員である。よって、専修学校設置基準にしたがって農業大学校に最低限配置しなければならない教員数は 3 名である。

ところが実際には、専任教員 7 名に、校長 1 名、副校長 1 名、教務担当 2 名、その

他にも非常勤嘱託を配置するなど、3名を大幅に上回る人数が配置されている。さらに、現実の在籍生徒数は定員数を下回っており、例えば平成25年度であれば、1年次20名、2年次20名、就農科16名の合計56名に過ぎず、定員の70名を大きく割り込んでいる。

もちろん、専修学校設置基準は最低限配置すべき教員数を示しているだけであって、それをいくら上回ろうとも、設置基準上問題があるわけではない。しかし、効率的な予算執行の観点からは疑問を感じざるを得ない。教員は、農業技術振興センターの他の業務に従事するわけでもなく、過大配置ではなかろうか。

次に示すように、定員数の増加も含めた生徒数の大幅な増加を実現すべきである。それが実現できないのであれば、各コース当たりの生徒数も少ないため、コース数の削減を通して、教員数の削減を図るべきである。(コースの削減に関しては、「第3 1.4 監査の結果」を参照願いたい)

(2) 学生数増加のための取組み

上記の通り、現状の学生数は定員数を大きく下回っている。生徒数の増加により充足を図らなければならない。さらには現在の教員数を前提とするなら、定員数増加について検討すべきである。

その際に効果を発揮すると考えられるのが青年就農給付金の活用である。青年就農給付金とは、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間(2年以内)及び経営が不安定な就農直後(5年以内)の所得を確保する給付金であり、農林水産省が所管している。

青年就農給付金は、準備型(都道府県が認める道府県農業大学校や先進農家・先進農業法人等で研修を受ける就農者に、最長2年間、年間150万円を給付)と経営開始型(新規就農される方に、農業を始めてから経営が安定するまで最長5年間、年間150万円を給付)がある。いずれも、農業大学校を卒業し、就農する者に適した給付金であり、これを活用することで、学生は給付金を受給しながら農業大学校で農業を学ぶことができる。

滋賀県において青年就農給付金事業の平成25年度給付実績は、準備型15名、経営

開始型 37 名である。このうち、在學生で使用しているのは、就農科も含めて学生 56 名中 11 名に過ぎない。生徒募集において、青年就農給付金事業の存在を周知することで、大幅な生徒数の増加を図ることができるのではないだろうか。今後の取り組みを期待したい。

5.4 監査の結果

5.4.1 指摘事項

(1) [県立看護師等養成所] 入学者数が定員を大きく割り込んでいる

総合保健専門学校、看護専門学校ともに入学者数が慢性的に定員割れしている。特に総合保健専門学校においては 1 クラス分相当の定員割れを起こしている。実習先の確保、学生の受入れ実態を考慮して定員数を削減するとともに、それに応じた適正な教員数の配置を検討すべきである。

また今後、現状よりもさらに県立看護師等養成所への入学者数が減少するようであれば、県立看護師等養成所のあり方を再検討しなければならない。

(「第 3 1.4 監査の結果 「1.4.1 指摘事項」の「(4) [総合保健専門学校] 募集定員」及び「(5) [看護専門学校] 入学者」を参照願いたい。)

5.4.2 意見

(1) [県立大学] インセンティブが働くような法人独自の給与体系が未だ確立されていない

公立大学法人として滋賀県の直営を離れ、独自性を発揮するだけの素地が用意されている。県立大学の支出の半分以上を占める人件費の執行についても、単に滋賀県と同じ給与体系に従い執行するだけでは、人件費の効率的・効果的な運用という観点から不十分である。

特に現状では、人事評価に応じた給与・賞与額の変動を実施しておらず、全職員が毎年一定の号数だけ昇給し、賞与も横並びで支給されている。これは著しく教職員のインセンティブを損なうものであり、人事評価の結果を給与や賞与に反映するような仕組みづくりを行うことが望ましい。

(2) 〔県立大学〕 運営費交付金の算定方法の見直し

運営費交付金は、前年度当初予算の人件費、教育経費、研究経費、教育研究支援経費、一般管理費等をもとに算出されているため、理事長はじめ教職員のコスト削減等のインセンティブが働きにくい。

インセンティブが働くような運営費交付金の算定方法への変更も含めて、毎年の利益を翌年以降の戦略的投資や教職員の賞与等へのフィードバックなどに活用できるように検討すべきである。

(3) 〔県立大学〕 事務局職員の法人職員化のさらなる推進

事務局職員の法人職員化は、年に 2 名のペースで毎年着実に進められている。しかし、法人化されてはや 8 年が経過している。外部人材の登用も含めて法人職員化をさらに進め、専門性の高い人材の育成をよりいっそう進めることを検討すべきである。

今後、滋賀県の人口が減少するなど外部環境が悪化してから専門性の高い人材を育成するのでは対応が後手に回ってしまう。今のうちに、職員の法人職員化を迅速に進める方が良い。

(4) 〔農業大学校〕 学生数増加のための取組みが必要

生徒数充足のための取組みが不足しているのではないか。青年就農給付金の周知、活用の促進などを通して、定員充足さらには定員数増加のためのいっそうの取組みを期待したい。

(「第 3 1.4 監査の結果 「1.4.1 指摘事項」の「(6) 〔農業大学校〕 募集定員」を参照願いたい。)

6 契約関係について

6.1 契約方法の概要

地方自治法は、地方公共団体の売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札を原則とし、例外として政令で定める場合に該当するときに限り、指名競争入札、随意契約によることができると定めている。

6.1.1 一般競争入札

公告により一定の資格を有する不特定多数の参加を求め、入札の方法により競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方法である。

地方公共団体の契約締結方法の原則である。(地方自治法第 234 条)

(1) 長所

- ①相手先選定における公正性と機会均等性の確保。
- ②不特定多数の参加による競争による利益の確保。

(2) 短所

- ①不信用、不誠実な者が入札に参加するおそれがある。
- ②確実に契約が履行されるかの確に把握できない。
- ③契約担当者の事務上の負担が大きく、経費も増加する。

6.1.2 指名競争入札、

資力、信用その他について適切と認める特定多数の者を指名し、入札の方法により競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方法である。

政令で定める所定の場合に限る。(地方自治法施行令第 167 条)

(1) 長所

- ①一般競争入札に比べて不信用、不誠実な者を排除することができる。
- ②一般競争入札に比べて入札手続が簡便である。

(2) 短所

- ①指名する者の範囲が固定化するおそれがある。
- ②談合が容易といわれる。

(3) 指名競争入札によることができる場合

地方自治法施行令第 167 条は、次の各号に掲げる場合とすると定めている。

- ①契約の性質・目的が一般競争入札に適しない契約をするとき。
- ②契約の性質・目的により入札に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- ③一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(4) 入札者の指名数の定め

指名競争入札を行うときは、参加資格者のうちから入札に参加させようとする者を 5 人以上指名しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、5 人未満とすることができる。(滋賀県財務規則第 215 条第 1 項)

6.1.3 随意契約

競争入札の方法によらないで、見積合せ等により、任意に特定の者を選んで契約を締結する契約方法である。

政令で定める所定の場合に限る。(地方自治法施行令第 167 条の 2)

また、随意契約によろうとするときは、見積に必要な事項を示して、原則として 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。(滋賀県財務規則第 220 条第 1 項)

(1) 長所

- ①競争に付する手間を省略し、手続が簡略であり経費の負担が少ない。
- ②信用、能力のある者を任意に選定することができる。

(2) 短所

運用を誤ると、相手方選定における公正さを欠くことになり、不正を招くこともある。

(3) 随意契約によることができる場合

地方自治法施行令第 167 条の 2 は、次の各号に掲げる場合とすると定めている。

- ①契約の予定価格が地方公共団体の規則(滋賀県財務規則第 219 条第 1 項各号)で定める額を超えない契約をするとき。

i) 工事または製造の請負 250 万円

- ii) 財産の買入れ 160 万円
- iii) 物件の借入れ 80 万円
- iv) 財産の売払い 50 万円
- v) 財産の貸付け 30 万円
- vi) 前各号に掲げるもの以外のもの 100 万円

②性質または目的が競争入札に適しないもの。

滋賀県会計管理局はこの②の類型について、「会計事務の手引き」で以下のように定義しているので参考として記載する。

- i) 法令の規定により相手方が特定されるもの
- ii) 国、地方公共団体を相手方とするもの
- iii) 県が相手方を選定できる余地のないもの（i および ii に該当するものを除く）

(ア)特定の土地・施設等を所有または管理している者と契約する場合

(イ)特殊な技術や技能、資格、権利、実績、経験、設備機器等を要し、他に代替しうる者がいない場合

- iv) プロポーザル等による企画・提案方式により選定された相手方と契約するもの
- v) 県の行為や契約先など契約の内容を秘密にする必要のあるもの
- vi) 県統一価格により契約する場合

③障害者支援施設等で制作された物品の買入れ、障害者支援施設、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約。

④知事の認定した者から新製品として生産された物品を買い入れる契約。

⑤緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

⑥競争入札に付することが不利と認められるとき。

⑦時価に比して著しく有利な価格で契約することができる見込のあるとき。

⑧競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないとき。

⑨落札者が契約を締結しないとき。

(4) 見積徴取を 1 者とする随意契約ができる場合

滋賀県財務規則第 220 条第 1 項は、随意契約による場合は 2 人以上の見積書徴取が原則であるが、契約の性質または目的により次の各号のいずれかに該当する場合は見

積書を徴する者を1人とすることができると定めている。

- ①契約の内容により秘密にする必要があるとき。
- ②契約の目的物が代替性のないものであるとき。
- ③同一の規格および品質の物品で売主により価格が異なるものを購入するとき。
- ④再度の入札に付し落札者が不在の場合において当該入札で最高または最低の価格をもって申込みをした者と契約しようとするとき。
- ⑤緊急の必要により、他の者から見積書を徴するいとまのないとき。
- ⑥分解検査等の後でなければ見積りのできない物品の修繕をするとき。
- ⑦前各号に定めるもののほか、予定価格が10万円を超えない契約をするとき。

6.14 県立大学の契約事務についての定め（規程等）について

県立大学の組織体は、他の3校（総合保健専門学校、看護専門学校、農業大学校）とは異なり、滋賀県という地方自治体に所属しない公立大学法人という地方独立行政法人の組織体であることから、契約事務についても県立大学独自の規則、規程等に従うことになる。

県立大学の契約事務に関する規則等には、会計規則、契約事務取扱規程、研究費等執行マニュアルなどがある。

一般競争入札、指名競争入札については、原則として滋賀県の定めと異なるものはない。異なる定めがあるのは随意契約である。随意契約によることができる場合の少額取引の金額の定め、見積徴取を1者で済ませることが可能な場合の少額取引の金額の定めについての2箇所である。以下の(1)および(2)における下線部分が異なる定めとなっている。

(1) 随意契約によることができる場合

会計規則第30条第1項に規定する随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とすると定められている。（契約事務取扱規程第27条第1項）

- ①契約の性質または目的が競争入札に適しないとき。
- ②緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

- ③競争入札に付することが不利と認められるとき。
- ④時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき。
- ⑤競争入札に付して入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないとき。
- ⑥落札者が契約を締結しないとき。
- ⑦国、地方公共団体、その他公共団体と契約をするとき。
- ⑧外国で契約するとき。
- ⑨契約にかかる予定価格が次に定める額に満たないとき。
 - i) 工事または製造の請負 500 万円
 - ii) その他 250 万円
- ⑩その他随意契約とする特別の事由があるとき。

(2) 見積徴取を1者とする随意契約ができる場合

契約事務取扱規程第30条第1項は、随意契約にしようとするときは、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならないが、次の各号に掲げる場合には、1人の者を見積書をもって代えることができると定めている。

- ①契約の内容により秘密にする必要があるとき。
- ②契約の目的物が代替性のないものであるとき。
- ③同一の規格および品質の物品で売主により価格が異なるものを購入するとき。
- ④再度の入札に付し落札者が不在の場合において当該入札で最高または最低の価格をもって申込みをした者と契約しようとするとき。
- ⑤緊急の必要により、他の者から見積書を徴するいとまのないとき。
- ⑥分解検査等の後でなければ見積りのできない物品の修繕をするとき。
- ⑦前各号に定めるもののほか、予定価格が50万円に満たない契約をするとき。

6.2 監査対象と監査要点

6.2.1 監査対象とした契約

(1) 県立大学

県立大学については、平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 年間における契約金額 50 万円以上の契約件数が 3 年間で 600 件程度となることから、まず 50 万円以上の契約リストを求め、この中から監査人が任意にサンプルした契約を監査対象とした。

また、教員が行う研究費等の支出取引のうち、年間 30 万円以上の奨励金・寄付金を受領した企業等との取引一覧の提出を求め、この中から監査人が必要と認めた教員と企業との契約取引についても監査対象とした。

(2) 総合保健専門学校、看護専門学校、農業大学校の 3 校

県立大学を除く総合保健専門学校、看護専門学校、農業大学校の 3 校については、平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 年間における契約金額 50 万円以上の契約締結一覧の提出をもとめ、工事、役務、物品等の調達全般にわたる契約を監査対象とした。契約一覧へのリストを省略した契約金額 50 万円未満の少額な契約については、原則として監査対象から除外した。

6.2.2 監査要点

そして、各校の契約手続の適正性について、以下の観点から検討を行った。

- ①契約方法（一般競争、指名競争、随意契約）の選択は妥当か
- ②予定価格は適切な積算根拠に基づき算出されているか
- ③入札の事務手続は適正に行われたか（手順、落札者決定に誤りはないか）
- ④随意契約の事務手続は適正におこなわれたか（随意契約理由は妥当であるか、1 者見積の場合の理由は妥当であるか）
- ⑤起案から承認、発注から検収に至るまでの一連の事務手続は、定められた手続に準拠して行われているか。

6.3 県立大学

6.3.1 過去3年間の契約の状況

県立大学の契約状況【図表 6.3.1-1】

| No | 事業名称 | 契約先 | 契約方法 | 契約金額 | 契約期間 | 契約手続の検討 |
|----|--------------------------|-----------------------------|--------------------------|--------------------|--------------------|--|
| 1 | 業務用サーバーリース料金 | リコーリース(株) | 一般競争入札 | 8,379,000 (各年) | 22/3～27/3 (5年間) | 1者入札 |
| 2 | 情報処理教育システム 及びCALLシステム | NTTファイナンス (株) | 一般競争入札 (総合評価) | 52,694,460 (各年) | 22/3～27/3 (5年間) | 2者入札 |
| 3 | 大学情報ネットワーク システム | NTTファイナンス (株) | 一般競争入札 (総合評価) | 33,691,140 (各年) | 22/3～27/3 (6年間) | 2者入札 |
| 4 | 学舎警備業務 | (株)テクノス総合 メンテナンス サービス | 一般競争入札 (最低制限 価格あり) | 13,019,580 (各年) | 24/4～26/3 (2年間) | 11者入札 |
| 5 | 学舎清掃業務委託 | (株)関西シーケンス 管理 | 一般競争入札 (最低制限 価格あり) | 12,857,250 (各年) | 24/4～26/3 (2年間) | 3者入札 |
| 6 | 電気設備等保守管理業務 | (株)ナショナル メンテナンス | 指名競争入札 | 72,450,000 (各年) | 24/4～26/3 (2年間) | 6者入札 契規第22条第1項第1号 |
| 7 | 共通講義棟A7棟・同窓 会館建設工事 | 秋村・大橋・乾 建設工事共同 企業体 | 一般競争入札 (総合評価) | 243,337,500 | 23/12～25/2 | 11者入札 |
| 8 | 植栽等維持管理業務委託 | 上喜造園 | 指名競争入札 | 6,242,250 | 25/5～26/3 | 9者入札 契規第22条第1項第1号 |
| 9 | 図書館除湿機更新工事 | (有)永設備設計 | 一般競争入札 | 6,814,500 | 25/2～25/3 | 17者入札 |
| 10 | 駐輪場建設工事 | (株)サンリツ産業 | 一般競争入札 | 15,330,000 | 25/2～25/4 | 10者入札 |
| 11 | 第2期駐輪場建設工事 | (株)ウメテツ建設 | 一般競争入札 | 15,645,000 | 26/1～26/3 | 4者入札 |
| 12 | 和田宿舎改修工事 | 小出建設(株) | 指名競争入札 (最低制限 価格あり) | 11,550,000 | 24/1～24/3 | 8者指名、6者入札 契規第22条第1項第1号 |
| 13 | 和田宿舎改修工事 落札取消損害金 | 森田工務店 | | 989,000 | 24/1 | |
| 14 | 学舎設備台帳作成業務 委託 | (株)ナショナル メンテナンス | 随意契約 (1者見積) | 3,612,000 | 24/12～25/3 | 他に代替しうる者なし 契規第27条第1項第1号 契規第30条第1項第2号 |
| 15 | 環境管理センター 運転等管理業務 | 水道機工(株) | 随意契約 (1者見積) | 9,292,500 | 25/4～26/3 | 他に代替しうる者なし 契規第27条第1項第1号 契規第30条第1項第2号 |
| 16 | 空調等設備自動制御 機器更新工事 | アズビル(株) | 随意契約 (1者見積) | 49,980,000 | 25/11～26/3 | 他に代替しうる者なし 契規第27条第1項第1号 契規第30条第1項第2号 |

県立大学の契約状況【図表 6.3.1-2】

| N o | 事業名称 | 契約先 | 契約方法 | 契約金額 | 契約期間 | 契約手続の検討 |
|-----|------------------------------|----------------------------|--------------------------|------------|-------------|---|
| 17 | 動物実験室間仕切設置に伴う改修工事費 | ㈱伊藤組 | 随意契約 500万以下 | 1,354,500 | 25/1～25/3 | 見積合せ 2者 契規第27条第1項第9号(ア) |
| 18 | 平田職員宿舍シロアリ駆除に伴う内装工事 | ㈱伊藤組 | 随意契約 (1者見積) 500万以下 | 2,940,000 | 25/11～25/12 | 緊急の必要性等あり 契規第27条第1項第9号(ア) 契規第30条第1項第5号、6号 |
| 19 | C O棟会議室内修繕 | ㈱伊藤組 | 随意契約 500万以下 | 1,107,750 | 25/10～25/11 | 見積合せ 2者 契規第27条第1項第9号(ア) |
| 20 | 国際動向調査分析委託 | Lead I nnovation センター㈱ | 随意契約 500万以下 | 729,750 | 25年度 | 見積合せ 3者依頼 契規第27条第1項第9号(ア) |
| 21 | 硬さ試験機 | ㈱エリオニクス | 随意契約 (1者見積) | 8,400,000 | 23年度 | 他に代替しうる者なし 契規第27条第1項第10号 契規第30条第1項第2号 |
| 22 | ロボットシステム | 丸文㈱ | 随意契約 (1者見積) | 11,550,000 | 23年度 | 他に代替しうる者なし 契規第27条第1項第10号 契規第30条第1項第2号 |
| 23 | ターボ分子ポンプ式真空蒸着装置 | ㈱京都タカオシン | 随意契約 (1者見積) | 5,700,000 | 23年度 | 他に代替しうる者なし 契規第27条第1項第10号 契規第30条第1項第2号 |
| 24 | 走査電子顕微鏡システム | ㈱日立ハイテク ノロジーズ | 随意契約 (1者見積) | 14,994,000 | 23年度 | 他に代替しうる者なし 契規第27条第1項第10号 契規第30条第1項第2号 |
| 25 | 超高精度三次元測定機 | パナソニックF S エンジニアニング ㈱ | 随意契約 (1者見積) | 33,199,950 | 23年度 | 他に代替しうる者なし 契規第27条第1項第10号 契規第30条第1項第2号 |
| 26 | 光学設計用ソフトウェア | ㈱オプトデザイン | 随意契約 (1者見積) | 2,100,000 | 23年度 | 他に代替しうる者なし 契規第27条第1項第10号 契規第30条第1項第2号 |
| 27 | デスク (24台) ほか | ㈱タニグチ オフィスシステム | 随意契約 250万以下 | 1,508,285 | 23年度 | 見積合せ 3者 契規第27条第1項第9号(イ) |
| 28 | 超精密射出成形機 | 東芝機械㈱ | 随意契約 (1者見積) | 16,506,000 | 24年度 | 他に代替しうる者なし 契規第27条第1項第10号 契規第30条第1項第2号 |
| 29 | J NM-L A核磁気共鳴装置制御用コンピュータシステム | ㈱JOEL RESONANCE | 随意契約 (1者見積) | 5,250,000 | 24年度 | 他に代替しうる者なし 契規第27条第1項第10号 契規第30条第1項第2号 |
| 30 | トレーニング機器 | テクノジム・ ジャパン㈱ | 随意契約 250万以下 | 1,792,560 | 25年度 | 見積合せ 4者 契規第27条第1項第9号(イ) |
| 31 | 職員用ノートパソコン | ㈱タニグチ オフィスシステム | 随意契約 250万以下 | 1,397,392 | 25年度 | 見積合せ 3者 契規第27条第1項第9号(イ) |
| 32 | 教育機器 | ㈱タニグチ オフィスシステム | 随意契約 250万以下 | 533,190 | 25年度 | 見積合せ 3者 契規第27条第1項第9号(イ) |
| 33 | 原子吸光分析装置 | 和研薬㈱ | 指名競争入札 | 8,515,500 | 25年度 | 2者入札 契規第22条第1項第1号 |

(注) 図表中の略字

契規：滋賀県立大学契約事務取扱規程

6.3.2 契約手続の適正性の検討

(1) No13 : 和田宿舎改修工事落札取消損害金 989,000 円についての検討

① 損害賠償金支出の根拠

平成 23 年 9 月 28 日に和田宿舎改修工事の指名競争入札（8 者指名、4 者入札）を行い落札業者を決定したが、その後大学側の入札手続きにおいて不備があったことが判明し、10 月 14 日に当該業者の落札決定の取消しを行った。

しかしながら、業者は、落札決定通知書および契約書書式の交付を受け、工期が契約締結予定日であった 9 月 30 日（金）から 12 月 20 日までと短期間であったため、落札者の取消しを行った 10 月 14 日（金）までの間、仮設工事にとりかかるとともに解体工事の準備も行い、また工程上早期に必要な木材の発注も済ませていた。このため、落札の取り消しにより損害が発生しており、実費相当分の賠償金の支払いが必要となった。

建設工事請負契約約款第 45 条において、「甲（大学）は、契約を解除したことにより乙（請負者）に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。」と規定しており、今回の場合は契約書の送達が 10 月 3 日であったものの、9 月 30 日工事着手とした落札決定通知書および 9 月 30 日付けで同日着手の契約書を交付していることから、実質的には 9 月 30 日で契約締結していると解さざるを得ず、この規定に基づき支出することとした。

② 契約手続きの対応と顛末

大学の報告によれば契約手続きの対応と顛末は以下のとおりである。

| | |
|-------------|---|
| 9 月 14 日（水） | 入札通知書および設計図書（設計図面、 <u>参考数量表</u> ）を指名業者に郵送。 |
| 9 月 28 日（水） | 入札、落札決定通知書を郵送（工事期間 9 月 30 日着手と明示）。 |
| 10 月 3 日（月） | 業者が契約書（契約日 9 月 30 日付）を取りに来学。 |
| 10 月 7 日（金） | 午後、建築担当者と業者で現地事前打ち合わせ。 その際、業者から本来入っているはずのユニットバス、洗面台はどうするかとの問い合わせがあり、業者が持っていた送付済みの参 |

| | |
|--|---|
| <p>10月10日(祝)</p> | <p><u>考数量表を確認したところ、ページに抜けがあった。</u>建築担当者はその後、大学に戻り、参考数量表と図面をチェックし、雑工事のほか、建具工事部分の完全抜けも判明した。</p> <p>建築担当者から10月7日に連絡を受けた事務担当者が、<u>業者の入札書、積算内訳書および設計書の内容を金額面でチェックし、雑工事、建具工事のほか、内装工事、解体工事等において設計額を大幅に下回る業者の過少積算が判明。</u></p> |
| <p>10月11日(火)</p> | <p>建築担当者が休みで事務担当者との担当レベルでの確認ができず、また、業者に積算の確認をしようとしたが連絡着かず。</p> |
| <p>10月12日(水)</p> | <p>朝、担当レベルで協議し、原因が大学側のコピーミスにあると推定されることから、事務担当者がグループ統括に報告、その後、副理事長、次長に報告、協議。</p> <p>午後3時頃に業者来学し、業者に積算内訳書の過少積算を指摘。積算内容を大学との間で確認するよう伝える。</p> |
| <p>10月13日(木)</p> | <p>協議の結果、参考数量表のコピー時の頁漏れによる過少積算であると確認し、大学のミスを認め、明日業者への落札決定の取り消しと謝罪を行い、記者提供により公表することを決定し、理事長の了解を得る。</p> |
| <p>10月14日(金)</p> <p>ミスの原因：</p> <p>今後の対策：</p> | <p>業者に取り消しに伴う損害の実費相当分の支払いを伝え、記者資料提供による公表を行う。</p> <p>設計図書を送付する際の、書類のチェックもれ。</p> <p>送付する際、複数職員による書類のチェックを行うことを徹底する。また、対外的に影響を及ぼすような事象については、確認段階であっても一報するなど、報告を速やかに行う。</p> |

③ 対応に対する指摘事項

i) 入札関係書類のダブルチェック体制の整備

入札発注に係る参考数量表の抜け落ちに起因する落札決定の取り消しとそれに伴う

損害賠償金の支出事案が発生していた。この原因は、設計図面に瑕疵はなかったものの、参考数量表をコピーする際に一部のページにコピー漏れが発生していたことを気付かずに入札したことによるものである。落札業者と契約後、業者から指摘を受け、落札決定を取り消し、既に仮設工事や部材の発注を済ませていたことから、建設工事請負契約約款第 45 条の規定に基づき、実費相当分の賠償金の支払いが必要となったものである。原因は、担当者の単純なミスによるものであり、複数者によるダブルチェックを働かせていれば未然に防止できたと考えられる。

ii) 業務ミスの発生など異例事案に対する迅速な対応について

また、この事案は、ミスの発生に気付いてから対応策を決定するまでの間、いたずらに時日を要し、迅速な対応ができなかったことにより、損害の発生を拡大させたという問題がある。

10 月 7 日に建築担当者は業者からの問い合わせで異常に気づき、事務担当者に連絡しているのであるから、事務担当者は直ちに積算内訳書を確認し過少見積の事実を建築担当者に連絡し、その日のうちに業者へその事実を確認し、その結果を直ちに上司に報告しなければならなかった。

そうであれば、少なくとも翌日の 10 月 8 日（土）には業者へ落札取り消しを連絡できたと考えられるのに、実際に落札取り消しが行われたのは 10 月 13 日であり、問題発生から実に 1 週間を要している。

問題の発生に対し、迅速な対応がなされていたならば、落札業者の工事進行を早期にストップさせ、損害の拡大を極力防げたのであるから、その対応が遅いと言わざるを得ない。こうした業務ミスの発生などの異例事案に対する迅速かつ適切な対応の仕方について、職場内での意思疎通を図るとともに、危機管理意識の醸成を図らなければならない。

(2) 随意契約における 1 者見積の相手方特定理由の妥当性の検討

随意契約において、契約規則第 30 条第 1 項第 2 号「他に代替しうる者なし」の定めに従って 1 者見積で済ませた場合の理由の妥当性について、以下の契約につき検討を

行った。

- ①No14 : 学舎設備台帳作成業務委託 (株)ナショナルメンテナンス 3,612,000 円
- ②No15 : 環境管理センター運転等管理業務 水道機工(株) 9,292,500 円
- ③No16 : 空調等設備自動制御機器更新工事 アズビル(株) 49,980,000 円
- ④No21 : 硬さ試験機 (株)エリオニクス 8,400,000 円
- ⑤No22 : ロボットシステム 丸文(株) 11,550,000 円
- ⑥No23 : ターボ分子ポンプ式真空蒸着装置 (株)京都タカオシン 5,700,000 円
- ⑦No24 : 走査電子顕微鏡システム (株)日立ハイテクノロジーズ 14,994,000 円
- ⑧No25 : 超高精度三次元測定機 パナソニック FS エンジニアリング(株) 33,199,950 円
- ⑨No26 : 光学設計用ソフトウェア (株)オプトデザイン 2,100,000 円
- ⑩No28 : 超精密射出成形機 東芝機械(株) 16,506,000 円
- ⑪No29 : JMN-LA核磁気共鳴装置制御用コンピュータシステム
(株)JEOL RESONANCE 5,250,000 円

①から⑪について検討の結果、1者見積とされたものについては、その相手方特定理由に不当性(疑義)を感じるものはなかった。また、100万円以上の研究費等の執行による備品の購入については備品選定委員会が適切に開催され、承認手続が適正に行われていた。

(3) その他の検討結果について

上記に個別にコメントを加えたもの以外において、指摘事項や意見はない。一般競争入札、指名競争入札の手続きに不備は認められない。随意契約とされた少額取引については、複数見積合せにより相手先が決定されており、また、1者見積とされたものについては、その相手方特定理由に不当性(疑義)を感じるものはない。

6.3.3 県立大学の研究費等の執行手続に関するマニュアルの制定について

県立大学は、教員が支出する研究費等の予算の執行手続について「研究費等執行マニュアル」を定めている。教員は、会計規則や契約事務取扱規程のほか、研究費予

算の執行に当たってはこのマニュアルに従って購入手続を進めなければならない。

研究費等執行マニュアル（2012年度版）では、研究費等の執行手続きについて以下の項目を定めている。

- ①研究費等執行手続きの主な注意点
- ②物品購入の場合の購入予定価格の金額の大小による手続きの違いについて
- ③購買事務フロー（1件 50万円未満の契約）
- ④購買事務フロー（1件 50万円以上の契約）

この研究費等執行マニュアルの内容を要約すれば以下のとおりとなる。

(1) 研究費等執行手続きの主な注意点

- (ア) 予算の執行にあたっては現地調達を除き、財務グループの事前の承認が必要です。
- (イ) 科研費、奨励寄附金を含め、すべてのものについて財務グループで検収を行います。
- (ウ) 教員発注の限度額は1件あたり50万円未満です。50万円以上の契約は、財務グループでの発注となります。（同一業者への発注を分割して伺いには認められません。50万円未満の契約であっても、極力、複数業者から見積を取り、経済的な執行をして下さい。）

(2) 物品購入の場合の購入予定価格の金額の大小による手続きの違いについて

①10万円以上50万円未満

- i) 業者決定・発注者は教員となる
- ii) 250万円未満のため随意契約が可能であり、50万円未満のため見積合せも不要（1者見積が可能）となる。
- iii) 事務局の承認後、教員から業者へ発注が行われる。

②50万円以上250万円未満

- i) 業者決定・発注者は事務局となる
- ii) 250万円未満のため随意契約が可能であるが、事務局による複数業者からの見積合せが必要である。
- iii) 事務局による見積合せにより業者を決定し、事務局から業者へ発注が行われる。

iv) 1品が100万円を超える備品の場合は、機種選定について、各学部の選定委員会による承認が必要となる。承認が下りたものについて、事務局による見積合せにより業者を決定し、事務局から業者へ発注が行われる。

③250万円以上

i) 事務局による入札が原則必要であり、事務局から落札業者へ発注が行われる。

ii) 1品が100万円を超える備品の場合は、機種選定について、各学部の選定委員会による承認が必要となる。承認が下りたものについて、事務局により入札を行い、事務局から落札業者へ発注が行われる。

(3) 購買事務フロー（1件50万円未満の契約）

①教員から業者へ見積依頼

②業者から教員へ見積提出

③教員が教員発注伺書を入力・印刷

④教員が財務グループへ教員発注伺書を提出（正式な見積書添付）

⑤財務グループが教員発注伺書を承認する

⑥教員が業者へ発注

⑦業者が財務グループへ納品（物品、納品書、請求書）

⑧財務グループが検収、納品書、請求書を預かり、受取確認票に確認印の押印、業者名・確認者名記入

⑨業者へ物品、受取確認票返却

⑩業者が教員へ物品、受取確認票を渡す

⑪教員が物品確認後、受取確認票にサイン

⑫教員が財務グループへ受取確認票を提出（業者あるいは各学部控室経由）

⑬財務グループから業者へ支払

(4) 購買事務フロー（1件50万円以上の契約）

①教員から業者へ参考見積を依頼

②業者から教員へ参考見積を提出

- ③教員が購入依頼書を入力・印刷
- ④教員が財務グループへ購入依頼書を提出、添付書類として仕様書、カタログ、参考見積書、100万円以上は選定委員会承認書類、1者見積の場合はメーカー直販証明、県内唯一代理店証明などを添付
- ⑤財務グループが見積、入札のための業者選定や依頼文作成
- ⑥財務グループが業者へ見積、入札依頼
- ⑦業者が財務グループへ見積書提出、入札
- ⑧財務グループが落札者を決定
- ⑨財務グループが業者へ発注、契約書案を送付
- ⑩業者より契約締結
- ⑪業者が財務グループへ納品（物品、納品書、請求書）
- ⑫財務グループが検収し納品書、請求書を預かり、受取確認票に確認印の押印、業者名・確認者名記入。設置までが契約に含まれる場合は、設置場所へ出向き検収を行う。
- ⑬業者へ物品、受取確認票返却
- ⑭業者が教員へ物品、受取確認票を渡す
- ⑮教員が物品確認後、受取確認票にサイン
- ⑯教員が財務グループへ受取確認票を提出（業者あるいは各学部控室経由）
- ⑰財務グループから業者へ支払

6.3.4 教員が行う研究費等の支出にかかわる契約手続の検討

(1) 監査対象とした研究費等の契約取引

教員等が年間 30 万円以上の奨励金・寄付金を受け取った企業等との取引実績の一覧の提出を求め、この中から監査人が必要と認めた教員と企業との契約取引について、異常な取引がないか、また契約手続は適正に行われているかについて検討を実施した。

監査対象とした研究費等の契約取引【図表 6.3.4-1】

| No | 事業名称 | 契約先 | 契約方法 | 契約金額 | 納入日 | 契約手続の検討 |
|----|-------------------------|-----|----------------|-----------|----------|---|
| 1 | 総合気象センサー計測システム | F社 | 随意契約 (1者見積) | 970,200 | 21.09.04 | 他に代替しうる者なし 直販証明添付 |
| 2 | 大気・気象計測システム | F社 | 随意契約 (1者見積) | 5,997,600 | 22.03.31 | 他に代替しうる者なし 備品選定委員会承認 |
| 3 | 風向風速計 200-WS02-FP | F社 | 随意契約 | 99,750 | 23.02.25 | 分割発注の疑い 財務Gの事前承認なし 財務Gの現品検収なし 財務G発注行われず |
| 4 | 温湿度センサー HD9817-FP | F社 | 随意契約 | 98,700 | 23.02.25 | |
| 5 | 雨量計 TR525MM-FP | F社 | 随意契約 | 96,600 | 23.02.25 | |
| 6 | 感雨計 HD2013-FP | F社 | 随意契約 | 93,450 | 23.02.25 | |
| 7 | 小型風速計 200-WS1B-FP | F社 | 随意契約 | 40,000 | 23.02.25 | |
| 8 | 小型温湿度系センサー PC522L-FP | F社 | 随意契約 | 81,500 | 23.02.25 | |
| 9 | 水位ロガー 1個(余呉町) | F社 | 随意契約 | 186,165 | 23.07.20 | |
| 10 | 水位ロガー 2個(甲賀市油日) | F社 | 随意契約 | 372,330 | 23.07.25 | |
| 11 | 通信アダプタ | F社 | 随意契約 | 4,200 | 23.07.21 | |
| 12 | 設置用支柱一式 | F社 | 随意契約 | 73,500 | 24.02.01 | 分割発注の疑い 財務Gの事前承認なし 財務Gの現品検収なし 財務G発注行われず 備品選定委員会開催なし |
| 13 | 気象計センサー等 | F社 | 随意契約 | 437,640 | 24.02.01 | |
| 14 | 複合気象計測システム | F社 | 随意契約 (1者見積) | 726,060 | 24.02.01 | |
| 15 | 計測システム | F社 | 随意契約 (1者見積) | 833,700 | 24.02.01 | 分割発注の疑い 財務Gの事前承認なし 財務Gの現品検収なし 財務G発注行われず 備品選定委員会開催なし |
| 16 | 総合気象センサー | F社 | 随意契約 | 384,300 | 24.02.01 | |

監査対象とした研究費等の契約取引【図表 6.3.4-2】

| No | 事業名称 | 契約先 | 契約方法 | 契約金額 | 納入日 | 契約手続の検討 |
|----|---------------------------|-----|----------------|-----------|----------|---------------------------|
| 17 | 水位ロガー Shimple Log MIZU | F社 | 随意契約 | 372,330 | 25.03.26 | |
| 18 | サテライト気象観測装置 メンテナンス | F社 | 随意契約 | 295,050 | 25.12.16 | |
| 19 | 自然通風シュルター | F社 | 随意契約 | 38,850 | 26.03.24 | |
| 20 | 小型データ収集装置 CR-10X U | F社 | 随意契約 | 75,600 | 26.03.24 | |
| 21 | 32CHマルチ渦電流 深傷装置 | A社 | 随意契約 (1者見積) | 2,935,800 | 23.03.31 | 他に代替しうる者なし 備品選定委員会開催なし |

(1) ある教員が行った契約手続 (No1～No20) の検討

No1～No20 の取引は、F社から奨励寄付金を受領した教員が、当該企業と行った取引である。当教員は、当該業者から平成22年度に100万円、平成23年度に100万円の合計200万円の奨励寄付金を受領し、平成21年度以降の5年間に約1100万円の物品購入取引を行っている。

契約関係書類を検討した結果、以下の①No2の取引を除き、以下の手続違反があると考えられた。

① No2 : 合計金額 5,997,600 円

大気・気象計測システム (4システム) の契約であるが、1者見積による随意契約が行われている。当業者がもつドコモFOMA網を利用した双方向通信型の環境計測ネットワークシステムの構築技術は唯一であり、他メーカーに比べ非常に安価である点で他の追随許さないとされ、機種選定について当学部の選定委員会の承認を受けている。

この契約手続には問題はない。

② No3～No8 : 合計金額 510,000 円

この一連の取引は、同一取引先に対して同日発注され、またその後において同日納品された物品購入の取引であり、教員発注何書も連番であれば、業者からの納品書も

同一番号の枝番処理されたものである。そして、6個の単品が一個の複合気象センサーの一つパッケージに「この中にすべてが入っています。」というコメントを添えた写真が納品書に添付され、これが現品の検収に代えられているようである。6個の取引の内容を見ると風速計と湿温度センサーと雨量計がタイプ違いで各2個ずつあり、本当に一つのパッケージに入っているのかと疑問を感じると同時に、写真でも実物の確認が行なえない。

同一業者への1件の取引とすれば、この契約は50万円以上の取引であるから、教員発注ではなく事務局発注であり、随意契約であるとしても複数業者による見積合せあるいは1者見積理由の開示が必要となる。

なお、以下の財務グループからの質問回答を見ても、発注にあたり財務グループの事前承認を受けず、また、財務グループの現品検収も受けておらず、すべて事後処理であるという重大な手続違反があったことが分かる。

財務グループは、「業者への支払いが著しく遅延している状況の下で、大学としては業者への支払いを優先した」とするが、現品検収ができるまで支払停止とすべきであったと考える。

<財務グループの見解>

複数業者からの見積徴収、財務グループによる発注手続等は指摘のとおりである。しかし、これらの取引の書類はすべて事後処理であり、業者への支払いが著しく遅延している状況の下で、大学としては業者への支払いを優先したものである。

③ No9 および No10 : 合計金額 558,495 円

この取引は同種の物品3個の取引について、設置場所が異なることから1個と2個の取引に分けて分割発注されたものである。業者からの見積書はいずれも6月30日の同日日付であり、納品書の日付も7月12日の同日日付である。またNo9については、教員発注伺書の日付が7月14日であり、納品日が7月12日であるから事後申請という取引である。また、教員発注伺書の財務グループ確認日を見ると、No9が7月20日、No10が7月25日であり、これらの取引も財務グループへは事後処理としてなされたものであることが分かる。検収も添付された写真によるものである。

発注にあたり財務グループの事前承認を受けず、また、財務グループの現品検収も受けておらず、重大な手続違反があったことが分かる。

同一業者への1件の取引とすれば、この契約は50万円以上の取引であるから、教員発注ではなく事務局発注であり、随意契約であるとしても複数業者による見積合せあるいは1者見積理由の開示が必要となる。

<財務グループの見解>

No9は余呉町摺墨、No10は甲賀市油日に設置している。両機器とも同じ日の見積書、納品書、請求書ですが、財務グループへの提出は7月1日と7月14日に分割して行われ、それぞれを承認している。財務グループとしては、期間を開けて発注されていること、設置場所が別の場所であることなどから、これが同一発注であることを見抜けなかったものと判断される。

④ 以下の(i)および(ii)の取引について

(i) No12、No13 および No14 : 合計金額 1,237,200 円

この取引は乗鞍に設置された一体として機能する総合気象センサー計測システムの購入である。気象センサーや設置用支柱を別取引としているが、同一業者から一体として利用するものの購入であり、1件の契約として手続を行うべきである。

同一業者への1件の取引とすれば、この契約は100万円以上の取引であるから、機種選定について、各学部の備品選定委員会による承認が必要となるが、手続は行われていない。そしてすべての取引が事務局発注となり、随意契約であるとしても複数業者による見積合せあるいは1者見積理由の開示が必要となる。

なお、この取引に関しては、事務局長から担当教員に顛末書の提出が要請されていた。

(ii) No15 及び No16 : 合計金額 1,218,000 円

これも上記の No12~14 の取引であり屋久島に設置された一体として機能する総合気象センサー計測システムの購入である。

これも上記と全く同様の問題点がある。

なお、この取引に関しても、事務局長から担当教員に顛末書の提出が要請されていた。

＜上記(i)および(ii)に対する財務グループの見解＞

平成24年2月23日付けの担当教員から事務局長に顛末書が提出された経緯は、今回提出します「研究費等の適正な執行の確保および顛末書の提出について」（平成24年2月17日付け滋県大財第143号）に対する回答として提出されたものである。

以上一連の手続きは、本学の研究費等執行マニュアルに定める諸手続きを大きく逸脱ものであるが、業者への支払いが著しく遅延し、未だ支払いが行われていない状況の下で、大学としては業者への支払いを優先したものである。

(iii)担当教員あてに通知された顛末書提出の指示文書について

以下に、事務局長から担当教員あてに通知された「研究費等の適正な執行の確保および顛末書の提出について」（平成24年2月17日付け滋県大財第143号）の内容（一部抜粋）を掲載する。

貴殿に対しては、前年度から再三再四、研究費等の執行にあたっての事前承認および日時や場所を明確にした検品確認の徹底を財務グループから要請してきたところで、しかし、依然として別紙のと通りの事例が見受けられます。

このような執行ルールに反するものの支払いはできません。このため関係書類を返還しますので、案件ごとに下記事項についてその理由を文書にて2月24日（金）までに回答して下さい。

なお、日付の記入のない見積書等を発行した業者に対しても改善を求めますので、ご承知願います。

記

1.物品購入（①～④について）

(1)写真に設置場所と日時、納品書に日付の記載がなく設置・納入の確認ができない。

(2)業者の見積書、納品書、請求書に日付が未記入であり、取引の有無が確認できない。

以上の点を整理したとしても以下の執行ルール違反があるので、顛末書を提出してく

ださい。

(3)業者によると9月、10月に設置されたとのことであるが、伺書が1月と大幅に遅延して提出されている。

(4)50万円以上(①、②)の契約であるが財務グループを介して発注していない。

別紙

①気象計測システム一式の購入(備品) ⇒ 契約 No14 に対応する取引

金額：726,060円 発注先：F社

現地搬入日：平成23年9月12日(業者から財務グループが口頭で聞き取り)

購入依頼書日付：平成24年1月20日

②気象計測システム一式の購入(備品) ⇒ 契約 No15 に対応する取引

金額：833,700円 発注先：F社

現地搬入日：平成23年10月4日(業者から財務グループが口頭で聞き取り)

購入依頼書日付：平成24年1月23日

③気象センサー一式の購入(備品) ⇒ 契約 No13 に対応する取引

金額：437,640円 発注先：F社

現地搬入日：平成23年9月12日(業者から財務グループが口頭で聞き取り)

購入依頼書日付：平成24年1月20日

④気象センサー一式の購入(備品) ⇒ 契約 No16 に対応する取引

金額：384,300円 発注先：F社

現地搬入日：平成23年10月4日(業者から財務グループが口頭で聞き取り)

購入依頼書日付：平成24年1月23日

(iv)指摘事項(②③④を総括しての指摘事項)

この通知書の記載内容をみると、当該教員がいかんがずさんな執行手続きを行っていたかが分かる。財務グループの事前承認を取らず、購入伺いもすべて事後処理である。業者回答による現地搬入日は(i)は平成23年9月、(ii)は平成23年10月であるのに対し、財務グループへの購入依頼書の日付はすべて平成24年1月であり、著しく遅延した事後処理となっている。

この教員は、少なくとも以下の手続違反を行った。

- (ア)1件の取引を分割発注することにより50万円未満の取引とし、本来なら財務グループから発注する取引を教員発注の取引にした。
- (イ)また、同じく分割発注することにより100万円未満の取引とし、備品購入にあたっての備品選定委員会の承認手続を不要にした。
- (ウ)財務グループの事前承認なしに教員が勝手に発注を行った。
- (エ)財務グループの現物の検収を受けず、勝手に現地搬入させて、写真説明で検収に替えざるを得ないようにした。

- (1)写真に設置場所と日時、納品書に日付の記載がなく設置・納入の確認ができない。
- (2)業者の見積書、納品書、請求書に日付が未記入であり、取引の有無が確認できない。

上記の通知書に記載のごとく、これでは取引の事実すら確認できず、手続違反もはなはだしい。

なお、日付を記載していない納品書、請求書が教員に渡されていたようだが、このような行為は不正行為の温床となる可能性をはらむものであり、業者に対しても今後このような行為を決して行わないように厳重に注意をすることが必要である。

このように行われた取引にあっては、取引事実が確認されない限り支払停止とすべきである。「業者への支払いが著しく遅延し、未だ支払いが行われていない状況の下で、大学としては業者への支払いを優先したものである。」として、支払いを行うことなど許されないと考えるべきである。

また、②、③および④の事案を総括の上、この教員については契約手続執行上の業務命令違反として厳しい処分が行われるべきである。当該教員のずさんな執行手続きのために、どれほど他の職員の就業時間が無駄にされたことかを考えてみても、顛末書提出で済まされるものではない。

- (2) 備品選定委員会の承認を必要とする1品100万円以上の判定についての検討
ある教員が行ったNo21、合計金額2,935,800円の取引について検討する。

この取引は、「32CH マルチ渦電流深傷装置 Multi2000 (A社製) 一式」という購入物

品名で見積書の徴取が起案され、また予定価格調書も装置一式で作成されている。ただ、この一式は 6 ユニットの製品で構成されており、その内訳と金額は以下のとおりである。

| | |
|------------------|-----------|
| 【マルチ渦流用アンプユニット】 | 483,000 円 |
| 【マルチ用切替アンプユニット】 | 462,000 円 |
| 【マルチセンサー処理ユニット】 | 441,000 円 |
| 【E C T信号処理ユニット】 | 835,800 円 |
| 【ホストCPU接続ネットワーク】 | 283,500 円 |
| 【マルチ渦流深傷ソフトウェア】 | 430,500 円 |

この装置一式は 100 万円以上の備品購入契約であるから、研究費等執行マニュアルによれば、機種選定について各学部の備品選定委員会の承認が必要となるはずである。しかし、教員は、各ユニットは個別に使用可能であり、個々のユニットは 100 万円未満であるから備品選定委員会による承認は不要としている。しかし、この見解は明らかに誤りである。なぜ、研究費等執行マニュアルが 1 品が 100 万円を超える備品の場合について備品選定委員会による承認が必要としているかの意味を十分に考えなければならない。この意味するところは、100 万円以上のものは高価であるから第三者的立場の意見を聞いて慎重に選定せよということにほかならない。一式として購入するのは、装置の機能発揮のために全体を組み合わせることを想定しているのであるから、これはあくまで全体として 1 品であり 100 万円を超える高価なものである。この購入に際しては、選定委員会の承認は必要であると考えべきである。

<財務グループの見解>

装置という名前が表示しているが、バージョンアップや保守も個別に実施される別々のユニットで構成されており、実験により異なる組み合わせで使用する。また、個別に違う実験及び部屋で使うことがあり、100 万円未満の備品数個の購入と判断している。各備品が 100 万円未満の場合は、備品選定委員会による承認を不要としています。

6.4 総合保健専門学校

6.4.1 過去3年間の契約の状況

総合保健専門学校の契約状況【図表 6.4.1-1】

| No | 事業名称 | 契約先 | 契約方法 | 契約金額 | 契約期間 | 契約手続の検討 |
|----|--------------------|-------------------|------------------------------|-----------|-------------|---|
| 1 | 看護備品購入 | ㈱坂本モデル | 随意契約 (オープンカウンタ) 160万以下 | 907,672 | 23年度 | 公募型見積合せ 2者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号 |
| 2 | チュアユニット購入 | ㈱モリタ 滋賀営業所 | 一般競争入札 | 3,534,300 | 23/6～23/8 | 2者入札 |
| 3 | 視聴覚室 AVシステムの整備 | キノンビクス㈱ | 一般競争入札 | 1,710,450 | 23/7～23/8 | 3者入札 |
| 4 | ダイヤル錠付き ロッカー購入 | ㈱ヒキタ事務機 | 随意契約 (オープンカウンタ) 160万以下 | 566,580 | 23/11～23/12 | 公募型見積合せ 2者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号 |
| 5 | 機械警備業務 | セコム㈱ | 随意契約 (1者見積) | 504,000 | 23/4～24/3 | 他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号 |
| 6 | 有人警備業務 | 東和警察保障㈱ | 一般競争入札 | 1,472,310 | 23/4～25/3 | 5者入札 |
| 7 | 消防設備等点検業務 | ㈱関西メンテナンス 滋賀 | 随意契約 100万以下 | 533,400 | 23/8～24/3 | 見積合せ 3者 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第6号 |
| 8 | 学生B型肝炎ワクチン 接種業務 | (財)滋賀保健研究 センター | 一般競争入札 | 3,129,840 | 23/4～24/3 | 1者入札 |
| 9 | 学生肝炎検査業務 | (財)滋賀県健康 づくり財団 | 一般競争入札 | 1,400,400 | 23/4～24/3 | 1者入札 |
| 10 | 学生ツベルクリン検査 反応業務 | (財)滋賀保健研究 センター | 一般競争入札 | 1,028,475 | 23/4～24/3 | 1者入札 |
| 11 | 樹木管理業務 | ㈱吉仁園 | 随意契約 100万以下 | 924,000 | 23/6～23/11 | 見積合せ 6者 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第6号 |
| 12 | 看護臨地実習委託業務 | 野洲病院 | 随意契約 (1者見積) | 1,349,460 | 23/5～24/3 | 他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号 |
| 13 | 看護臨地実習委託業務 | 草津総合病院 | 随意契約 (1者見積) | 643,860 | 23/8～24/1 | 他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号 |
| 14 | 看護臨地実習委託業務 | 滋賀医科大学 | 随意契約 (1者見積) | 1,020,000 | 23/8～23/9 | 他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号 |
| 15 | 看護臨地実習委託業務 | 滋賀医科大学 | 随意契約 (1者見積) | 1,332,000 | 24/1～24/2 | 他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号 |
| 16 | チュアユニット購入 | ㈱モリタ 滋賀営業所 | 一般競争入札 | 3,534,300 | 24/6～24/8 | 1者入札 |

総合保健専門学校の契約状況【図表 6.4.1-2】

| No | 事業名称 | 契約先 | 契約方法 | 契約金額 | 契約期間 | 契約手続の検討 |
|----|----------------------|-----------------------------|------------------------------|------------|-------------|---|
| 17 | 大教室2AVシステム購入 | キノンビクス(株) | 一般競争入札 | 4,812,150 | 24/6～24/8 | 4者入札 |
| 18 | 歯科備品購入 | (株)京都医療設計 | 随意契約 (オープンカウント) 160万以下 | 604,800 | 24年度 | 公募型見積合せ 2者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号 |
| 19 | 備品購入(パソコン) | 藤野商事(株) | 随意契約 (オープンカウント) 160万以下 | 583,485 | 24年度 | 公募型見積合せ 3者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号 |
| 20 | 防犯カメラシステム購入 | キノンビクス(株) | 一般競争入札 | 934,500 | 24/11～24/12 | 5者入札 |
| 21 | 機械警備業務 | セコム(株) | 随意契約 (1者見積) | 504,000 | 24/4～25/3 | 他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号 |
| 22 | 清掃業務 | (株)テクノス総合 メンテナンス サービス | 一般競争入札 | 5,375,160 | 24/4～26/3 | 9者入札 |
| 23 | 学生B型肝炎ワクチン 接種業務 | (財)滋賀保健研究 センター | 一般競争入札 | 2,744,280 | 24/4/～25/3 | 1者入札 |
| 24 | 学生肝炎検査業務 | (財)滋賀県健康 づくり財団 | 一般競争入札 | 1,450,800 | 24/4～25/3 | 1者入札 |
| 25 | 学生ツベルクリン検査 反応業務 | (財)滋賀保健研究 センター | 一般競争入札 | 1,011,150 | 24/4～25/3 | 1者入札 |
| 26 | 樹木管理業務 | 中西造園(株) | 随意契約 100万以下 | 924,000 | 24/6～24/11 | 見積合せ 6者 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第6号 |
| 27 | 看護臨地実習委託業務 | 守山市民病院 | 随意契約 (1者見積) | 926,100 | 24/10～25/2 | 他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号 |
| 28 | 看護臨地実習委託業務 | 医療法人社団 御上会野洲病院 | 随意契約 (1者見積) | 1,490,580 | 24/5～25/2 | 他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号 |
| 29 | 看護臨地実習委託業務 | 湖南病院 | 随意契約 (1者見積) | 662,970 | 24/5～24/11 | 他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号 |
| 30 | 看護臨地実習委託業務 | 滋賀医科大学 | 随意契約 (1者見積) | 1,152,000 | 24/8～24/9 | 他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号 |
| 31 | 看護臨地実習委託業務 | 滋賀医科大学 | 随意契約 (1者見積) | 720,000 | 25/1～25/1 | 他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号 |
| 32 | 教育用コンピューター システム設備 | 東京センチュリー リース(株) | 一般競争入札 | 19,933,200 | 24/9～29/8 | 1者入札 |
| 33 | チュアユニット購入 | (株)モリタ 滋賀営業所 | 一般競争入札 | 3,616,200 | 25/7～25/8 | 1者入札 |
| 34 | 大教室3AVシステム 購入 | キノンビクス(株) | 一般競争入札 | 6,499,500 | 25/7～25/8 | 1者入札 |

総合保健専門学校の契約状況【図表 6.4.1-3】

| No | 事業名称 | 契約先 | 契約方法 | 契約金額 | 契約期間 | 契約手続の検討 |
|----|--------------------|-------------------|------------------------------|-----------|-------------|---|
| 35 | 看護備品購入 | (株)増田医科機器 滋賀支店 | 随意契約 (オープンカウント) 160万以下 | 732,375 | 25年度 | 公募型見積合せ 3者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号 |
| 36 | 機械警備業務 | セコム(株) | 随意契約 (1者見積) | 504,000 | 25/4～26/3 | 他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号 |
| 37 | 有人警備業務 | (株)日本警綜 | 一般競争入札 | 1,407,561 | 25/4～27/3 | 7者入札 |
| 38 | 学生B型肝炎ワクチン 接種業務 | (財)滋賀保健研究 センター | 一般競争入札 | 2,760,345 | 25/4～26/3 | 1者入札 |
| 39 | 学生肝炎検査業務 | (財)滋賀県健康 づくり財団 | 一般競争入札 | 1,400,400 | 25/4～26/3 | 1者入札 |
| 40 | 学生ツベルクリン検査 反応業務 | (財)滋賀保健研究 センター | 一般競争入札 | 1,001,700 | 25/4～26/3 | 1者入札 |
| 41 | 樹木管理業務 | 徳永松寿園 | 随意契約 100万以下 | 840,000 | 25/6～25/11 | 見積合せ 6者 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第6号 |
| 42 | 看護臨地実習委託業務 | 守山市民病院 | 随意契約 (1者見積) | 1,293,600 | 25/9～26/2 | 他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号 |
| 43 | 看護臨地実習委託業務 | 医療法人社団御上会 野洲病院 | 随意契約 (1者見積) | 890,820 | 25/5～26/2 | 他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号 |
| 44 | 看護臨地実習委託業務 | 湖南病院 | 随意契約 (1者見積) | 776,160 | 25/5～25/11 | 他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号 |
| 45 | 看護臨地実習委託業務 | 滋賀医科大学 | 随意契約 (1者見積) | 1,080,000 | 25/8～25/9 | 他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号 |
| 46 | 看護臨地実習委託業務 | 滋賀医科大学 | 随意契約 (1者見積) | 864,000 | 25/12～25/12 | 他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号 |
| 47 | 看護臨地実習委託業務 | 滋賀医科大学 | 随意契約 (1者見積) | 624,000 | 26/1～26/1 | 他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号 |
| 48 | 看護臨地実習委託業務 | 滋賀医科大学 | 随意契約 (1者見積) | 1,292,000 | 26/2～26/2 | 他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号 |

(注) 図表中の略字 令：地方自治法施行令 財規：滋賀県財務規則

6.4.2 契約手続の適正性の検討

(1) 一般競争入札の契約方法の妥当性についての検討

①学生B型肝炎ワクチン接種業務 (No8、23、38) (落札者：滋賀保健研究センター)

②学生肝炎検査業務 (No9、24、39) (落札者：滋賀県健康づくり財団)

③学生ツベルクリン検査反応業務 (No10、25、40) (落札者：滋賀保健研究センター)

上記①～③の取引の契約方法については、3年間とも一般競争入札が行われている。ただ、入札説明書の交付を受けているのはいつも同一の2業者だけである。そして入札に参加するのは2業者のうちのいずれか1業者であり、もう1業者は必ず入札辞退届を提出して入札には参加しない。その結果、各契約の落札者は3年とも全く同一であり、契約金額も3年とも全く同一という結果になっている。

実際問題としてこれらの業務を行える業者が他にいないのか、それとも入札情報が他の業者に伝わっていないのかは不明であるが、今のまま一般競争入札を続けても、公正性は果たしているとはいえ参加者は限られていて経済性という競争原理は何ら働いていないと考えられる。

このように入札に参加するものが常時限られているような場合、地方自治法施行令第167条第2号「その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である契約をするとき。」の規定により指名競争入札を行ってみてはどうか。

競争入札参加資格者名簿より当該業務が実施可能と思われる医療機関すべてに対し入札参加をうながすために指名を行い、複数者が入札に参加するかどうかを確認してみることも一考ではないかと考える。

複数者による競争が行われる方法を検討することが必要である。

<学校の見解>

本県の入札事務を取り扱っている会計管理局管理課に対し本件について問い合わせしましたところ、指名競争入札にすると、新規参入を阻む恐れがあり、県の方針としては指名競争入札から一般競争入札へと移行をさらに積極的に進めることとなっているとの見解でした。

県の方針が、指名競争入札から一般競争入札へと移行をさらに積極的に進めることとなっていること、および透明性の確保や公平性の観点からも一般競争入札から指名競争入札への移行はできません。なお、今年度から委託についても「物品・役務電子調達システム」を利用して一般競争入札を実施しており、このシステムでは、入札案件が公開された際に入札参加資格がある業者に対しメールが自動配信されるため、指名

競争入札と同じような効果があると考えられます。

(2) 随意契約における複数者見積徴取についての検討

50 万円未満の契約であるため、【図表 6.4.1】の契約状況の図表には監査対象としてリストされていないが、毎年行われている便検査業務と X線検査業務の契約がある。

この便検査と X線検査の契約については、3 年間とも予定価格が 100 万円以下であることから随意契約が行われている。3 者に見積合せを依頼しているが、採用業者である滋賀県健康づくり財団以外の 2 者はいつも見積辞退であり、実質的には 1 者見積となっている。いつも辞退する者に見積書の提出依頼をしても、これでは複数者との見積合せを行ったとはいえない。実質的に複数者が見積に参加するよう、見積依頼先を増やす努力をすべきである。

<学校の見解>

従来は実績に基づき見積依頼をしておりましたが、今回、県の登録業者を検索したところ、上記業務に対応できる業者が従前を見積業者以外に 1 者判明したため、その業者を加えて見積書を徴取するよういたします。

(3) その他の検討結果について

上記に個別にコメントを加えたもの以外において、指摘事項や意見はない。一般競争入札、指名競争入札の手続きに不備は認められない。随意契約とされた少額取引については、公募型見積合せや複数見積合せにより相手先が決定されており、また、1 者見積とされたものについては、その相手方特定理由に不当性（疑義）を感じるものはない。

6.5 看護専門学校

6.5.1 過去3年間の契約の状況

看護専門学校の契約状況【図表 6.5.1-1】

| No | 事業名称 | 契約先 | 契約方法 | 契約金額 | 契約期間 | 契約手続の検討 |
|----|--------------------------|--------------------|------------------------------|-----------|------------|--|
| 1 | 昇格機設備保守点検業務委託 | 東芝エレベーター(株) | 随意契約 (1者見積) 100万以下 | 802,620 | 23/4～24/3 | 他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号 |
| 2 | ガスヒーポン保守点検業務委託 | 大阪ガス(株) | 随意契約 (1者見積) 100万以下 | 552,930 | 23/4～24/3 | 他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号 |
| 3 | 非常勤講師業務委託 (単価契約) | 市立長浜病院 | 随意契約 (1者見積) | 2,148,960 | 23/4～24/3 | 国地方公共団体が相手方 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号 |
| 4 | 学生の病院臨地実習 (単価契約) | (福)青祥会 セフィロト病院 | 随意契約 (1者見積) | 704,130 | 23/5～24/11 | 県統一単価により契約 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号 |
| 5 | 学生の病院臨地実習 (単価契約) | 市立長浜病院 | 随意契約 (1者見積) | 5,352,270 | 23/5～24/3 | 県統一単価により契約 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号 |
| 6 | 学生の病院臨地実習 (単価契約) | 長浜赤十字病院 | 随意契約 (1者見積) | 5,239,080 | 23/5～24/3 | 県統一単価により契約 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号 |
| 7 | 学生B型肝炎ワクチン 接種業務 | (財)滋賀保健研究 センター | 一般競争入札 | 1,384,425 | 23/5～24/3 | 1者入札 必ず入札参加せず |
| 8 | 学生肝炎検査業務委託 | (財)滋賀保健研究 センター | 随意契約 100万以下 | 796,110 | 23/4～23/5 | 見積依頼2者 必ず1者辞退 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第6号 |
| 9 | 物品購入 医学・看護専門図書等 | 丸善(株) | 一般競争入札 | 2,827,785 | 23/6～24/3 | |
| 10 | 物品購入 看護教育用月刊誌 | 丸善(株) | 随意契約 160万以下 | 610,758 | 23/4～24/3 | 見積合せ 2者 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号 |
| 11 | 物品購入 外科包帯法 シュミレーター | (株)増田医科器械 | 随意契約 (オープンカウント) 160万以下 | 1,008,000 | 23/9～23/10 | 公募型見積合せ 2者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号 |
| 12 | 有人警備業務委託 | 東和警備保障(株) | 一般競争入札 | 1,915,200 | 24/4～26/3 | 5者入札 |
| 13 | 清掃業務委託 | (株)ナショナル メンテナンス | 一般競争入札 | 4,179,000 | 24/4～26/3 | 4者入札 |
| 14 | 昇降機設備保守点検業務委託 | 東芝エレベーター(株) | 随意契約 (1者見積) 100万以下 | 802,620 | 24/4～25/3 | 他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号 |
| 15 | ガスヒーポン保守点検業務委託 | 大阪ガス | 随意契約 (1者見積) 100万以下 | 552,930 | 24/4～25/3 | 他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号 |
| 16 | 非常勤講師業務委託 (単価契約) | 市立長浜病院 | 随意契約 (1者見積) | 1,985,140 | 24/4～25/3 | 国地方公共団体が相手方 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号 |

看護専門学校の契約状況【図表 6.5.1-2】

| N o | 事業名称 | 契約先 | 契約方法 | 契約金額 | 契約期間 | 契約手続の検討 |
|-----|-----------------------------|------------------------|------------------------------|------------|------------|--|
| 17 | 学生の病院臨地実習 (単価契約) | (福)青祥会 セフィロト病院 | 随意契約 (1者見積) | 879,060 | 24/5～24/11 | 県統一単価により契約 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号 |
| 18 | 学生の病院臨地実習 (単価契約) | 市立長浜病院 | 随意契約 (1者見積) | 5,956,440 | 24/5～25/3 | 県統一単価により契約 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号 |
| 19 | 学生の病院臨地実習 (単価契約) | 長浜赤十字病院 | 随意契約 (1者見積) | 5,882,940 | 24/5～25/3 | 県統一単価により契約 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号 |
| 20 | 学生の病院臨地実習 (単価契約) | 長浜市立湖北病院 | 随意契約 (1者見積) | 505,680 | 24/5～24/11 | 県統一単価により契約 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号 |
| 21 | 学生B型肝炎ワクチン 接種業務 | (財)滋賀保健研究 センター | 一般競争入札 | 1,561,140 | 24/5～25/3 | 1者入札 必ず入札参加せず |
| 22 | 学生肝炎検査 業務委託 | (財)滋賀保健研究 センター | 随意契約 100万以下 | 803,250 | 24/4～24/5 | 見積依頼2者 必ず1者辞退 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第6号 |
| 23 | 物品購入 医学・看護専門図書等 | 丸善(株) | 一般競争入札 | 2,581,035 | 24/6～25/3 | |
| 24 | 物品購入 看護教育用月刊誌 | 丸善(株) | 随意契約 160万以下 | 675,703 | 24/4～25/3 | 見積合せ 2者 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号 |
| 25 | 物品購入 採血・静脈 シュミレーター等 | (株)増田医科器械 | 随意契約 (オープンカウント) 160万以下 | 1,465,800 | 24/4～24/5 | 公募型見積合せ 2者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号 |
| 26 | 物品購入 沐浴等多目的実習用 新生児人形等 | (株)増田医科器械 | 随意契約 (オープンカウント) 160万以下 | 623,700 | 24/10 | 公募型見積合せ 2者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号 |
| 27 | 教育用コンピューター 賃貸借 | NECキャピタル ソリューション(株) | 一般競争入札 | 17,388,000 | 24/9～29/8 | 1者入札 |
| 28 | カラー印刷機賃貸借 | 小林事務機(株) | 一般競争入札 | 4,095,000 | 24/5～29/4 | 1者入札 |
| 29 | 昇格機設備保守点検 業務委託 | 東芝エレベーター (株) | 随意契約 (1者見積) 100万以下 | 802,620 | 25/4～26/3 | 他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号 |
| 30 | ガスヒーボン保守点検 業務委託 | 大阪ガス(株) | 随意契約 (1者見積) 100万以下 | 552,930 | 25/4～26/3 | 他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号 |
| 31 | 非常勤講師業務委託 (単価契約) | 市立長浜病院 | 随意契約 (1者見積) | 2,039,320 | 25/4～26/3 | 国地方公共団体が相手方 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号 |
| 32 | 学生の病院臨地実習 (単価契約) | (福)青祥会 セフィロト病院 | 随意契約 (1者見積) | 735,000 | 25/5～25/11 | 県統一単価により契約 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号 |
| 33 | 学生の病院臨地実習 (単価契約) | 市立長浜病院 | 随意契約 (1者見積) | 5,258,190 | 25/5～26/3 | 県統一単価により契約 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号 |
| 34 | 学生の病院臨地実習 (単価契約) | 長浜赤十字病院 | 随意契約 (1者見積) | 5,239,080 | 25/5～26/3 | 県統一単価により契約 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号 |

看護専門学校の契約状況【図表 6.5.1-3】

| No | 事業名称 | 契約先 | 契約方法 | 契約金額 | 契約期間 | 契約手続の検討 |
|----|---------------------------|---------------|------------------------------|-----------|-----------|--|
| 35 | 学生B型肝炎ワクチン接種業務 | (財)滋賀保健研究センター | 一般競争入札 | 1,447,425 | 25/5～26/3 | 1者入札 必ず入札参加せず |
| 36 | 学生肝炎検査業務委託 | (財)滋賀保健研究センター | 随意契約 100万以下 | 717,570 | 25/4～25/5 | 見積依頼2者 必ず1者辞退 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第6号 |
| 37 | 駐車場工事 | (株)シンセイ | 随意契約 250万以下 | 1,207,500 | 25/7～25/8 | 見積合せ 10者 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号 |
| 38 | 物品購入 医学・看護専門図書等 | 丸善(株) | 一般競争入札 | 2,224,051 | 25/6～26/3 | |
| 39 | 物品購入 看護教育用月刊誌 | (株)神陵文庫 | 随意契約 160万以下 | 654,681 | 25/4～26/3 | 見積合せ 2者 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号 |
| 40 | 物品購入 看護実習モデル ともこ等 | (株)増田医科器械 | 随意契約 (オープンカウンタ) 160万以下 | 827,400 | 25/5 | 公募型見積合せ 2者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号 |
| 41 | 物品購入 多目的実習用新生児 モデル等 | (株)増田医科器械 | 随意契約 (オープンカウンタ) 160万以下 | 560,700 | 25/10 | 公募型見積合せ 1者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号 |
| 42 | 物品購入 除雪機 | (株)大久保 | 随意契約 (オープンカウンタ) 160万以下 | 718,200 | 25/9 | 公募型見積合せ 2者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号 |
| 43 | 物品購入 VOCシステム用 カメラ | (株)ナユタ | 随意契約 (1者見積) 160万以下 | 575,400 | 25/12 | 他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号 |

(注) 図表中の略字 令：地方自治法施行令 財規：滋賀県財務規則

6.5.2 契約手続の適正性の検討

(1) 一般競争入札の契約方法の妥当性についての検討

NO7、21、35の学生B型肝炎ワクチン接種業務、この取引の契約方法については、3年間とも一般競争入札が行われている。ただ、入札説明書の交付を受けている者及び入札参加者はいつも滋賀保健研究センターの1者のみであり、その結果、落札者及び契約金額は3年間とも全く同一となっている。総合保健専門学校と同様のケースである。

実際問題としてこれらの業務を行える業者が他にいないのか、それとも入札情報が他の業者に伝わっていないのかは不明であるが、今のまま一般競争入札を続けても、公正性は果たしているとはいえ参加者は限られていて経済性という競争原理は何ら働いていないと考えられる。

このように入札に参加するものが常時限られているような場合、地方自治法施行令第 167 条第 2 号「その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。」の規定により指名競争入札を行ってみてはどうか。

競争入札参加資格者名簿より当該業務が実施可能と思われる医療機関すべてに対し入札参加をうながすために指名を行い、複数者が入札に参加するかどうかを確認してみることも一考ではないかと考える。

総合保健専門学校と同様に、複数者による競争が行われる方法を検討することが必要である。

<学校の見解>

本県の入札契約事務担当課である会計管理局管理課より本質問に対し、指名競争入札を実施すると、新規参入を阻む恐れもあり、契約の競争性、公正性、透明性を高めるため、順次、指名競争入札から一般競争入札へ積極的に移行を進めているとの見解を得ており、本校としても指名競争入札へ移行することは、適当でないと考えます。

(2) 随意契約における複数者見積徴取についての検討

NO8、22、36 の学生肝炎検査業務委託、この取引の契約方法については、3 年間とも予定価格が 100 万円以下であることから随意契約が行われている。見積書提出依頼は 2 者に行われているが、3 年間とも同一業者であり、採用業者である滋賀保健研究センターだけが 3 年間とも同一内容の見積書を提出し、もう 1 者の近畿健康管理センターは 3 年間とも見積辞退である。2 者のうち、同一の 1 者はいつも見積を辞退するのであるから、これでは複数者との見積合せを行ったとはいえ、実質的には 1 者見積となっている。実質的に複数者が見積に参加するように見積依頼先を増やす努力をすべきである。これも総合保健専門学校と足並みをそろえて対処すべきであると考え。

<学校の見解>

従来から、本業務の見積徴取業者の選定にあたっては、物品の買入等にかかる競争入札参加資格者名簿に登録されている県内業者であること、また検査の質を担保すると

いう観点から、健診機関における検査技術を審査・評価する総合制度管理事業を実施している（社）全国労働衛生団体連合会の会員として認められていることを要件として2業者を選定してきました。しかし、ご指摘のとおり現状1者のみしか見積書の提出がないため複数者からの見積合せを行っているとは言い難く、今後は資格者名簿に登録されている業者すべてから見積徴取をすることといたします。

(3) その他の検討結果について

上記に個別にコメントを加えたもの以外において、指摘事項や意見はない。一般競争入札、指名競争入札の手続きに不備は認められない。随意契約とされた少額取引については、公募型見積合せや複数見積合せにより相手先が決定されており、また、1者見積とされたものについては、その相手方特定理由に不当性（疑義）を感じるものはない。